

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
荒川調節池工事事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事
工事地名	埼玉県さいたま市西区西遊馬地先から埼玉県川越市古谷上地先

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 3月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 8月
2) 事務所名	荒川調節池工事事務所 工務課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2026030007	1 4) 単価適用年月	2026年 8月
4) 契約区分	国債（翌債を含む）の本官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 8月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	河川工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	517日間 自 令和 8年10月 1日 (当初) 至 令和10年 2月29日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	埼玉県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	大宮地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	荒川上流本川	2 2) 処 分 費 等	117,500
		2 3) 公 告 日	令和 8年 3月19日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日
築堤・護岸	1式	切回し水路工	1式
河川土工	1式	構造物撤去工	1式
付帯道路工	1式	仮設工	1式
付帯工	1式		
栈橋工	1式		

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
築堤・護岸		式	1		731,875,713				
河川土工		式	1		261,462,072				
掘削工		式	1		74,593,740				
掘削(ICT)	土砂 オープンカット 障害無し 10,000m3以上50,000m3未満	m3	36,000	314.1	11,307,600			単-1号	
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		58,343,340			内-1号	
整地	残土受入れ地での処理	式	1		4,942,800			内-2号	
盛土工		式	1		164,601,982				
路体(築堤)盛土(ICT)		m3	151,500	257.3	38,980,950			単-2号	
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		89,776,652			内-3号	
積込(ルース)	土砂	式	1		35,844,380			内-4号	
法面整形工		式	1		22,266,350				
法面整形(切土部)(ICT)	砂質土、砂及び砂質土、粘性土	m2	24,250	918.2	22,266,350			単-3号	

設計内訳書

工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
河川土工 (指定部分)		式	1		33,733,915				
掘削工		式	1		7,545,340				
掘削(ICT)	土砂 オープンカット 障害無し 10,000m3以上50,000m3未満	m3	3,600	314.1	1,130,760			単-4号	
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		5,920,300			内-5号	
整地	残土受入れ地での処理	式	1		494,280			内-6号	
盛土工		式	1		21,740,100				
路体(築堤)盛土	2.5m未満	m3	2,400	6,995	16,788,000			単-5号	
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		4,282,080			内-7号	
積込(ルーズ)	土砂	式	1		670,020			内-8号	
法面整形工		式	1		4,448,475				
法面整形(盛土部)(ICT)	法面締固め無し	m2	7,650	581.5	4,448,475			単-6号	
付帯道路工 (指定部分)		式	1		212,391,066				

設計内訳書

工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
盛土工		式	1		46,320,690				
路床盛土(ICT)		m3	18,800	374.2	7,034,960			単-7号	
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		33,899,800			内-9号	
積込(ルース)	土砂	式	1		5,385,930			内-10号	
舗装準備工		式	1		5,328,838				
不陸整正	補足材無し	m2	28,180	189.1	5,328,838			単-8号	
アスファルト舗装工		式	1		160,741,538				
下層路盤(車道・路肩部)(ICT)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 250mm	m2	28,180	921.4	25,965,052			単-9号	
上層路盤(車道・路肩部)(ICT)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 150mm	m2	28,180	581.7	16,392,306			単-10号	
基層(車道・路肩部)	再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2	28,180	2,147	60,502,460			単-11号	
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2	28,180	2,054	57,881,720			単-12号	
付帯工		式	1		3,481,066				

設計内訳書

工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
護床工		式	1		2,714,250				
かごマット(スロープ 型)	t=50cm 亜鉛アルミメッキ 割栗石 径15～20cm	m2	175	15,510	2,714,250			単-13号	
縦帯工		式	1		766,816				
縦帯コンクリート	18-8-25(高炉) 幅 150 c m 高さ 40 c m	m	24.8	30,920	766,816			単-14号	
栈橋工		式	1		23,563,600				
栈橋工 (栈橋1)		式	1		15,889,440				
栈橋下部	支持杭H300 受桁H300	本	16	503,100	8,049,600			単-15号	
栈橋上部	主桁H350	t	5.4	150,600	813,240			単-16号	
覆工板	1000×3000	m2	105	66,920	7,026,600			単-17号	
栈橋工 (栈橋2)		式	1		7,674,160				
栈橋下部	支持杭H300 受桁H300	本	10	505,700	5,057,000			単-18号	
栈橋上部	主桁H300	t	1.4	148,600	208,040			単-19号	

設計内訳書

工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
覆工板	1000×3000	m2	36	66,920	2,409,120			単-20号	
切回し水路工		式	1		29,584,984				
作業土工		式	1		5,417,704				
床掘り(掘削)	土砂	式	1		465,290			内-11号	
床掘り	土砂	式	1		369,600			内-12号	
埋戻し	土砂	式	1		3,509,000			内-13号	
埋戻し	砂	式	1		1,073,814			内-14号	
切回し水路工		式	1		24,167,280				
暗渠排水管	据付 波状管 ダブル構造 呼径1,500mm	m	68	214,100	14,558,800			単-21号	
袋詰め根固め	2t用	袋	373	25,760	9,608,480			単-22号	
構造物撤去工		式	1		923,800				
構造物取壊し工		式	1		455,400				

設計内訳書

工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
コンクリート構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	m3	50	9,108	455,400			単-23号	
運搬処理工		式	1		468,400				
殻運搬	コンクリート殻(無筋)	m3	50	7,018	350,900			単-24号	
殻処分	コンクリート殻(無筋)	m3	50	2,350	117,500			単-25号	
仮設工		式	1		166,735,210				
工事用道路工		式	1		97,132,830				
敷鉄板	22×1,524×6,096(mm) 設置・撤去	式	1		95,355,290			内-15号	
不陸整正	補足材無し	式	1		1,777,540			内-16号	
仮締切工		式	1		3,942,480				
大型土のう		式	1		3,942,480			内-17号	
足場工		式	1		608,140				
足場	安全ネット必要	式	1		608,140			内-18号	

設計内訳書

工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
交通管理工		式	1		65,051,760				
交通誘導警備員		式	1		65,051,760			内-19号	
直接工事費		式	1		731,875,713				
共通仮設費		式	1		148,076,196				
共通仮設費		式	1		110,312,196				
運搬費		式	1		91,440,196				
重建設機械分解組立輸送費		式	1		2,375,600			内-20号	
仮設材運搬費		式	1		89,064,596			内-21号	
準備費		式	1		14,253,000				
表土運搬		式	1		14,253,000			内-22号	
技術管理費		式	1		1,769,000				
システム初期費 (ICT)		式	1		1,769,000			内-23号	

設計内訳書

工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
現場環境改善費（率計上）		式	1		2,850,000				
共通仮設費（率計上）		式	1		37,764,000				
純工事費		式	1		879,951,909				
現場管理費		式	1		148,007,000				
工事原価		式	1		1,027,958,909				
一般管理費等		式	1		134,661,091				
工事価格		式	1		1,162,620,000				
消費税相当額		式	1		116,262,000				
工事費計		式	1		1,278,882,000				

一式当たり内訳書

土砂等運搬
第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【秋ヶ瀬SY】								
土砂等運搬	標準 ハックル ハケット容量1. 3～1. 5m3 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 8. 5km以下	m 3	35, 970	1, 622	58, 343, 340			
合 計					58, 343, 340			

一式当たり内訳書

第 2号内訳書
整地

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【秋ヶ瀬SY】								
整地	残土受入れ地での処理	m 3	36, 000	137. 3	4, 942, 800			
合 計					4, 942, 800			

一式当たり内訳書

土砂等運搬
第 3号内訳書

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【土砂改良ヤード】								
土砂等運搬	標準 ハッケット ハケット容量1. 3～1. 5m3 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 1. 5km以下	m 3	166, 130	540. 4	89, 776, 652			
合 計					89, 776, 652			

一式当たり内訳書

積込(ルーズ)

第 4号内訳書

單僑使用年月	2026.08
步掛使用年月	2026.08
勞務調整係數	1.000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

土砂等運搬
第 5号内訳書

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【秋ヶ瀬SY】								
土砂等運搬	標準 ハックル ハケット容量1.3～1.5m3 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 8.5km以下	m 3	3,650	1,622	5,920,300			
合 計					5,920,300			

一式当たり内訳書

第 6号内訳書 整地

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【秋ヶ瀬SY】								
整地	残土受入れ地での処理	m 3	3, 600	137. 3	494, 280			
合 計					494, 280			

一式当たり内訳書

土砂等運搬
第 7号内訳書

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【秋ヶ瀬SY】								
土砂等運搬	標準 ハックル ハケット容量1.3～1.5m3 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 8.5km以下	m 3	2,640	1,622	4,282,080			
合 計					4,282,080			

一式当たり内訳書

第 8号内訳書
積込(ルース)

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	数 量 増 減	金 額 増 減	摘 要
【秋ヶ瀬SY】								
積込（ルース）	土砂 土量50,000m3未満	m 3	2,600	257.7	670,020			
合 計					670,020			

一式当たり内訳書

土砂等運搬
第 9号内訳書

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【秋ヶ瀬SY】								
土砂等運搬	標準 ハッケット ハケット容量1.3～1.5m3 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 8.5km以下	m 3	20,900	1,622	33,899,800			
合 計					33,899,800			

一式当たり内訳書

第 10号内訳書		積込(ルーズ)					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0
名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【秋ヶ瀬SY】								
積込（ルーズ）	土砂 土量50, 000m3未満	m 3	20, 900	257. 7	5, 385, 930			
合 計					5, 385, 930			

一式当たり内訳書

第 11号内訳書
床掘り(掘削)

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削	土砂 オープンカット 無し 無し 10, 000m3以上50, 000m3未満	m 3	1, 700	273. 7	465, 290			
合 計					465, 290			

一式当たり内訳書

第 12号内訳書

床掘り

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂 標準 無し 無し	m 3	1, 400	264	369, 600			
合 計					369, 600			

一式当たり内訳書

埋戻し
第 13号内訳書

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	最大埋戻幅1m未満	m 3	1, 000	3, 509	3, 509, 000			
合 計					3, 509, 000			

一式当たり内訳書

埋戻し
第 14号内訳書

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【高密度ポリエチレン管 φ1500】								
埋戻し	最小埋戻幅4m以上	m 3	160	570. 4	91, 264			
砂	埋め戻し用	m 3	215	4, 570	982, 550			
合 計					1, 073, 814			

一式当たり内訳書

敷鉄板

第 15号内訳書

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【秋ヶ瀬ＳＹ】								
敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	m 2	437	455. 8	199, 184			
敷鉄板賃料	22×1, 524×6, 096(mm) 無 497日 無 有	枚	47	34, 900	1, 640, 300			
【仮排水路および工事用道路】								
敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	m 2	34, 039	455. 8	15, 514, 976			
敷鉄板賃料	22×1, 524×6, 096(mm) 無 156日 無 有	枚	3, 664	14, 520	53, 201, 280			
【川越線鉄橋周辺】								
敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	m 2	1, 858	455. 8	846, 876			
敷鉄板賃料	22×1, 524×6, 096(mm) 無 387日 無 有	枚	200	27, 420	5, 484, 000			
【川裏道路】								
敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	m 2	3, 419	455. 8	1, 558, 380			
敷鉄板賃料	22×1, 524×6, 096(mm) 無 226日 無 有	枚	368	18, 510	6, 811, 680			

一式当たり内訳書

敷鉄板

第 15号内訳書

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【中間】								
敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	m 2	706	455. 8	321, 794			
敷鉄板賃料	22×1, 524×6, 096 (mm) 無 226日 無 有	枚	76	18, 510	1, 406, 760			
【川表道路】								
敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	m 2	3, 419	455. 8	1, 558, 380			
敷鉄板賃料	22×1, 524×6, 096 (mm) 無 226日 無 有	枚	368	18, 510	6, 811, 680			
合 計					95, 355, 290			

一式当たり内訳書

不陸整正
第 16号内訳書

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	数 量 増 減	金 額 増 減	摘 要
不陸整正	無し 全ての費用	m 2	9, 400	189. 1	1, 777, 540			
合 計					1, 777, 540			

一式当たり内訳書

大型土のう

第 17号内訳書

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【設置】								
大型土のう工	製作・設置 耐候性大型土のう 丸型φ110×110短期仮設(1年)対応 流用土 5mを超え20m以下 標準(1.0)	袋	360	7,766	2,795,760			
土砂等運搬	標準 バックホウ バケット容量1.3～1.5m3 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	m 3	300	337.8	101,340			
積込 (ルーズ)	土砂 土量50,000m3以上	m 3	300	215.8	64,740			
遮水シート張	厚さt=1.5mm	m 2	150	2,792	418,800			
【撤去】								
大型土のう工	撤去 6mを超え20m以下 標準(1.0)	袋	360	1,093	393,480			
遮水シート撤去	t=1.5mm	m 2	150	172.2	25,830			
土砂等運搬	標準 バックホウ バケット容量1.3～1.5m3 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	m 3	300	337.8	101,340			
整地	残土受入れ地での処理	m 3	300	137.3	41,190			
合 計					3,942,480			

一式当たり内訳書

足場
第 18号内訳書

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
足場工	単管傾斜足場 必要 標準	掛m 2	130	4, 678	608, 140			
合 計					608, 140			

一式当たり内訳書

交通誘導警備員
第 19号内訳書

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	数 量 増 減	金 額 増 減	摘 要
交通誘導警備員 A		人 日	584	19, 590	11, 440, 560			
交通誘導警備員 B		人 日	2, 920	18, 360	53, 611, 200			
合 計					65, 051, 760			

一式当たり内訳書

重建設機械分解組立輸送費

第 20号内訳書

單僱使用年月	2026. 08
步掛使用年月	2026. 08
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

仮設材運搬費

第 21号内訳書

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【敷鉄板・秋ヶ瀬SY】								
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道・東北・関東・北陸・中部 10km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	75.4	4,210	317,434			
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道・東北・関東・北陸・中部 10km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	75.4	4,210	317,434			
仮設材等の積込み、取卸し費	積込み,取卸し(往復分)	t	75.4	3,000	226,200			
【敷鉄板・工事用道路と仮排水路】								
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道・東北・関東・北陸・中部 20km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	5,877	4,380	25,741,260			
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道・東北・関東・北陸・中部 20km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	5,877	4,380	25,741,260			
仮設材等の積込み、取卸し費	積込み,取卸し(往復分)	t	5,877	3,000	17,631,000			
【川越線鉄橋周辺】								
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道・東北・関東・北陸・中部 20km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	320.8	4,380	1,405,104			
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道・東北・関東・北陸・中部 20km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	320.8	4,380	1,405,104			
仮設材等の積込み、取卸し費	積込み,取卸し(往復分)	t	320.8	3,000	962,400			

一式当たり内訳書

仮設材運搬費

第 21号内訳書

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【敷鉄板・川裏道路】								
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道・東北・関東・北陸・中部 20km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	590. 3	4, 380	2, 585, 514			
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道・東北・関東・北陸・中部 20km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	590. 3	4, 380	2, 585, 514			
仮設材等の積込み、取卸し費	積込み, 取卸し(往復分)	t	590. 3	3, 000	1, 770, 900			
【敷鉄板・中間】								
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道・東北・関東・北陸・中部 20km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	121. 9	4, 380	533, 922			
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道・東北・関東・北陸・中部 20km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	121. 9	4, 380	533, 922			
仮設材等の積込み、取卸し費	積込み, 取卸し(往復分)	t	121. 9	3, 000	365, 700			
【敷鉄板・川表道路】								
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道・東北・関東・北陸・中部 20km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	590. 3	4, 380	2, 585, 514			
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道・東北・関東・北陸・中部 20km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	590. 3	4, 380	2, 585, 514			
仮設材等の積込み、取卸し費	積込み, 取卸し(往復分)	t	590. 3	3, 000	1, 770, 900			

一式当たり内訳書

仮設材運搬費
第 21号内訳書

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
合 計					89, 064, 596			

一式当たり内訳書

表土運搬
第 22号内訳書

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	数量増減	金額増減	摘 要
土砂等運搬	標準 ハヅケホ ハヅケ容量1. 3～1. 5m3 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 0. 3km以下	m 3	30, 000	337. 8	10, 134, 000			
整地	残土受入れ地での処理	m 3	30, 000	137. 3	4, 119, 000			
合 計					14, 253, 000			

一式当たり内訳書

システム初期費 (ICT)
第 23号内訳書

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
システム初期費 (I C T)	ハックホウ	式	1		598, 000			
システム初期費 (I C T)	フルトーサ	式	1		548, 000			
システム初期費 (I C T)	モータクレータ	式	1		623, 000			
合 計					1, 769, 000			

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一1号	掘削 (ICT)	土砂 オープンカット 障害無し 10, 000m3以上50, 000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	314. 1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削 (I C T)		土砂 オープンカット 無し 10, 000m3以上50, 000m3未満	m 3	1	314. 1	314. 1		
計						314. 1		
単価						314. 1	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一2号	路体 (築堤) 盛土 (ICT)		単位	m3	数量	1	単価	257. 3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体 (築堤) 盛土 (I C T)		20, 000m3以上 無し	m 3	1	257. 3	257. 3		
計						257. 3		
単価						257. 3	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一3号	法面整形(切土部) (ICT)	埴質土、砂及び砂質土、粘性土	単位	m2	数量		単価	
						1		918. 2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面整形（ I C T ）		切土部 埴質土、砂及び砂質土、粘性土						
			m 2	1	918. 2	918. 2		
計						918. 2		
単価						918. 2	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一4号	掘削 (ICT)	土砂 オープンカット 障害無し 10, 000m3以上50, 000m3未満	単位	m3	数量		単価	
						1		314. 1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削（ I C T ）		土砂 オープンカット 無し 10, 000m3以上50, 000m3未満						
			m 3	1	314. 1	314. 1		
計						314. 1		
単価						314. 1	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一5号	路体(築堤)盛土	2. 5m未満	単位	m3	数量		単価	
						1		6, 995
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体（築堤）盛土		2. 5m未満						
			m 3	1	6, 995	6, 995		
計						6, 995		
単価						6, 995	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一6号	法面整形(盛土部) (ICT)	法面締固め無し	単位	m2	数量		単価	
						1		581. 5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面整形（ I C T ）		盛土部 無し 埴質土、砂及び砂質土、粘性土						
			m 2	1	581. 5	581. 5		
計						581. 5		
単価						581. 5	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一7号	路床盛土(ICT)		単位	m3	数量	1	単価	374. 2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路床盛土（ I C T ）		20, 000m3以上 無し	m 3	1	374. 2	374. 2		
計						374. 2		
単価						374. 2	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一8号	不陸整正	補足材無し	単位	m2	数量	1	単価	189. 1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
不陸整正		無し 全ての費用	m 2	1	189. 1	189. 1		
計						189. 1		
単価						189. 1	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一9号	下層路盤(車道・路肩部)(ICT)	再生クワッシュラン RC-40 仕上り厚 250mm	単位	m2	数量		1	単価 921.4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
下層路盤（車道・路肩部）（ICT）		250mm 2層施工 再生クワッシュラン RC-40	m 2	1	921.4	921.4		
計						921.4		
単価						921.4	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一10号	上層路盤(車道・路肩部)(ICT)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 150mm	単位	m2	数量		1	単価 581.7
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
上層路盤（車道・路肩部）（ICT）		150mm 1層施工 再生粒度調整砕石 RM-40	m 2	1	581.7	581.7		
計						581.7		
単価						581.7	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一11号	基層(車道・路肩部)	再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	単位	m2	数量	1	単価	2,147
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基層 (車道・路肩部)		3.0m超 50mm 再生粗粒度アスコン (20) プライムコート PK-3 全ての費用	m2	1	2,147	2,147		
計						2,147		
単価						2,147	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一12号	表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	単位	m2	数量	1	単価	2,054
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表層 (車道・路肩部)		3.0m超 50mm 再生密粒度アスコン (20) タックコート PK-4 全ての費用	m2	1	2,054	2,054		
計						2,054		
単価						2,054	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一13号	かごマット(スロープ型)	t=50cm 亜鉛アルミメッキ 割栗石 径15～20cm	単位	m2	数量		単価	
						1		15, 510
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
かごマット設置 (スロープ型)		t=50cm 亜鉛アルミメッキ 割栗石 径15～20cm 全ての費用	m 2	1	15, 510	15, 510		
計						15, 510		
単価						15, 510	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一14号	縦帯コンクリート	18-8-25(高炉) 幅 150 c m 高さ 40 c m	単位	m	数量		単価	
						10		30, 920
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート		小型構造物 クレーン車打設 18-8-25(高炉) 一般養生 打設高さ約17m以下、水平打設距離約17m以下	m 3	6	44, 910	269, 460		
型枠		一般型枠 小型構造物	m 2	4	9, 925	39, 700		
計						309, 160		
単価						30, 920	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0
単一15号	栈橋下部	支持杭H300 受桁H300	単位	本	数量	16	単価 503, 100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【施工費】							
杭橋脚打込み（杭基礎形式）		H300 有 50未満 有 25m以下 クローブクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジフ型 80t吊	本	16	165, 000	2, 640, 000	
杭橋脚設置・撤去工（杭基礎形式）		設置 クローブクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジフ型 80t吊	t	5. 421	75, 120	407, 225. 52	
【材料費】							
H形鋼		広幅 SS 4 0 0 3 0 0 × 3 0 0	t	34. 968	113, 000	3, 951, 384	
H形鋼		広幅 SS 4 0 0 3 0 0 × 3 0 0	t	4. 092	113, 000	462, 396	
【切板(PL120×12×550)】							
切板(ひも付き)		SS400 12≦t≦25mm 寸切り	t	0. 398	185, 000	73, 630	
単質別、形状別エキストラ		寸法切り 2kg超～50kg以下	t	0. 398	22, 000	8, 756	
孔あけ加工エキストラ		板厚≦12mm 孔径≦φ25	個	512	92. 5	47, 360	
【切板(PL180×9×460)】							

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一15号	栈橋下部	支持杭H300 受桁H300	単位	本	数量	16	単価	503, 100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
切板(ひも付き)		SS400 12≦t≦25mm 寸切り	t	0. 187	185, 000	34, 595		
板厚エキストラ		8≦t<12	t	0. 187	1, 000	187		
単質別、形状別エキストラ		寸法切り 2kg超～50kg以下	t	0. 187	22, 000	4, 114		
孔あけ加工エキストラ		板厚≦12mm 孔径≦φ25	個	384	92. 5	35, 520		
【切板(PL300×12×550)】								
切板(ひも付き)		SS400 12≦t≦25mm 寸切り	t	0. 497	185, 000	91, 945		
単質別、形状別エキストラ		寸法切り 2kg超～50kg以下	t	0. 497	22, 000	10, 934		
孔あけ加工エキストラ		板厚≦12mm 孔径≦φ25	個	512	92. 5	47, 360		
【切板(PL350×16×350)】								
切板(ひも付き)		SS400 12≦t≦25mm 寸切り	t	0. 246	185, 000	45, 510		
単質別、形状別エキストラ		寸法切り 2kg超～50kg以下	t	0. 246	22, 000	5, 412		

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一15号	栈橋下部	支持杭H300 受桁H300	単位	本	数量	16	単価	503, 100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
孔あけ加工エキストラ		12mm<板厚≦25mm 孔径≦φ25	個	64	125	8, 000		
【摩擦接合高力ボルト】								
摩擦接合用高力ボルト（六角）		F 1 0 T M 2 2 × 7 5	組	64	248	15, 872		
摩擦接合用高力ボルト（トルシア）		S 1 0 T M 2 2 × 6 5	組	192	215. 7	41, 414. 4		
摩擦接合用高力ボルト（トルシア）		S 1 0 T M 2 2 × 7 5	組	512	228. 5	116, 992		
計						8, 048, 606. 92		
単価						503, 100	円／本	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一16号	栈橋上部	主桁H350	単位	t	数量	5. 4	単価	150, 600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【施工費】								
上部工架設・撤去工		H形鋼主桁 架設 クロークレーン油圧駆動式ウインチ・ラチング型 80t吊	t	5. 4	28, 640	154, 656		
【材料費】								
H形鋼		広幅 SS400 350×350	t	5. 4	119, 000	642, 600		
摩擦接合用高力ボルト（六角）		F10T M22×75	組	64	248	15, 872		
計						813, 128		
単価						150, 600	円／t	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0
単一17号	覆工板	1000×3000	単位	m2	数量	1	単価 66, 920
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【施工費】							
覆工板設置・撤去工		設置 クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチング型 80t吊	m 2	1	1, 917	1, 917	
【材料費】							
覆工板		1000×3000	m 2	1	65, 000	65, 000	
計						66, 917	
単価						66, 920	円／m2

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0
単一18号	栈橋下部	支持杭H300 受桁H300	単位	本	数量	10	単価 505, 700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【施工費】							
杭橋脚打込み（杭基礎形式）		H300 有 50未満 有 25m以下 クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジフ型 80t吊	本	10	165, 000	1, 650, 000	
杭橋脚設置・撤去工（杭基礎形式）		設置 クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジフ型 80t吊	t	3. 249	75, 120	244, 064. 88	
【材料費】							
H形鋼		広幅 SS 4 0 0 3 0 0 × 3 0 0	t	22. 32	113, 000	2, 522, 160	
H形鋼		広幅 SS 4 0 0 3 0 0 × 3 0 0	t	2. 418	113, 000	273, 234	
【切板(PL120×12×550)】							
切板(ひも付き)		SS400 12≦t≦25mm 寸切り	t	0. 249	185, 000	46, 065	
単質別、形状別エキストラ		寸法切り 2kg超～50kg以下	t	0. 249	22, 000	5, 478	
孔あけ加工エキストラ		板厚≦12mm 孔径≦φ25	個	320	92. 5	29, 600	
【切板(PL180×9×460)】							

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0
単一18号	栈橋下部	支持杭H300 受桁H300	単位	本	数量	10	単価 505, 700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
切板(ひも付き)		SS400 12≦t≦25mm 寸切り	t	0. 117	185, 000	21, 645	
板厚エキストラ		8≦t<12	t	0. 117	1, 000	117	
単質別、形状別エキストラ		寸法切り 2kg超～50kg以下	t	0. 117	22, 000	2, 574	
孔あけ加工エキストラ		板厚≦12mm 孔径≦φ25	個	240	92. 5	22, 200	
【切板(PL300×12×550)】							
切板(ひも付き)		SS400 12≦t≦25mm 寸切り	t	0. 311	185, 000	57, 535	
単質別、形状別エキストラ		寸法切り 2kg超～50kg以下	t	0. 311	22, 000	6, 842	
孔あけ加工エキストラ		板厚≦12mm 孔径≦φ25	個	320	92. 5	29, 600	
【切板(PL350×16×350)】							
切板(ひも付き)		SS400 12≦t≦25mm 寸切り	t	0. 154	185, 000	28, 490	
単質別、形状別エキストラ		寸法切り 2kg超～50kg以下	t	0. 154	22, 000	3, 388	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0
単一18号	栈橋下部	支持杭H300 受桁H300	単位	本	数量	10	単価 505, 700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
孔あけ加工エキストラ		12mm<板厚≦25mm 孔径≦φ25	個	40	125	5, 000	
【摩擦接合高力ボルト】							
摩擦接合用高力ボルト（六角）		F 1 0 T M 2 2 × 7 5	組	40	248	9, 920	
摩擦接合用高力ボルト（トルシア）		S 1 0 T M 2 2 × 6 5	組	120	215. 7	25, 884	
摩擦接合用高力ボルト（トルシア）		S 1 0 T M 2 2 × 7 5	組	320	228. 5	73, 120	
計						5, 056, 916. 88	
単価						505, 700	円／本

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0
単一19号	栈橋上部	主桁H300	単位	t	数量	1. 395	単価 148, 600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【施工費】							
上部工架設・撤去工		H形鋼主桁 架設 クローブクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチング型 80t吊	t	1. 395	28, 640	39, 952. 8	
【材料費】							
H形鋼		広幅 SS400 300×300	t	1. 395	113, 000	157, 635	
摩擦接合用高力ボルト（六角）		F10T M22×70	組	40	241. 2	9, 648	
計						207, 235. 8	
単価						148, 600	円／t

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0
単一20号	覆工板	1000×3000	単位	m2	数量	1	単価 66, 920
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【施工費】							
覆工板設置・撤去工		設置 クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチング型 80t吊	m 2	1	1, 917	1, 917	
【材料費】							
覆工板		1000×3000	m 2	1	65, 000	65, 000	
計						66, 917	
単価						66, 920	円／m2

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一21号	暗渠排水管	据付 波状管 ダブル構造 呼径1,500mm	単位	m	数量	1	単価	214, 100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
暗渠排水管		据付 波状管 ダブル構造 呼径1,500mm 要 全ての費用	m	1	214, 100	214, 100		
計						214, 100		
単価						214, 100	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一22号	袋詰め根固め	2t用	単位	袋	数量	373	単価	25, 760
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
袋詰玉石		2t用(長期性能型) 据付深さ4m以下及び作業半径5m以内 購入材 全ての費用	袋	373	25, 100	9, 362, 300		
吸出し防止材設置			m 2	230	1, 064	244, 720		
計						9, 607, 020		
単価						25, 760	円／袋	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一23号	コンクリート構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	単位	m3	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 不要	m 3	1	9, 108	9, 108		
	計					9, 108		
	単価					9, 108	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一24号	殻運搬	コンクリート殻(無筋)	単位	m3	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	殻運搬	コンクリート(無筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 49.4km以下 全ての費用	m 3	1	7, 018	7, 018		
	計					7, 018		
	単価					7, 018	円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一25号	殻処分	コンクリート殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	2, 350
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m 3)			m 3	1	2, 350	2, 350		
計						2, 350		
単価						2, 350	円／m3	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0
	杭橋脚打込み（杭基礎形式）	H300 有 50未満 有 25m以下 クローラクレーン油圧駆動式クインチ・ラチスシブ型 80t吊	単位	本	数量	10	単価 165, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	土木一般世話役		人	2	33, 354	66, 708	
	とび工		人	6	33, 048	198, 288	
	特殊作業員		人	2	29, 580	59, 160	
	普通作業員		人	2	26, 418	52, 836	
	パイプロハンマ杭打機運転	電動式パイプロハンマ 90kW（普通型）クローラクレーン油圧駆動式クインチ・ラチスシブ型 80t吊	日	2	221, 000	442, 000	
	杭打ち用ウォータージェット運転		日	2	83, 350	166, 700	
	継施工費	H 3 0 0	箇所	10	36, 900	369, 000	
	諸雑費（率＋まるめ） 30%		式	1		295, 308	
	計					1, 650, 000	
	単価					165, 000	円／本

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数 2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0		
	杭橋脚設置・撤去工（杭基礎形式）	設置 クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジ [®] 型 80t吊	単位	t	数量	10	単価	75, 120
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	橋りょう世話役		人	2. 1	42, 330	88, 893		
	橋りょう特殊工		人	4. 9	38, 556	188, 924		
	溶接工		人	1. 8	36, 516	65, 728		
	普通作業員		人	1. 3	26, 418	34, 343		
	クローラクレーン運転	クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジ [®] 型 80t吊	日	1. 7	190, 700	324, 190		
	諸雑費（率＋まるめ） 13%		式	1		49, 122		
	計					751, 200		
	単価					75, 120	円／ t	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0
	上部工架設・撤去工	H形鋼主桁 架設 クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジ [®] 型 80t吊	単位	t	数量	10	単価 28, 640
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	橋りょう世話役		人	0. 63	42, 330	26, 667	
	橋りょう特殊工		人	2. 4	38, 556	92, 534	
	普通作業員		人	0. 52	26, 418	13, 737	
	クローラクレーン運転	クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジ [®] 型 80t吊	日	0. 77	190, 700	146, 839	
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		6, 623	
	計					286, 400	
	単価					28, 640	円／ t

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0
	覆工板設置・撤去工	設置 クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスシフト型 80t吊	単位	m 2	数量	100	単価 1, 917
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	土木一般世話役		人	0. 5	33, 354	16, 677	
	とび工		人	1. 6	33, 048	52, 876	
	普通作業員		人	0. 45	26, 418	11, 888	
	クローラクレーン運転	クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスシフト型 80t吊	日	0. 57	190, 700	108, 699	
	諸雑費（率＋まるめ） 2%		式	1		1, 560	
	計					191, 700	
	単価					1, 917	円／m 2

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0
	構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 不要	単位	m 3	数量	1	単価 9, 108
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
無筋構造物		昼間 機械施工 制約無	m 3	1	9, 108. 18	9, 108	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						9, 108	
単価						9, 108	円／m 3

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0
	処分費（m 3）		単位	m 3	数量	100	単価 2, 350
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費		Co殻（無筋）	m 3	100	2, 350	235, 000	
計						235, 000	
単価						2, 350	円／m 3

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	単位	m 2	数量	100	単価	455. 8
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 295	33, 354	9, 839		
	とび工		人	0. 295	33, 048	9, 749		
	普通作業員		人	0. 295	26, 418	7, 793		
	バックホウ（クローラ型）運転		日	0. 295	60, 190	17, 756		
	諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		443		
	計					45, 580		
	単価					455. 8	円／m 2	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0
	敷鉄板賃料	22×1, 524×6, 096 (mm) 無 497日 無 有	単位	枚	数量	1	単価 34, 900
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
敷き鉄板賃料		2 2 × 1 5 2 4 × 6 0 9 6 mm	枚	1	33, 796	33, 796	
整備費（敷鉄板）		2 2 × 1 5 2 4 × 6 0 9 6 mm	枚	1	1, 100	1, 100	
諸雑費（まるめ）			式	1		4	
計						34, 900	
単価						34, 900	円／枚

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数 2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0		
	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096 (mm) 無 156日 無 有	単位	枚	数量	1	単価	14,520
名 称		規 格	単位	数量	単価	金 額	摘 要	
敷き鉄板賃料		2 2 × 1 5 2 4 × 6 0 9 6 mm	枚	1	13,416	13,416		
整備費（敷鉄板）		2 2 × 1 5 2 4 × 6 0 9 6 mm	枚	1	1,100	1,100		
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						14,520		
単価						14,520	円／枚	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0
	敷鉄板賃料	22×1, 524×6, 096 (mm) 無 387日 無 有	単位	枚	数量	1	単価 27, 420
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
敷き鉄板賃料		2 2 × 1 5 2 4 × 6 0 9 6 mm	枚	1	26, 316	26, 316	
整備費（敷鉄板）		2 2 × 1 5 2 4 × 6 0 9 6 mm	枚	1	1, 100	1, 100	
諸雑費（まるめ）			式	1		4	
計						27, 420	
単価						27, 420	円／枚

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0
	敷鉄板賃料	22×1, 524×6, 096 (mm) 無 226日 無 有	単位	枚	数量	1	単価 18, 510
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
敷き鉄板賃料		2 2 × 1 5 2 4 × 6 0 9 6 mm	枚	1	17, 402	17, 402	
整備費（敷鉄板）		2 2 × 1 5 2 4 × 6 0 9 6 mm	枚	1	1, 100	1, 100	
諸雑費（まるめ）			式	1		8	
計						18, 510	
単価						18, 510	円／枚

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0
	大型土のう工	製作・設置 耐候性大型土のう 丸型 φ110×110短期仮設(1年)対応 流用土 5mを超え20m以下 標準(1.0)	単位	袋	数量	10	単価 7,766
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	土木一般世話役		人	0.204	33,354	6,804	
	特殊作業員		人	0.204	29,580	6,034	
	普通作業員		人	0.204	26,418	5,389	
	耐候性大型土のう	丸型 φ110cm×110cm 短期仮設（1年）対応	袋	10	3,770	37,700	
	バックホウ運転（クレーン仕様）	製作・設置 5mを超え20m以下	日	0.204	51,570	10,520	
	ラフテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕	最大吊上能力2.5 t 吊	日	0.204	53,200	10,852	
	諸雑費（率＋まるめ） 2%		式	1		361	
	計					77,660	
	単価					7,766	円／袋

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	遮水シート張	厚さ t=1. 5mm	単位	m 2	数量	100	単価	2, 792
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 5	33, 354	16, 677		
	普通作業員		人	2	26, 418	52, 836		
	遮水シート	厚1. 5mm	m 2	108	1, 910	206, 280		
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		3, 407		
	計					279, 200		
	単価					2, 792	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	大型土のう工	撤去 6mを超え20m以下 標準(1. 0)	単位	袋	数量	10	単価	1, 093
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 094	33, 354	3, 135		
	特殊作業員		人	0. 094	29, 580	2, 780		
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	最大吊上能力 2 5 t 吊	日	0. 094	53, 200	5, 000		
	諸雑費（率＋まるめ） 0. 4%		式	1		15		
	計					10, 930		
	単価					1, 093	円／袋	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	遮水シート撤去	t=1. 5mm	単位	m 2	数量	100	単価	172. 2
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 12	33, 354	4, 002		
	普通作業員		人	0. 5	26, 418	13, 209		
	諸雑費（まるめ）		式	1		9		
	計					17, 220		
	単価					172. 2	円／m 2	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0
	足場工	単管傾斜足場 必要 標準	単位	掛m 2	数量	100	単価 4, 678
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役			人	1. 5	33, 354	50, 031	
とび工			人	6. 1	33, 048	201, 592	
普通作業員			人	2. 7	26, 418	71, 328	
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]		最大吊上能力 2 5 t 吊	日	0. 8	53, 200	42, 560	
諸雑費（率＋まるめ） 28%			式	1		102, 289	
計						467, 800	
単価						4, 678	円／掛m 2

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
	交通誘導警備員 A		単位	人日	数量		単価	
						1		19, 590
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員 A			人	1	19, 584	19, 584		
諸雑費（まるめ）			式	1		6		
計						19, 590		
単価						19, 590	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
	交通誘導警備員 B		単位	人日	数量		単価	
						1		18, 360
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員 B			人	1	18, 360	18, 360		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						18, 360		
単価						18, 360	円／人日	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
	重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) BH系山積1. 0上1. 5m3下(油圧クマ・テレスコ0. 4上0. 6m3下) 標準(1. 0)	単位	回	数量	1	単価	540, 300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
特殊作業員			人	2. 7	29, 580	79, 866		
ラフテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕		最大吊上能力2 5 t 吊	日	1. 4	53, 200	74, 480		
運搬費等率 250%			式	1		385, 865		
諸雑費（まるめ）			式	1		89		
計						540, 300		
単価						540, 300	円／回	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0
	重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) クローラークレーン系 35t吊超80t吊以下(クラム平積0. 6m3超2m3下) 標準(1. 0)	単位	回	数量	1	単価 1, 295, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	特殊作業員		人	5. 5	29, 580	162, 690	
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	最大吊上能力 2 5 t 吊	日	1. 5	53, 200	79, 800	
	運搬費等率 434%		式	1		1, 052, 406	
	諸雑費（まるめ）		式	1		104	
	計					1, 295, 000	
	単価					1, 295, 000	円／回

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道・東北・関東・北陸・中部 10km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量		単価	
						1		4, 210
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基本運賃区分B		製品長12m以内 10kmまで	t	1	4, 210	4, 210		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						4, 210		
単価						4, 210	円／ t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
	仮設材等の積込み、取卸し費	積込み, 取卸し(往復分)	単位	t	数量		単価	
						1		3, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込み、取卸し費（仮設材等）			t	2	1, 500	3, 000		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						3, 000		
単価						3, 000	円／ t	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道・東北・関東・北陸・中部 20km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量		単価	
						1		4, 380
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基本運賃区分B		製品長12m以内 20kmまで	t	1	4, 380	4, 380		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						4, 380		
単価						4, 380	円／t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
	システム初期費（ＩＣＴ）	バックホウ	単位	式	数量		単価	
						1		598, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
システム初期費		バックホウ	式	1		598, 000		
計						598, 000		
単価						598, 000	円／式	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
	システム初期費（ＩＣＴ）	ブルドーザ	単位	式	数量	1	単価	548, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
システム初期費		ブルドーザ	式	1		548, 000		
計						548, 000		
単価						548, 000	円／式	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
	システム初期費（ＩＣＴ）	モータグレーダ	単位	式	数量	1	単価	623, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
システム初期費		モータグレーダ	式	1		623, 000		
計						623, 000		
単価						623, 000	円／式	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0	
	パイプロハンマ杭打機運転	電動式パイプロハンマ 90kW(普通型) クローラークレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 80t吊	単位	日	数量	1	単価	221, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	32, 334	32, 334		
軽油			L	118	145	17, 110		
パイプロハンマ（単体）〔電動式・普通型〕		6 6 7 ～ 7 2 5 k N 9 0 k W	供用日	1. 32	22, 900	30, 228		
クローラークレーン〔油圧駆動ウインチ・ラチスジブ〕		排出ガス対策型（2 0 1 4 年）最大吊上能力 8 0 t 吊	供用日	1. 32	107, 000	141, 240		
諸雑費（まるめ）			式	1		88		
計						221, 000		
単価						221, 000	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	杭打ち用ウォータージェット運転		単位	日	数量		単価	
						1		83, 350
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	軽油		L	136	145	19, 720		
	杭打ち用ウォータージェット [エンジン式]	排ガス型（第3次） 1 4 . 7 M P a 3 2 5 L / m i n	供用日	1. 32	48, 200	63, 624		
	諸雑費（まるめ）		式	1		6		
	計					83, 350		
	単価					83, 350	円 / 日	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数 2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0		
	クローラクレーン運転	クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 80t吊	単位	日	数量	1	単価	190, 700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	32, 334	32, 334		
軽油			L	118	145	17, 110		
クローラクレーン〔油圧駆動ウインチ・ラチスジブ〕		排出ガス対策型（2 0 1 4年）最大吊上能力8 0 t吊	供用日	1. 32	107, 000	141, 240		
諸雑費（まるめ）			式	1		16		
計						190, 700		
単価						190, 700	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 08
歩掛使用年月	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	バックホウ（クローラ型）運転		単位	日	数量	1	単価	60, 190
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	32, 334	32, 334		
軽油			L	119	145	17, 255		
バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕		バケット容量0. 8 m ³ 吊能力2. 9 t 吊	日	1. 06	10, 000	10, 600		
諸雑費（まるめ）			式	1		1		
計						60, 190		
単価						60, 190	円／日	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 08 2026. 08 1. 000-00-00-2-0
	バックホウ運転（クレーン仕様）	製作・設置 5mを超え20m以下	単位	日	数量	1	単価 51, 570
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）			人	1	32, 334	32, 334	
軽油			L	65	145	9, 425	
バックホウ（クローラ型）〔後方超小旋回・クレーン付〕		バケット容量0. 4 5 m 3 吊能力2. 9 t吊	日	1. 36	7, 210	9, 805	
諸雑費（まるめ）			式	1		6	
計						51, 570	
単価						51, 570	円／日

R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1)直接工事費 -----	731, 875, 713
(2)共通仮設費 -----	148, 076, 196
(3)純工事費 -----	879, 951, 909

(1)+(2)

(4)現場管理費 -----	148, 007, 000
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0

(6)工事原価 -----	1, 027, 958, 909
----------------	------------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7')一般管理費等(計上額) -----	134, 661, 091
(8')その他費目計 -----	0
(9)業務委託料等 -----	0

(10)工事価格 -----	1, 162, 620, 000
----------------	------------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11)消費税相当額 -----	116, 262, 000
------------------	---------------

(12)請負工事価格 -----	1, 278, 882, 000
------------------	------------------

(10)+(11)

(13)入札書比較価格 -----	1, 162, 620, 000
-------------------	------------------

(請負工事費の100/110)

(14)調査基準価格 -----	1, 174, 756, 000
------------------	------------------

(15)調査基準価格の100/110 -----	1, 067, 960, 000
--------------------------	------------------

(万円未満切り捨て)

(16)工場製作純工事費 -----	0
--------------------	---

(17)工場管理費 -----	0
-----------------	---

(18)工場製作原価 -----	0
------------------	---

(16)+(17)

((7)一般管理費等(計算額) 134, 662, 617)

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川工事			合算工事： 0			
対象工事費	731,875,713	直接工事費	731,875,713	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	117,500	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（一）		0				
管理費区分1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2， 7		0	（工場原価）			
管理費区分5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分T		0	（全処分費等のうち3 %または3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（+）		0				
無償貸付機械評価額（+）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		731,875,713		現工事	0	合算工事 0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		731,758,213			0	0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		5.06 %		0	%	
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）		5.16 %	（5.06% × 週休1.02）			
計上額		37,764,000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	731,758,213	直接工事費	731,875,713		
非対象額計（－）	117,500				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分11	117,500	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	731,758,213	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.57 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.57 %				
計上額	2,850,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	107,462,196				
運搬費	91,440,196	準備費	14,253,000	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	1,769,000
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					148,076,196

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	879,951,909	単独（追加工事）直接工事費	731,875,713	単独（追加工事）共通仮設費	148,076,196
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	879,951,909	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	879,834,409		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	16.33％		0％		0％
施工地域等補正	0％				
施工時期補正	0％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	16.82％（16.33％×週休1.03）		0％		
計上額	148,007,000		0		0
			41,738,058（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果 当該追加工事	A				
	0	0		調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	荒川調節池工事事務所 工務課	工事番号	2026030007	第 0 回変更
発注年月	令和08年03月	契約区分	国債（翌債を含む）の本官	主工種
			河川工事	

工事原価	1,027,958,909				
純工事費	879,951,909	現場管理費	148,007,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（－）	0				
管理費区分 9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	0	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	1,027,958,909	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	1,027,841,409	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	1,027,958,909				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	13.06 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	134,661,091				
業務委託料等	0				
調査基準価格	1,174,756,000				
調査基準価格の100/110	1,067,960,000	（ 91.86 % ）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事

国土交通省 関東地方整備局
荒川調節池工事事務所 工務課

工事数量総括表

工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
築堤・護岸		式		1		
河川土工		式		1		
掘削工		式		1		
掘削 (ICT)	土砂 オープンカット 障害無し 10,000m3以上50,000m3未満	m3		36,000		
土砂等運搬	土砂 (岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
盛土工		式		1		
路体 (築堤) 盛土 (ICT)		m3		151,500		
土砂等運搬	土砂 (岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
積込 (ルーズ)	土砂	式		1		
法面整形工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
法面整形(切土部)(ICT)	埴質土、砂及び砂質土、粘性土	m2		24,250		
河川土工 (指定部分)		式		1		
掘削工		式		1		
掘削(ICT)	土砂 オープンカット 障害無し 10,000m3以上50,000m3未満	m3		3,600		
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
盛土工		式		1		
路体(築堤)盛土	2.5m未満	m3		2,400		
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
積込(ルーズ)	土砂	式		1		
法面整形工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
法面整形(盛土部)(ICT)	法面締固め無し	m2		7,650		
付帯道路工 (指定部分)		式		1		
盛土工		式		1		
路床盛土(ICT)		m3		18,800		
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
積込(ルース)	土砂	式		1		
舗装準備工		式		1		
不陸整正	補足材無し	m2		28,180		
アスファルト舗装工		式		1		
下層路盤(車道・路肩部)(ICT)	再生クラッシャー RC-40 仕上り厚 250m m	m2		28,180		
上層路盤(車道・路肩部)(ICT)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 1 50mm	m2		28,180		

工事数量総括表

工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
基層(車道・路肩部)	再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2		28,180		
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2		28,180		
付帯工		式		1		
護床工		式		1		
かごマット(スロープ型)	t=50cm 亜鉛アルミメッキ 割栗石 径15~20 cm	m2		175		
縦帯工		式		1		
縦帯コンクリート	18-8-25(高炉) 幅 150cm 高さ 40 cm	m		24.8		
栈橋工		式		1		
栈橋工 (栈橋1)		式		1		
栈橋下部	支持杭H300 受桁H300	本		16		
栈橋上部	主桁H350	t		5.4		

工事数量総括表

工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
覆工板	1000×3000	m2		105		
栈橋工 (栈橋2)		式		1		
栈橋下部	支持杭H300 受桁H300	本		10		
栈橋上部	主桁H300	t		1.4		
覆工板	1000×3000	m2		36		
切回し水路工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り(掘削)	土砂	式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		
埋戻し	砂	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
切回し水路工		式		1		
暗渠排水管	据付 波状管 ダブル構造 呼径1,500mm	m		68		
袋詰め根固め	2t用	袋		373		
構造物撤去工		式		1		
構造物取壊し工		式		1		
コンクリート構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	m3		50		
運搬処理工		式		1		
殻運搬	コンクリート殻(無筋)	m3		50		
殻処分	コンクリート殻(無筋)	m3		50		
仮設工		式		1		
工事用道路工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
敷鉄板	22×1,524×6,096(mm) 設置・撤去	式		1		
不陸整正	補足材無し	式		1		
仮締切工		式		1		
大型土のう		式		1		
足場工		式		1		
足場	安全ネット必要	式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
運搬費		式		1		
重建設機械分解組立輸送費		式		1		
仮設材運搬費		式		1		
準備費		式		1		
表土運搬		式		1		
技術管理費		式		1		
システム初期費 (ICT)		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事						(当 初)	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
工事原価			式		1			
一般管理費等			式		1			
工事価格			式		1			
消費税相当額			式		1			
工事費計			式		1			

R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事

特 記 仕 様 書

令和 8 年 3 月

荒川調節池工事事務所

第 1 章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和7年度版)(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下URLよりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 条件明示チェックリスト開示の試行工事について

1. 本工事は、入札公告時に条件明示チェックリストを開示し、契約後に条件明示チェックリストにより現場条件等を受発注者間で確認する「条件明示チェックリスト開示の試行工事」である。
2. 本工事は、工事契約後、現地作業着手前の段階において、設計審査会等により、別紙ー4に示す条件明示チェックリストにて、受発注者間において工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法的手続きなどの状況を確認するものとし、確認結果は議事録等により受発注者間で共有するものとする。なお、条件の確認にあたっては、書類の簡素化を図るため、既存資料等による開催に努め、過度な資料作成は行わないものとする。
3. 上記2.の確認の結果、条件明示内容に変更が生じ、設計変更が必要となる場合は監督職員と協議すること。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第3条 主任技術者等

1. 本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第4条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：

「完成通知書」等における日付)とする。

4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第5条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第6条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

本工事は、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

第7条 総合評価施工計画

1. 受注者は、技術資料に記述した施工計画について、競争参加資格の確認結果通知時に「施工不可」または「不採用」と通知された提案を除き、施工計画書に記載し施工しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、監督職員への協議を経て、施工計画書を作成するものとする。
2. 施工条件等の変更により、技術資料に記述した施工計画の内容に基づく施工が出来ない場合は、監督職員と協議するものとする。なお、ペナルティの採否については、「総合評価落札方式の適用ガイドライン」による。
3. 受注者の責により入札時の「工事完成をより確実にするための施工上配慮すべき具体的な施工計画」が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして当該工事成績評定を減ずることとする。技術向上提案の内容が実施されていないと判断された場合は、実施されなかった評価項目ごとに5点を減ずる。

第8条 コリンズ（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第9条 コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点 埼玉県さいたま市西区二ツ宮 緯度 35° 53′ 49″ 経度 139° 33′ 47″

終点 埼玉県川越市古谷上 緯度 35° 54′ 51″ 経度 139° 32′ 48″

第10条 コリنز（CORINS）への工事番号の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）

本工事は、荒川左岸 42.3k 付近において、荒川第二・三調節池の基盤整備を行うものである。
主な工種は盛土工、舗装工であり、それぞれ約 17 万 m³、2 万 8 千 m² を予定している。

第11条 コリنز（CORINS）への設計業務名およびテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

業務名	テクリス番号
R2荒川第二調節池囲繞堤他詳細設計業務	4043064371
R2荒川第三調節池囲繞堤他詳細設計業務	4043064528

第12条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ◇◇建設株式会社 印

2006年度
優
国土交通省
工事成績優秀企業
認定マーク

注意 1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2）所属会社の写真とする。

第13条 調査・試験に対する協力

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

（1）受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事 においては共通費

実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

- (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- (3) 工事コスト調査(調査結果でも可)に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は荒川調節池工事事務所のホームページにより公表する。
- (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。(別紙様式-0-1~10)

資料名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表-4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第14条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第15条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

- ① アスファルト舗装工(路盤工・基層)

第16条 工事書類の作成

- 1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル(令和7年3月)」に基づき実施するものとする。

2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和7年3月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式－15）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第17条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

第18条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和7年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第19条 「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性

が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第20条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第21条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第22条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。

5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第23条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ①本工事における設計変更や契約変更は書面にに基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第24条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第25条 契約変更手続きの透明性を確保するための第三者による適正性チェックの試行

1. 本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。
2. 第三者による適正性チェックの実施は、発注者が対応するものとし、実施にあたっては、既存資料等による実施に努め、過度な資料作成は行わないものとする。

第26条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第27条 再生資源の活用

受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資材名	規格	備考
再生加熱アスファルト混合物	As量 5 ～ 7 % 密粒再生	アスファルト舗装工
	As量 4 . 5 ～ 6 % 粗粒再生	アスファルト舗装工
再生粒度調整碎石	RM-40	アスファルト舗装工
再生クラッシャーラン	RC-40	アスファルト舗装工

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

第28条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号 最終改正 令和4年6月17日法律68号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	① 仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥ その他 (構造物撤去工)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート殻（無筋）	三河解体 鳩山リサイクルセンター(株)	埼玉県比企郡鳩山町大橋川子田766-2

上記(2)については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

(3) 受入時間

三河解体 鳩山リサイクルセンター(株)： 8時00分～17時00分

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日

- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

3. 工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第29条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第30条 再生資源利用計画書コンクリート副産物から再生された資源について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1編3－3－3 配合」に従うものとする。

第31条 完済部分検査

本工事については、工事の完成に先立って、下記のとおり指定部分の部分引渡しを行うものとする。

対象工種	対象範囲	完成期間（指定部分）
河川土工（指定部分）	管理用道路（別途図示）	契約の翌日から令和9年5月31日
付帯道路工（指定部分）	管理用道路（別途図示）	契約の翌日から令和9年5月31日

第32条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和7年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示

により追加、削減するものとする。

3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領(令和7年3月改定)の関連要領等一覧 (URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」) によるものとする。

第33条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準 令和7年度版（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」) に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に本工事の使用機器について提示するものとする。なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア, (一社) 施工管理ソフトウェア産業協会, <<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準（令和7年度版）及びデジタル写真管理情報基準（令和7年度版）に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準（令和7年度版）「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準（令和7年度版）「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフト

ウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<https://www.jcomsia.org/kokuban>。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第34条 ICT活用工事（土工）について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

2. 定義

（1） i-Construction とは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

（2） ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICTを全面的に活用する工事である。また、本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。

対象は、土工を含む工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種にICT活用施工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するICT活用を提案・協議した場合

は、土工と共に実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、下記1)～7)から選択(複数選択可)して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での3次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

ただし、土工数量1,000m³未満における起工測量にあたっては、作業量・現場状況等を考慮して上記1)～7)以外の従来手法による起工測量を実施しても、ICT活用工事とする。

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規定の準則(令和7年3月31日国土交通省告示第240号)付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術、または建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もICT活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うもの

とする。

(1) 出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、1 m間隔以下（1 点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～4）から選択（複数選択可）して実施するものとする。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下1）～4）を原則とするが、現場条件等により以下5）～8）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 8) 施工履歴データを用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

第35条 ICT活用工事について（舗装工）

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICTの全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

2. 定義

- (1) i-Construction とは、ICTの全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてICTを活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。
- (2) ICT活用工事とは、施工プロセスの下記段階において、ICTを全面的に活用する工事である。また、次の①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事という。

対象は、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事、または舗装を含む工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理

⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された舗装工以外の工種にICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。
4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし、舗装工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、舗装工以外の工種に関するICT活用を提案・協議した場合は、舗装工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。
5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、以下1)～4)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事及び設計段階での3次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) TS等光波方式を用いた起工測量
- 4) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により、施工を実施する。

1) 3次元MC建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術を用いて、敷均しを実施する。

但し現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による施工管理において、以下のとおり出来形管理を行うものとする。

(1) 出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントと

の離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下１）２）から選択（複数以上可）して実施するものとする。

また、舗装工における出来形管理にあたっては、以下１）～２）を原則とするが、現場条件等により以下３）～４）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

- １）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ２）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ３）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
- ４）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

なお、表層については、標準的に面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもＩＣＴ活用工事とする。

なお、表層以外については従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目）での管理を実施してもよいものとする。

⑤ ３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

- ６．上記５．①～④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。
- ７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
- ８．本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第36条 ＩＣＴ活用工事における適用（用語の定義）について

１．図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、３次元モデルを復元可能なデータ（以下「３次元データ」という。）等をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第37条 ＩＣＴ活用工事（土工）の費用について

１．ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」及び「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

- ・ＩＣＴ活用工事（土工 1,000 m³以上）積算要領
- ・ＩＣＴ活用工事（土工 1,000 m³未満）積算要領

- ・ I C T 活用工事（砂防土工）積算要領
- ・ I C T 活用工事（河床等掘削）積算要領

実施した場合は、以下の（１）（２）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。なお、受注者から見積の提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２）３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、１ｍ間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、３次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。また、受注者から見積の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

- ・ 共通仮設費率補正係数：１．２
- ・ 現場管理費率補正係数：１．１

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- １）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- ２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第38条 I C T 活用工事の費用について（舗装工）

１． I C T 施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」及び「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

実施した場合は、以下の（１）（２）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

- ・ I C T 活用工事（舗装工）積算要領

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費

用」は計上しないものとする。

(2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下(1点/㎡以上)の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法(面管理)を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

- ・ 共通仮設費率補正係数：1.2

- ・ 現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～2)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

受注者が、契約後施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む)までに、舗装工以外の工種に関するICT活用について発注者へ提案・協議を行う。また、舗装工についてもICT活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ICT活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第39条 ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第40条 現場環境改善(快適トイレの設置)

1. 内容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式（洋風）便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能
(し尿処理装置付き含む)
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス
(女性用トイレに必ず設置)

(10) 鏡と手洗器

(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時に、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記2.の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第41条 BIM/CIM 活用工事

本工事は、BIM/CIM 適用工事（発注者指定型）である。

少なくとも以下に示す義務項目について、BIM/CIM を適用する。さらに、発注者が示す課題や効率化等を求める内容を踏まえ、BIM/CIM 取扱要領「附属資料 1 推奨項目一覧」や過去の取組事例等を参考にして、受発注者で実施内容や納品方法について協議し決定する。

受注者が希望する場合、発注者が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる。

BIM/CIM 適用工事に要する費用については、当初は計上していない。3次元モデルを作成または加工する場合は、受発注者間の協議に基づき、設計変更を行うものとする。

活用内容	活用内容の詳細
<義務項目>	
出来上がり全体イメージの確認	出来上がりの完成形状を3次元モデルで視覚化することで、関係者で全体イメージの共有を図る。
<推奨項目>	
施工管理での活用	3次元モデル上で施工手順等を区分し、施工範囲の明確化や進捗管理等に活用する。
<3次元モデル作成の目安>	
詳細度	200～300程度 3次元化の内容に応じて、部分的に詳細度400とする場合がある。
属性情報	オブジェクト分類名のみを入力し、その他は任意とする。

1. BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

- 1) 工事概要
- 2) 整理すべき議題
- 3) BIM/CIM の実施内容（3次元モデルの活用内容、期待する効果等）
- 4) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等）
- 5) 3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 6) 3次元モデルの閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式

- 7) 3次元モデルの作成担当者
- 8) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

2. BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

- 9) 後段階への引継事項（データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等）
- 10) 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等）

3. 成果の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

- 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
- 2) BIM/CIM 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む）
- 3) 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

4. 貸与資料

本工事に関連する以下の業務等において作成した3次元モデルのデータを貸与することができる。

- R 2 荒川第二調節池囲繞堤他詳細設計業務
- R 2 荒川第三調節池囲繞堤他詳細設計業務

5. その他

最新の情報は BIM/CIM ポータルサイト

(<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>) で提供されているので、適宜参照すること。

第42条 DX データセンターの使用

本工事はDXデータセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。3次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用するDXデータセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。DXデータセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。なお、DXデータセンターの詳細については、DXデータセンターの参考資料 (<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference>) 及びポータルサイト (<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym>) を参照すること。

第43条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第44条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
 - ①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - ②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和6年2月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、下表に従い計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

配置場所	作業区分	交通誘導警備員	配置時期	備考
【交通管理工（秋ヶ瀬SY）】				
仮置ヤード出入口 （羽根倉橋交差点）	昼間作業	2人 （うち有資格誘導員1人）	R8.11～ R10.2	交代要員あり
仮置ヤード入口	昼間作業	1人 （うち有資格誘導員0人）	R8.11～ R10.2	交代要員あり
仮置ヤード出口	昼間作業	2人 （うち有資格誘導員0人）	R8.11～ R10.2	交代要員あり
仮置ヤード出入口 （秋ヶ瀬橋交差点）	昼間作業	2人 （うち有資格誘導員1人）	R8.11～ R10.2	交代要員あり
仮置ヤード内 （土砂受入箇所）	昼間作業	1人 （うち有資格誘導員0人）	R8.11～ R10.2	交代要員なし
仮置ヤード内 （交差点部）	昼間作業	1人 （うち有資格誘導員0人）	R8.11～ R10.2	交代要員なし
仮置ヤード内 （水門ルート）	昼間作業	2人 （うち有資格誘導員0人）	R8.11～ R10.2	交代要員なし
羽根倉橋東交差点	昼間作業	1人 （うち有資格誘導員0人）	R8.11～ R10.2	交代要員あり

※受入条件、搬出工事との調整に応じて必要な場合に、監督職員の指示により配置するものとする。

6. 他工事と配置箇所が重複する場合は、配置時期及び配置箇所を監督職員に報告するものとする。

7. 試掘及び埋設物の防護

地下埋設物に近接する箇所について着手前に試掘を行うものとする。また、現場条件等により埋設物の防護が必要な場合には、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

8. UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として下記 URL に基づいて UAV 等を使用すること。

URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>

第45条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が30度(℃)以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度(℃)以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

① 環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高25度(℃)以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が25度(℃)以上となる日を、真夏日とみなす。

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度(℃)以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30度(℃)以上の日を、真夏日とする。

③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30度(℃)以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30度(℃)以上、又はWBGTが25度(℃)以上の場合、真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値（％）＝真夏日率×補正係数※

※ 真夏日補正係数：１．２

第46条 出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、土木工事共通仕様書第１編「１－１－１－３０工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については、土木工事共通仕様書第１編「１－１－１－６施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。なお、施工計画書に記載すべき標準的な項目については、別紙－６を参考にすること。

防災措置に要する費用については第２４条の設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第47条 出水期間施工中の退避時の措置について

施工は全範囲を一度に行うことなく、気象状況等を把握しつつ速やかに必要な措置（埋め戻し等）を行える範囲としなければならない。施工範囲、方法、措置を行う時期等については、施工計画書に記載し設計審査会で確認したうえで監督職員に提出するものとする。

なお、退避時の措置等に要した費用については、監督職員と協議するものとする。

第48条 交通誘導員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）1名以上を充て、他は経験1年以上の者を配置すること。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第49条 架空線等事故防止対策

1. 施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。
2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等を取りまとめ、監督職員に報告するものとする。
また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。
3. 架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成２８年１２月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP＞河川＞技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第50条 特定調達品目の調達実績の調査について

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が令和8年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第51条 建設機械の使用

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第52条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輛の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輛（以下、本工事関係車輛という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県 of ディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輛の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輛の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輛を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輛に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第53条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第54条 特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出

共通仕様書 1-1-1-36 交通安全管理第14項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ① 当該車両に関する特殊車両通行許可証
- ② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
- ③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書 1-1-1-39 官公庁等への手続等第3項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第55条 工事現場の現場環境改善

1. 工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。
2. 現場環境改善の内容については、下記のとおりとするが、内容に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとする。
 - （1）仮設備関係 環境負荷の低減を実施するものとする。
 - （2）営繕関係 現場休憩所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）を実施するものとする。
 - （3）安全関係 盗難防止対策（警報器等）を実施するものとする。
 - （4）地域連携 完成予想図を設置するものとする。
3. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
4. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の50%を上限として設計変更の対象とする。

第56条 工期

1. 工期は、雨天、休日等217日を見込み、契約の翌日から令和10年2月29日までとする。
なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	40日間
後片付け期間	20日間
雨休率（猛暑日補正含む）	1.72

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不

能日ではない。)

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日: 151日間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数: 12日間

(小数第1位を四捨五入(整数止め)し、日数換算した日数)

過去5か年(2020年~2024年)の気象庁(川越観測所)及び環境省(さいたま地点)のデータより年間の平均発生日数を算出(雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日)

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官積算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
4. 本工事の工期は出水期間を含んでいる。
5. 6月1日から10月31日を出水期間とし、河川区域及びその周辺で工事を行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。なお、既存堤防の治水上の安全を下げないように留意すること。また、仮設工のうち、仮締切工は非出水期間の施工とする。
 - ・河川土工
 - ・河川土工(指定部分)
 - ・付帯道路工(指定部分)
 - ・仮設工
 - ・その他監督職員が承諾した工種
6. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-16により、工事の始期及び終期を通知すること。余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期: 契約締結日の翌日から令和10年2月29日まで

※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

第57条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前(準備期間内)に設計図書等を踏まえた工事工程表(クリティカルパスを含む)を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者(「発注者」又は「受注者」)を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①~⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長

が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第58条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「第 57 条工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第59条 週休2日制適用工事

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

①完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

3）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1 年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1 週 40 時間または 1 日 8 時間を超える労働時間を設定した月は、週休 2 日工事の対象期間外とする。また 1 年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・ 1 年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・ 変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

- ①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- ②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
- ③官公庁の休日の場合

完全週休 2 日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1 年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休 2 日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休 2 日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休 2 日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休 2 日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休 2 日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休 2 日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休 2 日の補正係数に変更する。月単位の週休 2 日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。完全週休 2 日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休 2 日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休 2 日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第60条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、さいたま観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。

2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第61条 個人情報の取扱について

（基本的事項）

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない

（秘密の保持）

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

（利用及び提供の制限）

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（複写等の禁止）

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏

えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

（事案発生時における報告）

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（資料等の返却等）

1. 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－２）を発注者に提出しなければならない。
2. 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

（管理の確認等）

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができ、また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

（管理体制の整備）

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

（従事者への周知）

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第62条 施工時期及び施工時間の変更

本工事は下記に示す内容等について関係機関と調整済である。

1. 協議内容

JR 川越線橋梁付近での近接施工（不陸整正、敷鉄板設置撤去、土砂運搬）

2. 協議機関

東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社

3. 協議箇所

測点 No. 137+31.9～No. 140+28.7 の範囲

4. その他

関係機関とは調整済であるが、着手にあたり近接施工に関する施工計画書を提出するものとする。また、施工計画書の提出により関係機関から動態観測等の実施に関する協議があった場合は、監督職員より別途指示するものとする。

第63条 施工時期及び施工時間の変更

1. 本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分
昼間作業	すべての工事

2. 下記の特定制建設作業（建設工事として行われる作業のうち、著しく騒音・振動を発生する作業）は、午後7時～午前7時を作業禁止時間とする。また、日曜・祝日は作業を禁止とする。

- くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業
- びょう打機を使用する作業
- さく岩機を使用する作業
- 空気圧縮機を使用する作業
- コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業
- バックホウ（定格出力 80 キロワット以上）を使用する作業
- トラクターショベル（定格出力 70 キロワット以上）を使用する作業
- ブルドーザー（定格出力 40 キロワット以上）を使用する作業

第64条 他工事との調整

1. 下記工事の請負業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。
2. 本工事との調整工事は以下のとおりとする。本工事の指定部分を除く盛土に使用する土砂は「R7 荒川第三調節池土砂改良他その1工事」～「R7 荒川第三調節池土砂改良他その4工事」の発生土の使用を見込んでいる。
3. なお、以下に示す工事の他、本工事の契約以降に調整が必要な工事が生じる場合がある。詳細は発注者より別途指示するものとする。

工事名	施工範囲	工期（予定）
R7 荒川第二調節池池内水路整備その5工事	荒川左岸39.3k付近	令和8年5月～ 令和9年3月
R7 荒川第二調節池池内水路整備その6工事	荒川左岸39.6k付近	令和8年5月～ 令和9年3月
R7 荒川第三調節池土砂改良他その1工事	荒川左岸44.8k付近	令和8年4月～ 令和8年11月
R7 荒川第三調節池土砂改良他その2工事	荒川左岸44.4k付近	令和8年4月～ 令和8年11月
R7 荒川第三調節池土砂改良他その3工事	荒川左岸44.8k付近	令和8年11月～ 令和9年3月
R7 荒川第三調節池土砂改良他その4工事	荒川左岸44.4k付近	令和8年11月～ 令和9年3月

第65条 占用物件

本工事に関連する占用物件は、下記のとおりである。

1. 支障物件名及び管理者

荒川連絡水道占用水路（埋設管）：水資源機構

馬宮土地改良区取水施設（埋設管）：馬宮土地改良区

2. 位置

測点No. 115付近の図示する箇所

第66条 新技術の活用 「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ② 公共工事等において実用段階に達している技術
- ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL <http://www.netis.mlit.go.jp>

2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。なお、NETIS掲載期間終了技術は対象外とする。

第67条 新技術の活用「施工者選定型」

1. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

2. 本工事において、第 66 条 新技術の活用「新技術の定義」 3. 対象とする新技術に示す 1) ～ 4) の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

3. 受注者は、選定した新技術が第 66 条 新技術の活用「新技術の定義」 3. 対象とする新技術に示す①～④のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象

としない

5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム (NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第68条 新技術導入促進 (I) 型工事について

1. 本工事は、新技術 (NETIS 登録技術) の現場での活用のため、発注時に新技術活用方針の提出を求める「新技術導入促進 (I) 型」の試行対象工事である。
2. 新技術導入促進 (I) 型とは、建設現場におけるイノベーションの推進、生産性向上のため、仕様書等がない新技術を求める工事である。本工事では、発注者が指定したテーマについて、施工者からの提案により、新技術を活用し、工事を実施するものである。
3. 新技術の活用に係る費用は応札価格に含むものとし、設計変更の対象外とする。
4. 契約書第 18 条及び第 19 条の規定による変更等が生じた場合は、提案内容の履行の有無等について、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

第69条 建設現場の遠隔臨場における遠隔臨場の実施 (発注者指定型)

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者 (監督員) における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ (ウェアラブルカメラ等) と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領 (案) R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

- ① 受注者が動画撮影用のカメラ (ウェアラブルカメラ等) により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。
- ② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像 (実施状況)

を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（２） 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手にとって歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（３） 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

（４） 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

（５） フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

（６） 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

（７） 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 5 年 3 月 3 日（国不建第 578 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

（８） 通信環境

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第70条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事

関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

（1）技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

（2）機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（3）遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

（4）効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（5）費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に

積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『令和 3 年 9 月 30 日（国不建第 273 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第71条 CCUS 義務化モデル工事

1. 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）の普及促進を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評価を実施する試行工事である。
2. 受注者は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。
3. 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。
 - ・ 下請企業：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
 - ・ 技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
 - ・ CCUS登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
 - ・ CCUS登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
 - ・ 登録事業者率：CCUS登録事業者の数／下請企業の数
 - ・ 登録技能者率：CCUS登録技能者の数／技能者の数
 - ・ 就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数
 - ・ 平均登録事業者率：4. に定める計測日において計測された登録事業者率の平均値
 - ・ 平均登録技能者率：4. に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値
 - ・ 平均就業履歴蓄積率：4. に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値
4. 受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で計測（以下、計測日）することとする。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。また、初回の計測から3ヶ月未満で工事完了する場合は、工事完了前に計測日を1回設けることとする。なお、各指標の計測日は同一日とし、指標ごとに計測日を設定しないことを基本とする。ただし、計測頻度については、今後の状況を踏まえて変更する場合がある。計測頻度を変更する場合は、監督職員より別途指示するものとする。
5. 計測は受注者により実施するものとし、受注者は計測後速やかに、計測日における各指標の結果や根拠資料を打合せ簿にて発注者に提出する。また、対象工事における最終計測日の計測完了後、受注者は計測日における各指標の平均値を算出し、発注者に結果を提出することとする。なお、根拠資料は、計測日における施工体系図、施工体制台帳、作業員名簿、その他現場

に入場している事業者数・技能者数を発注者が客観的に確認できる資料及びCCUSによって受注者が当該計測日において出力した現場の帳票データ等とする。

6. 受注者は、本工事期間中において、平均登録事業者率70%以上、平均登録技能者率60%以上及び平均就業履歴蓄積率30%以上（以下、最低基準）を全て達成するものとし、最低基準が未達成の場合は、本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告すること。また、発注者は、工事成績評定実施要領の別記様式第1における考査項目（以下、考査項目）「7. 法令遵守等」において1点減点を行う。
7. 受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率90%以上、平均登録技能者率80%以上及び平均就業履歴蓄積率50%以上（以下、目標基準）を全て達成した場合は、発注者は、考査項目「5. 創意工夫」の「その他」において1点加点を行う。また、受注者が、目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率90%以上を達成した場合は、発注者は、考査項目「5. 創意工夫」の「その他」において更に1点加点を行う。
8. CCUS現場利用料等について当初は計上していないが、下記①、②の項目を支出実績に基づき「CCUS現場利用料等」として設計変更するものとする。なお、費用計上にあたっては、監督職員と協議することとする。

①カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用するOSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上するものとする。原則として、1工事あたり2台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。

このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上するものとする。

なお、CCUSの継続的な活用の観点から、リースの場合は、費用は計上しない。また、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。

②現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき計上することとする。なお、現場でカードタッチを失念した場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

9. モデル工事における効果や課題を検証するため、発注者がCCUSの活用状況等の実態調査を行う場合は、これに協力すること。

第72条 契約後VE方式

1. 定義

「VE提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. VE提案の意義及び範囲

- 1) 受注者がV E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
- 2) 以下の提案は、V E 提案の範囲に含まれないものとする。
 - (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - (2) 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. V E 提案書の提出

- 1) 受注者は、前項のV E 提案を行う場合は、次に掲げる事項をV E 提案書（別紙様式－ 1 ～ 4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - (1) 設計図書に定める内容とV E 提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - (3) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含むV E 提案である場合、その取扱いに関する事項
 - (6) その他V E 提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出されたV E 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、前項のV E 提案を契約の締結日より、当該V E 提案に係る部分の施工に着手する 35 日前までに発注者に提出できるものとする。
- 4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. V E 提案の審査

提出されたV E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. V E 提案の採否等

V E 提案の採否について、原則として、V E 提案の受領後 14 日以内に書面（別紙様式－ 5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. V E 提案を採用した場合の設計変更

- 1) V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
- 2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
- 3) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 4) V E 提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者がV E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。

7. V E 提案の活用と保護

評価の結果、当該V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については

当該権利の保護に留意するものとする。

8. 責任の所在

発注者がV E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第73条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第 66 条新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評価

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第74条 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事（試行）について

1. 本工事は、建設業における労務賃金改善に関する取組みを促進するため、「労務費見積り尊重宣言」を行い、下請企業への見積り依頼に際して労務費（労務賃金）を内訳明示した見積書の提出を求める取組みを実施する企業に対して、総合評価や工事成績評価において加点評価等を行うモデル工事を試行するものである。

2. 受注者は技術資料に本試行に取り組む旨記載した場合においては、下請企業への見積り依頼に際して労務費（労務賃金）を内訳明示した見積書等の提出を求めることとする。なお、労務費（労務賃金）の内訳明示にあたっては「工種別」「総額」のいずれの記載でもよいこととし、見積書の別紙として明示されているものでもよいこととする。

3. 発注者は工事完成検査時等において受注者と下請企業間の見積書等に労務費（労務賃金）を内訳明示しているか確認するものとし、受注者は、発注者から提示の求めがあった場合は、速やかに提示するものとする。

4. 見積書の確認は抜き取りで実施することとし、確認範囲は一次下請（施工体制台帳に記載された業者）との契約のうち、下請金額 3, 5 0 0 万円以上のものを対象とする。

5. 発注者は工事完成検査時に受注者と下請企業間の見積書を確認し、労務費（労務賃金）が内訳明示されていない場合には、工事成績評価において以下のとおり減点する。

・総括技術評価官における「考査項目別運用表 別紙－2④ 7. 法令遵守等 8. その他」にお

いて3点減点する。

ただし、受注者が技術資料に本試行に取り組む旨記載し、総合評価方式の技術評価において当該項目で加点評価された場合のみ減点対象とする。

6. 見積書に加えて注文書において、労務費（労務賃金）が内訳明示されていることが確認できた場合には、工事成績評価において以下のとおり加点する。

・主任技術評価官における「考査項目別運用表 別紙－1 ⑧ 5. 創意工夫Ⅰ. 創意工夫 【その他】」において、2点を加点する。

7. 受注者が技術資料に本試行に取り組む旨記載していない場合、または受注者が総合評価方式の技術評価において当該項目で加点されていない場合においても工事完成検査時において下記①・②の両方を満足する場合、上記6. の加点の対象とする。

①「労務費見積り尊重宣言」を公表した事実を確認できること

② 見積書に加えて注文書において労務費（労務賃金）が内訳明示されていること

第75条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」〔国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照〕に基づき行うものとする。

第76条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を（株）ホクト・エンジニアリングに委託する予定である。

第77条 ISO9001認証取得の活用

本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事（以下、「ISO活用工事」という）である。ただし、低入札価格調査制度調査対象工事及び過去2年以内に粗雑工事による指名停止等措置をうけた受注者を除くものとする。

1. 受注者は、JISQ9001（ISO9001）の認証を取得している場合において、契約締結後に申請し、発注者の承認を受けた場合、本条の規定に従って、ISO活用工事として実施することができる。

2. 受注者は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いを希望する場合、工事請負契約締結の日から14日以内に以下の書類により申請し、承認を得ることとする。

①申請書（別紙様式－6）

②ISO9001の認証の取得に係る登録証の写し

③ISO9001の審査に係る書類（受注者が送付を受けた最新の審査報告書、その審査の合否判定結果の写し）

④申請に係る工事を担当する内部組織が、ISO9001の認証を取得していることを示す書類

⑤ISO9001の認証の範囲が工事の内容に一致していることを示す書類

⑥申請者が申請日の前年度及び前々年度（申請日の属する月が4月から7月までの場合にあっては前々年度及びその前年度）に完成した官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事（港湾空

港関係を除き、申請工事が土木工事の場合には土木工事、営繕工事の場合には営繕工事のものに限る）のすべての工事成績評定通知書の写し

⑦⑥がない場合、ISO9001の認証取得以降に官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事の成績評定を受けているときは、直近の工事成績評定通知書の写し

但し、②でその内容が確認できる場合、④、⑤は提出を要しない。

3. 次に掲げる場合においては、本取扱いを中止し、通常の監督業務を実施する。

①受注者のISO9001認証が取り消された場合、又はその維持が困難と見込まれる場合。
（別紙様式ー7により監督職員に速やかに申出）

②受注者の検査記録及び品質マネジメントシステムの運用状況に関して不適合が多いと認められた場合。

4. 受注者は、別途発注者から委託を受けた機関が行う品質システム運用による効果等の調査に関し、協力するものとする。

5. 品質計画書の提出

受注者は、工事に係る品質計画書を作成し、工事の着手前に監督職員に提出するものとする。この場合、当該工事の施工計画書及び品質計画書は統合して作成することができる。また、両者をそれぞれ作成する場合において、その記載内容に重複が生じる場合は、その一方の記載において他方の記載を参照すべき旨を記載して作成することができる。

6. 品質マネジメントシステムを活用した監督業務

本工事は、以下の項目について、受注者が作成した検査記録を監督職員の確認（以下「検査記録の確認」という）を受けることにより、代えることができる。

①「指定材料の確認」

指定材料の確認については、指定された材料の品質・規格等の試験、立会い又は確認を、受注者が作成した検査記録を確認することをもって代えることができる。

②「工事施工の立会い」

工事施工の立会いについては、受注者が作成した検査記録を確認することをもって代えることができる。

③「段階確認」

段階確認については、ISO9001活用工事の場合、原則として、下表の方法に代えることができる。但し、重点監督の対象工種については、通常の段階確認を実施するものとする。受注者が当該工事の一部の工事種別についてこの取扱いを希望しない場合についても、監督職員の承諾を得た上で通常の立会い及び段階確認を選択することができる。

	監督項目	段階確認
①	掘削長さ、支持地盤等設計変更に関わる項目	通常の段階確認を実施する。
②	事前に試験矢板又は試験杭の施工を伴う項目	通常の段階確認を実施する。ただし、試験矢板又は試験杭の施工以降の矢板及び杭の施工については適当な時期に請負者の検査記録の一部を抽出して確認する。
③	土木工事共通仕様書第3編第1章1-1-6の6項、表1-1 段階確認一覧表のうち上記以外の	適当な時期に請負者の検査記録を確認する。

	項目	
④	その他の項目	適当な時期に請負者の検査記録の一部を抽出して確認する。

7. 内部監査の実施

内部監査は、6ヶ月に1回程度（工期が6ヶ月以内の場合にあっては工期内において1回以上）実施するものとする。なお、受注者は、本工事の品質計画書又は施工計画書に、本工事で実際に内部監査を行う監査チームリーダーの氏名、経歴、経験及び具体的な監査実施時期を記述するものとする。

内部監査における監査チームのリーダーは、以下の①～④のすべての要件を満足し、かつ当該工事に直接携わる者以外の独立した者とする。

- ① 10年以上の現場経験を有する。
- ② 以下の資格の少なくとも1つ以上を有する。

イ 技術士

ロ 1級土木施工管理技士

ハ 1級造園施工管理技士

ニ 1級建築士

ホ 1級建築施工管理技士

ヘ 建築設備士

ト 1級電気主任技術者

チ 1級管工事施工管理技士

リ 1級電気工事施工管理技士

ヌ 1級建設機械施工技士

- ③ 以下のいずれかの内部監査研修を修了している。

イ 一般財団法人 日本規格協会（J R C A）の承認を受けている審査員研修機関が実施する内部監査員養成セミナー（研修）

ロ 以下の要件のいずれかを満たすことでイと同等と認められる受注者等の講師による社内研修

i 当該研修の講師が一般財団法人 日本規格協会（J R C A）の承認を受けている審査員研修機関が実施する審査員研修を修了している。

ii 当該研修の講師がイの研修を受け、その後内部監査チームのリーダー経験がある

- ④ ③の研修修了後、現場の作業所を対象に内部監査チームのリーダーを経験している。

8. トレーサビリティの確保

受注者は、以下に示す材料について、工事完了後に使用場所、時期、品質が確認できるように管理を行うものとし、本工事の品質計画書または施工計画書に記述するものとする。

品名	規格
レディーミクストコンクリート	18-8-25(20)（高炉B）
碎石	RC-40

9. 品質記録

受注者は、当該工事において作成した品質記録に関し、監督職員が提示又は写しの提出を求めた場合は、これに従わなければならない。

10. 検査時の提出書類

受注者の検査記録の確認に置き換えたものに関して、検査時に提出する品質管理及び出来形管理に関する書類については、必要項目が網羅され、監督職員の承諾が得られた場合には、指定様式によらず受注者の検査記録の様式により提出することができる。

11. その他

品質計画書、品質マネジメントシステム運用状況の把握、検査時の対応その他の取扱いについては、平成16年9月15日付け国関整契第435号、国関整技調第34号、国関整技評第33号「工事におけるISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いについて」によるものとし、本取扱いの承認を得た受注者に、別途、監督職員から通知する。

第78条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第79条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和元年6月14日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により

点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第80条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－１２によるものとする。

第81条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和5年3月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和6年3月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第82条 検査書類限定型工事

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「検査書類限定型工事」の対象である。

2. 検査書類限定型工事とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものであり、実施について協議するものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外

- ・ 施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外
- ３．実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する

第83条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第 2 章 土工

第84条 土取場

土取場については下記の通りとするが、詳細については監督職員から指示するものとする。なお、運搬距離に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

土取場	運搬距離	用途
秋ヶ瀬ストックヤード (埼玉県さいたま市桜区下大久保地先)	L = 8.5 km以下	河川土工（指定部分）
土砂改良土 仮置き場 (荒川左岸 44.4 k 付近)	L = 1.5 km以下	その他

第85条 表土剥ぎ

盛土箇所および仮排水路掘削箇所において20cm以上の表土の剥ぎ取りを行うものとするが、現地において根茎等が更に深い事が確認された場合は、その処理について監督職員と協議するものとする。

また、剥ぎ取った表土は大型土のうに使用することを見込んでおり（運搬距離L=0.3km以下）、残りは現場付近の高水敷へ運搬・敷き均すものとする（運搬距離L=0.3km以下）。詳細については、監督職員と協議するものとする。なお、運搬距離に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

第86条 掘削工

- 掘削土量に変更が生じた場合は、変動量については、監督職員と協議しなければならない。
- 掘削工で発生する土は、秋ヶ瀬ストックヤードに運搬するものとする（運搬距離L=8.3km以下）。現場周辺の埋戻しについては、詳細は監督職員から別途指示する。
- 仮排水路の流入部については、現況地盤にすりつけを行い段差の処理を行うものとする。詳細については、監督職員と協議するものとする。
- 切回し水路工の床掘りで発生した土は、施工箇所に仮置きし、埋戻しに流用するものとするが、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

第87条 盛土工

1. 締固め管理は、以下に示す乾燥密度あるいは、空気間隙率によるものとする。

①乾燥密度による規定

「関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値」（令和7年3月改定）によるものとする。

ただし、試験方法が「JIS A 1214」の場合、測定1回当たりの測定点は3個を原則とする。

②飽和度又は空気間隙率による規定

下表に示す土質については、その飽和度又は空気間隙率が対応した範囲にあることとする。なお、測定1回当たりの測定点は3個を原則とする。

土質分類	飽和度（ S_r ）	空気間隙率（ V_a ）
砂質土 {SF} ($25\% \leq 74\mu\text{m}$ ふるい 通過分 $<50\%$)	—	$V_a \leq 15\%$
粘性土 {F}	$85\% \leq S_r \leq 95\%$	$2\% \leq V_a \leq 10\%$

2. 構造物周囲1mの範囲及び狭隘箇所等については、人力により敷均しタンパ等により入念に締固めるものとする。

3. 基盤盛土の起終点については、現況地盤に擦り付けを行い段差の処理を行うものとする。

第3章 無筋コンクリート

第88条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用途	粗骨材の最大寸法	スランプ	水セメント比	呼び強度	セメントの種類
帯工	25 (20) mm	8cm	60%以下	18.0N/mm ² 以上	高炉B種

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成14年8月一部改正）により行うものとする。

第4章 土木工事材料

第89条 中詰材

かごマットに使用する中詰材は割栗石（150－200mm）とし、袋詰め根固めに使用する

中詰材は割栗石（50～150mm）とする。

第90条 一般瀝青材料

ストレートアスファルトの針入度は下表のとおりとする。

用途	針入度	適用
表層、基層	40～60	付帯道路工

第91条 道路材料

1. 粒状路盤材クラッシャーランはRC-40とする。
2. 粒度調整路盤材料はRM-40とする。
3. 加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は下表のとおりとする。

呼び名	混合物の種類	最大粒径 (mm)	アスファルト量 (%)	適用
RA①	再生粗粒度アスコン	20	4.5～6	基層
RA②	再生密粒度アスコン	20	5～7	表層

4. 路床土に使用する材料は、秋ヶ瀬ストックヤード（運搬距離L＝8.5km以下）から運搬することとし、修正CBRが12以上の材料であることを確認の上使用すること。

第92条 加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第93条 プライムコート及びタックコート

1. プライムコートに使用する材料はPK-3とし、使用量は1～2L/m²を標準とする。
2. タックコートに使用する材料はPK-4とし、使用量は0.3～0.6L/m²を標準とする。

第94条 吸出し防止シート

仮設工の袋詰め根固めに使用する吸出し防止シートは厚さ10mmとし、品質・規格については下表のとおりとする。

項目	規格	試験方法
密度	0.12g/cm ³ 以上	JISL3204(1992)
圧縮率	12%以下	〃
引張強度	1tf/m以上	JISL3204(1992)準拠
伸び率（最大強度時）	50%以上	JISL3204(1992)
耐薬品性（不溶解分）	90%以上	〃
透水性	0.011/S以上	JISL3204(1992)準拠

第5章 一般施工

第95条 工事用道路工

1. 既設工事用道路を使用する前に、路面の状態等を確認・記録し監督職員に提出するものとする。なお、工事用道路の補修を行う場合には、速やかに監督職員と補修構造・範囲等について協議するものとし、補修費用については設計変更の対象とする。また、工事完了時の補修についても同様の扱いとする。
2. 施工箇所の工事用道路の出入口については、荒川左岸37.2km付近（羽根倉橋上流）および荒川左岸45.4km付近（上江橋下流）とする。なお、現地状況の変更にともない工事車両の通行に支障が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

第96条 構造物撤去工

既設の構造物撤去については、当初護岸工の撤去を見込んでいるが、現地着手後に支障物が確認された場合は、監督職員に報告するものとし、処理方法は協議すること。

第97条 仮設工

1. 本工事の仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。
2. 本工事における水替工は見込んでいないが、現地状況の変更等によりこれによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
3. 本工事において、現地状況の変更等により敷鉄板の枚数や供用日数の追加が必要になった場合は監督職員と協議するものとする。
4. 土のう等の製作に要する土砂は、剥ぎ取った表土を使用するものとし（運搬距離 $L=0.3$ km以下）、製作は現場内で行うものとする。土のう撤去時に発生する土砂については、現場付近の高水敷に敷き均すこと（運搬距離 $L=0.3$ km以下）。なお、土のう袋と遮水シートの処分にかかる費用については、当初計上していないため、変更にて計上する。詳細については、監督職員と協議するものとする。
5. 本工事の仮締切の対象水位は、滝沼川でA.P.+7.495mとする。なお、構造は受注者の責任において決定し、施工するものとする。また、仮締切の設置・撤去は、非出水期に施工するものとする。

第98条 栈橋工

栈橋工の施工期間中における給水については、河川水を利用するものとする。

なお、現地条件により取水が困難な場合は監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

第6章 その他

第99条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

第100条 河川環境への配慮

1. 本工事の施工箇所及びその周辺には、環境上配慮すべき生物の生育が確認されていることから、工事着手前に、監督職員から河川環境情報図等の提示を受けるものとする。
2. 環境上配慮すべき生物の生育に配慮すべき事項とその対応方針について別途発注者から指示するものとし、その内容については設計変更の対象とする。
3. 上記2で決定した配慮すべき事項とその対応方針について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。
4. 環境上配慮すべき生物への対応により、工事工程等に影響を与える可能性がある場合には監督職員と協議し、設計変更の対象とする。

第101条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置を講ずるものとする。

第102条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

①荒川調節池工事事務所管内の気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。

イ) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

ロ) 現場休工日（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

②荒川調節池工事事務所管内の気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工日（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第103条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を

作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 □ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 □ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 □ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 □ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第64条 第56条 第56条
用地関係	□ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 □ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 □ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 □ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 □ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 □ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 □ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	第51条 第52条
安全対策関係	□ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 □ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 □ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 □ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第44条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 □ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 ■ 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。 □ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 □ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 □ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	第95条

明示項目	明示事項	記載条項
仮設備関係	☐ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 ☐ 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 ☐ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	
建設副産物関係	☐ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 ☐ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ☒ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第28条
工事支障物件等	☒ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 ☐ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	第65条
薬液注入関係	☐ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 ☐ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	☐ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 ☐ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 ☐ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 ☐ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 ☐ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 ☐ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 ☐ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 ☐ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 ☐ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	

条件明示チェックリスト

工事名 : R8荒川第二・三調節池基盤整備工事

1. 工事全般関係

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 各種積算の取り組みの有無			
①見積活用方式	☐	☒	
②間接工事費実績変更方式	☐	☒	
③地域外からの労働者確保に要する設計変更	☐	☒	
2 補正の有無			
①日当たり作業量補正	☐	☒	
②現場閉所による週休2日制適用工事(完全週休2日方式)	☒	☐	第59条
③週休2日交替制モデル工事(〇〇方式)	☐	☒	
④ICT活用工事(3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、 外注経費等の費用)	☒	☐	第34条・第35条 第37条・第38条
⑤その他補正 該当補正→(熱中症対策に資する現場管理費の補正)	☐	☒	第45条
3 各種調査対象工事			
①諸経費動向調査の対象工事	☐	☒	
②施工状況モニタリング調査の対象工事	☐	☒	
③施工合理化調査の対象工事	☐	☒	
④新技術歩掛調査の対象工事	☐	☒	
⑤施工形態動向調査	☐	☒	
4 施工時期及び施工時間帯の制約			
①制約内容の有無	☐	☒	
a.時期の制約	☐	☒	
b.時間の制約	☐	☒	
c.その他	☐	☒	
5 余裕工期を設定した工事			
①余裕工期が設定されている工事である。	☒	☐	第56条

2. 工程関係(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 影響を受ける他の工事			
①先に発注された工事で、当該工事の工程が影響される工事の有無	☒	☐	第64条
a.工事名	☒	☐	第64条
b.上記工事の発注者	☐	☒	
c.影響内容	☐	☒	
d.具体的な制約	☐	☒	
e.その他事項	☐	☒	
②後から発注する工事で、当該工事の工程が影響される工事の有無	☐	☒	
a.工事名	☐	☒	
b.上記工事の発注者	☐	☒	
c.影響内容	☐	☒	
d.具体的な制約	☐	☒	
e.その他事項	☐	☒	
③その他工事で、当該工事の工程が影響される工事の有無	☐	☒	
a.工事名	☐	☒	
b.上記工事の発注者	☐	☒	
c.影響内容	☐	☒	
d.具体的な制約	☐	☒	
e.その他事項	☐	☒	

2. 工程関係(2)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
2 自然的・社会的条件で制約を受ける施工の内容、時期、時間及び工法等			
①交通規制や工事内容により、工事の施工期間又は時間帯に制約が生じるか。	☐	☒	
a.要因	☐	☒	
b.施工内容	☐	☒	
c.施工箇所	☐	☒	
d.施工時期	☐	☒	
e.施工時間	☐	☒	
f.具体的制約内容：	☐	☒	
②出水期や積雪・融雪期において、施工を中止あるいは休止する必要があるか。	☒	☐	第97条
a.要因	☒	☐	第97条
b.施工内容	☒	☐	第97条
c.施工箇所	☒	☐	第97条
d.施工時期	☒	☐	第97条
e.施工時間	☐	☒	
f.具体的制約内容	☒	☐	第97条
③漁期や農業・用排水の使用時期、また地場産業の影響により、施工期間又は時間帯に制約が生ずるか。	☐	☒	
a.要因	☐	☒	
b.施工内容	☐	☒	
c.施工箇所	☐	☒	
d.施工時期	☐	☒	
e.施工時間	☐	☒	
f.具体的制約内容	☐	☒	
④自然環境の保全に関する制約の有無 (猛禽類等の保護動植物の生息する可能性のある地域での施工制約)	☒	☐	第100条
a.要因	☐	☒	
b.施工内容	☐	☒	
c.施工箇所	☐	☒	
d.施工時期	☐	☒	
e.施工時間	☐	☒	
f.具体的制約内容	☐	☒	

2. 工程関係(3)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
3 関連機関等との協議に未成立なものがある場合の制約等			
①協議の成立時期が具体的に見込める場合はその内容を明示。	☐	☒	
a.関連機関	☐	☒	
b.制約内容	☐	☒	
c.協議内容	☐	☒	
d.成立見込時期	☐	☒	
②協議の結果、工程等に制約を受けることが予想される場合は、あらかじめその協議内容及び制約される内容等を明示。	☐	☒	
a.関連機関	☐	☒	
b.制約内容	☐	☒	
c.協議内容	☐	☒	
d.成立見込時期	☐	☒	
③協議の必要性はあるが、未実施である場合はその内容を明示。	☐	☒	
a.関連機関	☐	☒	
b.制約内容	☐	☒	
c.協議内容	☐	☒	
d.成立見込時期	☐	☒	
4 関係機関との協議の結果、工程に影響を受ける条件等			
①施工時期等について付された条件を具体的に明示。	☐	☒	
a.関連機関	☐	☒	
b.影響内容	☐	☒	
c.規制期間・時間	☐	☒	
②当初予想し得ない事態等が発生し工事期間等の変更が生じる場合は、監督職員に報告し、協議を行うことを明示。	☐	☒	
a.内容	☐	☒	

2. 工程関係(4)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
5 占用物件(地下物件、架空線など)・埋蔵文化財等の事前調査・移設の制約			
①必要な事前調査の期間等を明示し、その管理者の都合により変更がある場合には別途協議することを合わせて明示。	☐	☒	
a.物件内容(場所含む)	☐	☒	
b.物件管理者	☐	☒	
c.事前調査・移設の期間	☐	☒	
②移設や撤去・保存等が必要になり影響を受ける場合は、施工方法や工程等について協議状況を明示。	☐	☒	
a.物件内容(場所含む)	☐	☒	
b.物件管理者	☐	☒	
c.事前調査・移設の期間	☐	☒	
③埋蔵文化財の発掘調査が必要な場合の状況を明示。	☐	☒	
a.物件内容(場所含む)	☐	☒	
b.物件管理者	☐	☒	
c.事前調査・移設の期間	☐	☒	
6 設計工程上の作業不能日数			
①工程に影響を与える特殊な工法がある場合は明示。	☐	☒	
a.対象工種	☐	☒	
b.場所	☐	☒	
c.日数	☐	☒	
d.内容	☐	☒	
7 概数発注・概略設計による発注工事の場合			
①概数発注、概略設計、修正設計中の工事の場合、詳細設計の完成時期について明示。	☐	☒	
a.対象工種	☐	☒	
b.区間	☐	☒	
c.詳細設計完成時期	☐	☒	

3. 用地関係(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 工事用地等に未処理部分がある場合			
①用地・立木の取得が終了していない場所の有無	☐	☒	
a.場所・範囲	☐	☒	
b.面積	☐	☒	
c.取得見込み時期	☐	☒	
②期日までに用地取得できない場合の対応を明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	
③保安林解除や用地の規制等の有無	☐	☒	
a.場所・範囲	☐	☒	
b.面積	☐	☒	
c.解決見込み時期	☐	☒	
d.当面の対応			
④官民境界が未確定部分がある場合の内容明示	☐	☒	
a.場所・範囲	☐	☒	
b.面積	☐	☒	
c.協議状況、確定見込み	☐	☒	
2 使用後の復旧条件がある場合			
①工事用地使用後の条件の有無	☐	☒	
a.場所・範囲	☐	☒	
b.面積	☐	☒	
c.復旧完了期日	☐	☒	
d.復旧条件	☐	☒	
3 工事用仮設道路、資機材置き場等の用地を借地させる場合			
①工事用仮設道路、資機材置き場等の借地の有無	☐	☒	
a.場所・範囲	☐	☒	
b.面積	☐	☒	
c.借地期間	☐	☒	
d.復旧条件	☐	☒	
②借地上の支障物件等があった場合には監督職員へ報告し対応を協議する旨の明示	☐	☒	

3. 用地関係(2)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
4 官有地等を使用させる場合			
①使用する官有地の有無	☐	☒	
a.場所・範囲	☐	☒	
b.面積	☐	☒	
c.使用期間	☐	☒	
d.使用条件	☐	☒	
②現場状況から施工時に官有地を使用する必要がある場合は、 監督職員へ報告し協議する旨を明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	

4. 環境対策関係(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 公害防止の為の制限がある場合			
①施工方法等において、公害防止の為の制限がある場合の明示	☐	☒	
a.対象工種	☐	☒	
b.対象箇所	☐	☒	
c.制限内容	☐	☒	
②騒音・振動等の測定を指定する箇所がある場合の明示	☐	☒	
a.対象工種	☐	☒	
b.対象箇所	☐	☒	
c.制限内容	☐	☒	
③公害に関する特定地域指定がある場合はその地域を明示	☐	☒	
a.対象工種	☐	☒	
b.対象箇所	☐	☒	
c.制限内容	☐	☒	
④地元対策上や法改正等により規制処置が必要となった場合は、 監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	
2 水替、流入防止施設が必要な場合			
①水替、流入防止施設が必要がある場合の明示	☐	☒	
a.対象工種	☐	☒	
b.対象箇所	☐	☒	
c.制限内容	☐	☒	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協 議する旨を明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	
3 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合			
①濁水、湧水等の処理で特別な対策が必要な場合は明示	☐	☒	
a.対象工種	☐	☒	
b.対象箇所	☐	☒	
c.時期	☐	☒	
d.処理施設	☐	☒	
e.排水の水質目標値	☐	☒	
f.排水場所	☐	☒	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協 議する旨を明示	☐	☒	
a.内容 :	☐	☒	

4. 環境対策関係(2)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
4 事業損失等、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合			
①騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等の事業損失が懸念される場合の事前・事後調査を行うことを明示	☐	☒	
a.懸念事項	☐	☒	
b.事前・事後調査の有無	☐	☒	
c.調査箇所	☐	☒	
d.調査時期	☐	☒	
e.調査方法	☐	☒	
f.その他	☐	☒	
②当初と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	
5 油漏れ等に対策を必要とする場合			
①油漏れ、重金属等の対策が必要な場合の内容の明示	☐	☒	
a.対象工種	☐	☒	
b.対象機械	☐	☒	
c.時期	☐	☒	
d.実施方法・必要な資材等	☐	☒	
e.その他	☐	☒	
②当初と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	

5. 安全対策関係(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 交通安全施設等の指定			
①車線減少等の規制を伴う場合の明示	☐	☒	
a.規制内容	☐	☒	
b.規制箇所	☐	☒	
c.規制期間	☐	☒	
②歩道通行帯を確保する場合の明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	
b.対象箇所	☐	☒	
c.期間	☐	☒	
③夜間作業を伴う場合の明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	
b.対象箇所	☐	☒	
c.期間	☐	☒	
④現場特有の交通規制を行う場合の明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	
b.対象箇所	☐	☒	
c.期間	☐	☒	
⑤当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	
2 対策をとる必要がある他施設との近接工事がある場合			
①対策をとる必要がある他施設と近接する工事がある場合の明示	☒	☐	第62条
a.対象施設・管理者	☒	☐	第62条
(例:鉄道、ガス、電気、電話、上下水道、光ファイバ、その他施設)			
b.対象箇所	☒	☐	第62条
c.施行条件	☒	☐	第62条
d.その他(協議状況他)	☒	☐	第62条
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☒	☐	第62条
a.内容	☒	☐	第62条

5. 安全対策関係(2)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
3 施工上、防護施設等必要な場合			
①防護施設等が必要な場合の明示	☐	☒	
a.必要な防護施設	☐	☒	
(例:落石、雪崩、土砂崩壊、土石流、その他補強が必要な施設等)			
b.危険要因	☐	☒	
c.対策内容	☐	☒	
d.対象工種	☐	☒	
e.対象期間	☐	☒	
f.その他	☐	☒	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	
4 保全設備・保安要員の配置等が必要な場合			
①交通誘導警備員・保安要員等の配置が必要な場合の明示	☒	☐	第44条
a.対象工種	☐	☒	
b.対象箇所	☒	☐	第44条
c.対象期間	☒	☐	第44条
d.対象要員	☒	☐	第44条
e.その他	☐	☒	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☒	☐	第44条
a.内容	☒	☐	第44条
5 発破作業等の制限			
①発破作業等に制限がある場合の明示	☐	☒	
a.対象工種	☐	☒	
b.対象箇所	☐	☒	
c.対象期間	☐	☒	
d.制限内容	☐	☒	
e.その他	☐	☒	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	

5. 安全対策関係(3)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
6 有害ガス及び酸素欠乏等の対策			
①換気設備等が必要な場合の明示	☐	☒	
a.危険要因	☐	☒	
b.対象工種	☐	☒	
c.対策内容	☐	☒	
e.その他	☐	☒	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	
7 高所作業における対策が必要な場合			
①高所作業を行う必要がある場合の明示	☐	☒	
a.対象工種	☐	☒	
b.対象箇所	☐	☒	
c.対策内容	☐	☒	
e.その他	☐	☒	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	
8 砂防工事の安全確保のために必要な対策を行う場合			
①安全確保に必要な情報の明示	☐	☒	
a.施工箇所の地形・地質特性	☐	☒	
b.危険要因	☐	☒	
c.対策内容	☐	☒	
e.その他	☐	☒	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	

6. 工事用道路関係(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 一般道路を搬入路として使用する場合			
①運搬経路に制限がある場合または経路を指定する場合の明示	☐	☒	
a.経路	☐	☒	
b.制限内容	☐	☒	
c.制限期間・時間	☐	☒	
d.その他	☐	☒	
②搬入路の使用後及び使用後に配慮すべき事項がある場合の明示	☒	☐	第95条
a.内容	☒	☐	第95条
b.対象区間	☒	☐	第95条
c.期間	☒	☐	第95条
③地元対応等の特筆すべき事項の明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	
b.対象区間	☐	☒	
c.期間	☐	☒	
④当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☒	☐	第95条
a.内容	☒	☐	第95条

6. 工事用道路関係(2)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
2 仮道路を設置する場合			
①仮道路の構造等を指定する場合の明示	☐	☒	
a.区間	☐	☒	
b.指定する内容	☐	☒	
c.その他	☐	☒	
②借地により仮道路を設ける場合の明示	☐	☒	
a.区間	☐	☒	
b.借地料等	☐	☒	
c.維持補修内容	☐	☒	
d.その他	☐	☒	
③維持修繕の必要がある場合の明示	☐	☒	
a.区間	☐	☒	
b.維持補修内容	☐	☒	
d.その他	☐	☒	
④仮道路に安全施設が必要な場合の明示	☐	☒	
a.必要な施設内容	☐	☒	
b.対象区間	☐	☒	
c.対象期間	☐	☒	
d.その他	☐	☒	
(存置、撤去等わかるように明示)			
⑤地元対応等の特筆すべき事項の明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	
b.対象区間	☐	☒	
c.期間	☐	☒	
⑥当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	

6. 工事用道路関係(3)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
3 一般道路を交通規制等により占用する場合			
①交通規制を行う場合の関係機関協議の有無の明示	☐	☒	
a.協議機関	☐	☒	
b.対象区間	☐	☒	
c.対象期間・時間	☐	☒	
d.規制内容	☐	☒	
e.その他	☐	☒	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	
4 他工事と工事用道路を共有する場合			
①他工事と工事用道路を共有する場合の明示	☐	☒	
a.共有する他工事	☐	☒	
b.工事用道路の管理者	☐	☒	
c.共有する区間	☐	☒	
d.期間	☐	☒	
e.配慮事項	☐	☒	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	
5 工事用道路の使用に制限がある場合			
①工事用道路に制限がある場合の明示	☐	☒	
a.対象区間	☐	☒	
b.対象期間・時間	☐	☒	
c.制限内容	☐	☒	
d.その他	☐	☒	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	

7. 仮設備関係(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 他の工事に引き継ぐ場合			
①引き渡し条件の明示	☐	☒	
a.仮設備の名称	☐	☒	
b.引き継ぎ先の受注者	☐	☒	
c.撤去・損料などの条件	☐	☒	
d.維持管理条件	☐	☒	
e.引き渡し等の時期	☐	☒	
f.構造等安全性確認や検査の実施日時	☐	☒	
g.その他	☐	☒	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	
2 引き継いで使用する場合			
①引き継ぎ条件の明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	
b.時期	☐	☒	
c.条件	☐	☒	
d.その他	☐	☒	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	
3 構造及び施工方法を指定する場合			
①構造及び施工方法の条件を明示	☐	☒	
a.対象物	☐	☒	
b.存置期間	☐	☒	
c.規模・規格・数量等	☐	☒	
d.施工方法	☐	☒	
e.その他			
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	

7. 仮設備関係(2)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
4 設計条件を指定する場合			
①仮設備の設計条件を指定する場合の条件明示	☐	☒	
a.対象物	☐	☒	
b.設計条件	☐	☒	
c.その他	☐	☒	
②指定仮設がある場合の条件明示	☐	☒	
a.対象物	☐	☒	
b.指定条件	☐	☒	
c.その他	☐	☒	
③当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	
5 除雪が必要となる場合			
①除雪が必要な場合の条件明示	☐	☒	
a.対象箇所	☐	☒	
b.対象期間	☐	☒	
c.制限内容	☐	☒	
d.その他	☐	☒	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	

8. 建設副産物関係(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 建設副産物を搬出する、特定建設資材・再生材を使用する工事の場合			
①建設副産物情報交換システムの活用の明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	
②建設副産物実態調査の対象工事の明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	
③建設発生土情報交換システム登録対象の明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	
④再生資材の活用の明示	☒	☐	第27条
a.資材名	☒	☐	第27条
b.規格	☒	☐	第27条
c.使用箇所	☒	☐	第27条
d.その他	☐	☒	
⑤特定副産物の搬出の明示 (特定建設資材の分別解体等・再資源化等の条項で記載していれば不要)	☐	☒	
a.対象	☐	☒	
b.受入場所	☐	☒	
c.受入時間帯	☐	☒	
d.仮置き場	☐	☒	
e.搬出調書等	☐	☒	
f.その他	☐	☒	
⑥建設リサイクル法対象工事の明示	☒	☐	第28条・第29条
a.種類	☒	☐	第28条・第29条
b.分別解体等の方法	☒	☐	第28条・第29条
c.その他	☐	☒	
⑦指定副産物の指定再資源化施設へ搬出明示	☐	☒	
a.種類	☐	☒	
b.再資源化施設	☐	☒	
c.中間処理場	☐	☒	
d.最終処理場	☐	☒	
e.受入時間	☐	☒	
⑧当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☒	☐	第28条・第29条
a.内容	☒	☐	第28条・第29条

8. 建設副産物関係(2)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
2 建設発生土及び建設汚泥処理土			
①他工事の箇所へ搬出する場合の明示	☐	☒	
a.搬出箇所・距離	☐	☒	
b.搬出先工事名	☐	☒	
c.搬出先の受入条件	☐	☒	
d.その他	☐	☒	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	
3 建設廃棄物の種類と発生量			
①取扱及び処理方法の違う種別毎の廃棄物を明示	☐	☒	
a.種別	☐	☒	
b.種類	☐	☒	
c.工種	☐	☒	
d.発生量	☐	☒	
e.その他	☐	☒	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	
4 処理施設等への運搬経路・方法等の規制・制限			
①処理施設等の条件明示(1)	☐	☒	
a.種類	☐	☒	
b.運搬経路	☐	☒	
c.運搬方法	☐	☒	
d.その他	☐	☒	
①処理施設等の条件明示(2)	☐	☒	
a.種類	☐	☒	
b.運搬経路	☐	☒	
c.運搬方法	☐	☒	
d.その他	☐	☒	
②仮置きが必要な場合の内容明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	

8. 建設副産物関係(3)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
5 中間・最終処理場			
①指定副産物の指定再資源化施設へ搬出明示	☐	☒	
a.種類	☐	☒	
b.再資源化施設	☐	☒	
c.中間処理場	☐	☒	
d.最終処理場	☐	☒	
e.受入時間	☐	☒	
6 他工事からの建設発生土を利用する場合			
①他工事から発生する土を利用する場合の条件明示	☐	☒	
a.他工事情報	☐	☒	
b.受入条件	☐	☒	
c.受入時期	☐	☒	
d.その他	☐	☒	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	
7 土壌汚染対策法の届出について			
①土壌汚染対策法で規定する一定規模(3,000m ²)以上の土地の形質変更を伴う対象工事である場合の県知事等への届出等の明示。	☐	☒	
a.対象の有無	☐	☒	
b.場所・範囲・面積	☐	☒	
c.該当工種	☐	☒	
d.発生量	☐	☒	
e.その他	☐	☒	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	

8. 建設副産物関係(4)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
8 スtockヤード(又は土取り場)の建設発生土を利用する場合			
①ストックヤード(又は土取り場)の建設発生土に関する利用の明示。	☒	☐	第84条
a.ストックヤード(又は土取り場)箇所・距離	☒	☐	第84条
b.ストックヤード(又は土取り場)からの建設発生土の土質条件(改良の必要性の有無)等	☐	☒	
c.ストックヤード(又は土取り場)の管理者(工事名等)	☐	☒	
d.利用時期(土日祝の利用の可否含む)	☐	☒	
e.利用時間	☐	☒	
f.他工事利用件数	☐	☒	
g.利用台数の制限がある場合の制限内容	☐	☒	
h.その他(交通誘導警備員配置、工事用道路(敷鉄板)設置 等)	☐	☒	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☒	☐	第84条
a.内容	☒	☐	第84条

9. 工事支障物件関係

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 占用物件等の工事支障物件がある場合			
①工事支障物件の明示(1)	☐	☒	
a.物件名	☐	☒	
b.物件管理者(連絡先等)	☐	☒	
c.物件位置	☐	☒	
d.物件管理者との協議状況	☐	☒	
e.移設時期	☐	☒	
f.その他	☐	☒	
①工事支障物件の明示(2)	☐	☒	
a.物件名	☐	☒	
b.物件管理者(連絡先等)	☐	☒	
c.物件位置	☐	☒	
d.物件管理者との協議状況	☐	☒	
e.移設時期	☐	☒	
f.その他	☐	☒	
①工事支障物件の明示(3)	☐	☒	
a.物件名	☐	☒	
b.物件管理者(連絡先等)	☐	☒	
c.物件位置	☐	☒	
d.物件管理者との協議状況	☐	☒	
e.移設時期	☐	☒	
f.その他	☐	☒	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	

10. 薬液注入関係

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 薬液注入を行う場合			
①薬液注入の条件明示	☐	☒	
a.設計条件	☐	☒	
b.工法区分	☐	☒	
c.材料種類	☐	☒	
d.施工範囲	☐	☒	
e.削孔数量・延長	☐	☒	
f.注入量・注入圧	☐	☒	
g.その他	☐	☒	
②注入の管理の明示	☐	☒	
a.注入圧・速度	☐	☒	
b.注入順序	☐	☒	
c.ステップ長	☐	☒	
d.材料(購入・流通経路等)	☐	☒	
e.ゲルタイム	☐	☒	
f.配合	☐	☒	
③産業廃棄物が発生した場合の処分方法の明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	
④地下埋設物がある場合の防護方法の明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	
⑤当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	
2 周辺環境影響調査を行う場合			
①周辺環境影響調査の明示	☐	☒	
a.調査内容	☐	☒	
b.調査箇所	☐	☒	
c.調査回数	☐	☒	
d.その他	☐	☒	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	

11. その他(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 工事用資機材の保管及び仮置きが必要な場合			
①仮置きが必要な資機材の内容を明示	☐	☒	
a.資機材の種類	☐	☒	
b.数量	☐	☒	
c.保管・仮置き場所	☐	☒	
d.期間	☐	☒	
e.保管方法	☐	☒	
f.積込・運搬方法	☐	☒	
g.機械の分解・組立等ある場合の回数	☐	☒	
h.その他			
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	
2 工事現場発生品がある場合			
①現場発生品の明示	☐	☒	
a.品名・数量	☐	☒	
b.再使用の有無	☐	☒	
c.引き渡し時期・場所	☐	☒	
d.品質検査	☐	☒	
e.運搬方法・費用	☐	☒	
f.その他	☐	☒	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	
3 支給品・貸与品がある場合			
①該当品の明示	☐	☒	
a.品名・数量	☐	☒	
b.規格等	☐	☒	
c.使用場所	☐	☒	
d.引き渡し場所	☐	☒	
e.返納方法等	☐	☒	
f.その他	☐	☒	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	

11. その他(2)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
4 新技術・新工法・特許工法を指定する場合			
①新技術・新工法の内容の明示	☐	☒	
a.工法名称	☐	☒	
b.施工場所	☐	☒	
c.施工条件	☐	☒	
d.NETIS番号	☐	☒	
e.その他	☐	☒	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	
5 指定部分の引渡しを行う場合			
①指定部分の内容の明示	☒	☐	第31条
a.指定部分	☒	☐	第31条
b.引渡日	☒	☐	第31条
c.その他	☒	☐	第31条
6 部分使用を行う場合			
①部分使用の内容の明示	☐	☒	
a.使用箇所	☐	☒	
b.使用条件	☐	☒	
c.使用期間	☐	☒	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	
7 給水の必要がある場合			
①給水内容の明示	☐	☒	
a.関係機関名	☐	☒	
b.協議時期	☐	☒	
c.取水箇所	☐	☒	
d.取水時期	☐	☒	
e.取水方法	☐	☒	
f.その他	☐	☒	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☒	
a.内容	☐	☒	

11. その他(3)

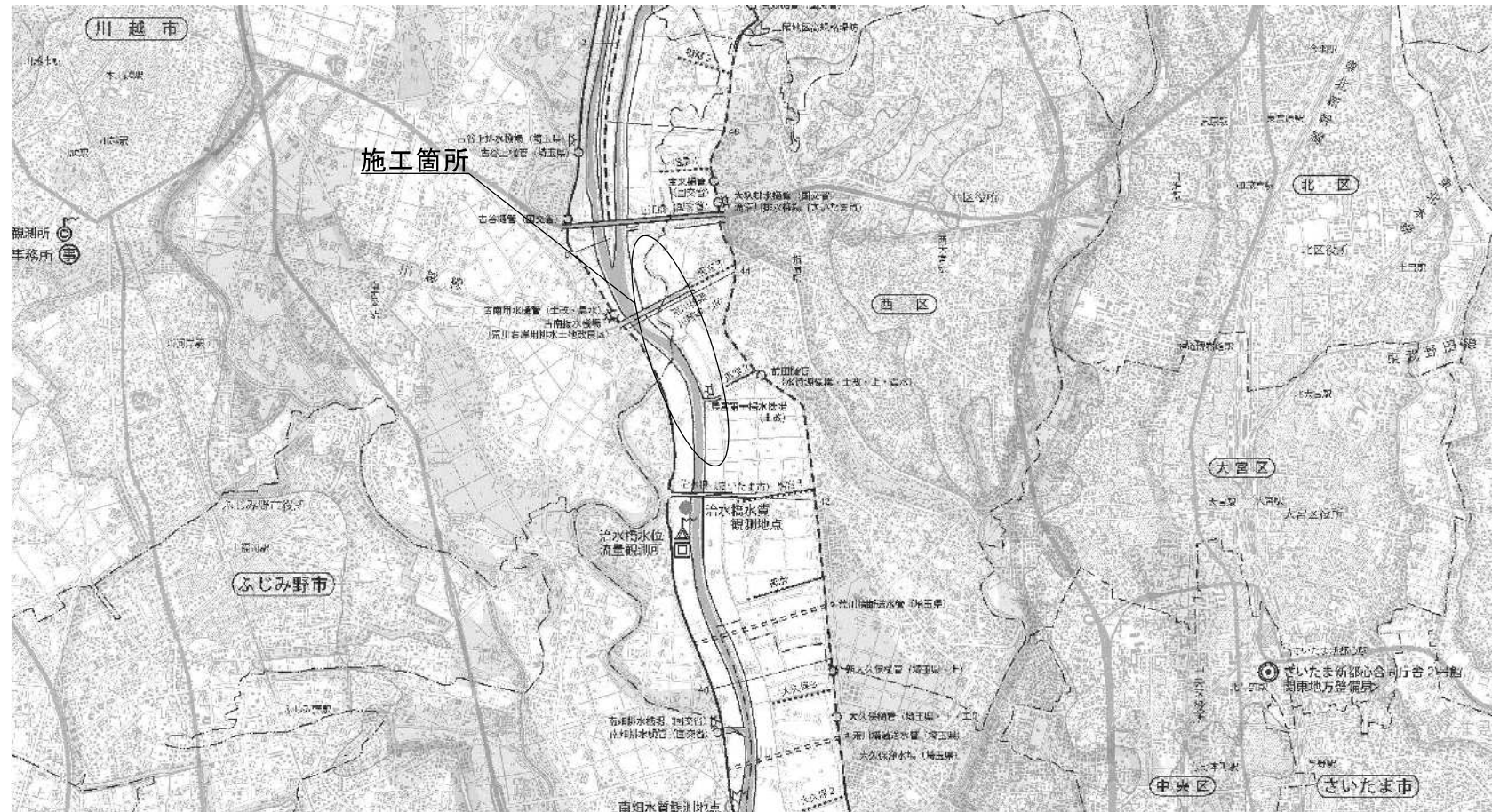
条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
8 コンクリート二次製品の活用			
①コンクリート構造物において、全体最適化の考えに基づき、コンクリート二次製品（プレキャスト）を活用する場合は、特記仕様書あるいは参考資料等にその内容を明示	☐	☒	

R8荒川第二・三調節池基盤整備工事 工程表

工種		数量	パーティー数	令和9年度																			備考
				9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
				★契約 ☆余裕期間(フレックス方式)																			
準備工		1 式																				40日間	
河川土工 掘削工		1 式	2																			第二・三調節池各1pt	
河川土工 路体（築堤）盛土		1 式	2																			第二・三調節池各1pt	
河川土工 路床盛土		1 式	2																			川表・川裏側各1pt	
河川土工 法面整形（盛土部）		1 式	2																			川表・川裏側各1pt	
河川土工 法面整形（切土部）		1 式	2																			第二・三調節池各1pt	
付帯道路工 不陸整正		1 式	2																			川表・川裏側各1pt	
付帯道路工 下層路盤		1 式	2																			川表・川裏側各1pt	
付帯道路工 上層路盤		1 式	2																			川表・川裏側各1pt	
付帯道路工 基層		1 式	2																			川表・川裏側各1pt	
付帯道路工 表層		1 式	2																			川表・川裏側各1pt	
切回し水路工		1 式	1																				
栈橋工		1 式	2																			栈橋 1 ・栈橋 2 各1pt	
仮設工		1 式	1																				
後片付け		1 式	1																			20日間	
別約条件	関連工事																					R8荒川第二調節池内水路整備その5・その6工事 R7荒川第三調節池主砂搬出役その1・その2・その3・その4工事(予定)	
別約条件	出水期																					6月1日～10月31日	

位置図

S=1:50000

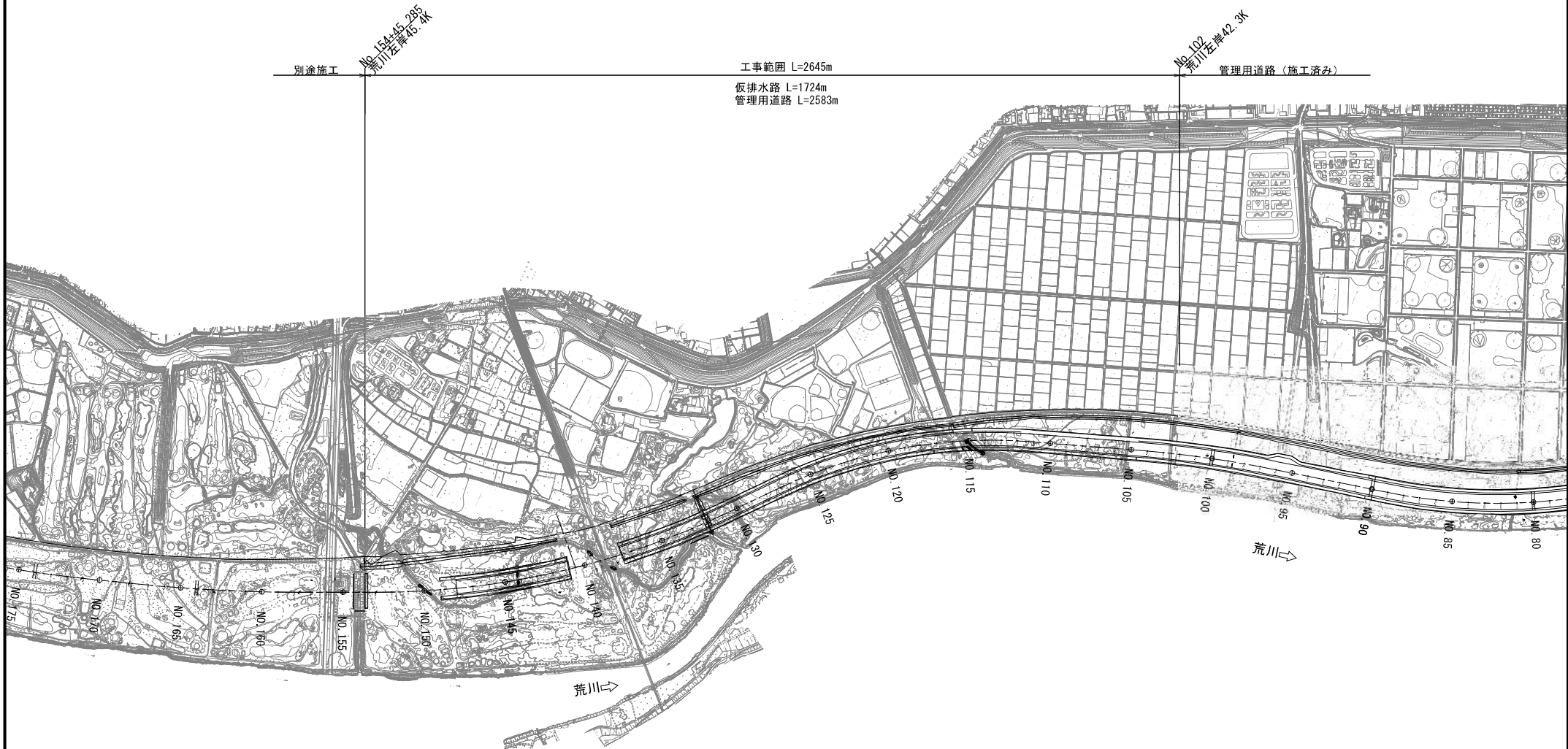


1:50000
0 500m 1000m 2000m 3000m 4000m 5000m

工 事 名		R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事							
図 面 名		位 置 図							
縮 尺		1:50000		図面番号		1 / 50			
年 月 日		令和 8年 3月 日							
所長		副所長		課長		係長		設計	
事務所名		国土交通省 荒川調節池工事事務所							

全体平面図

S=1:6000

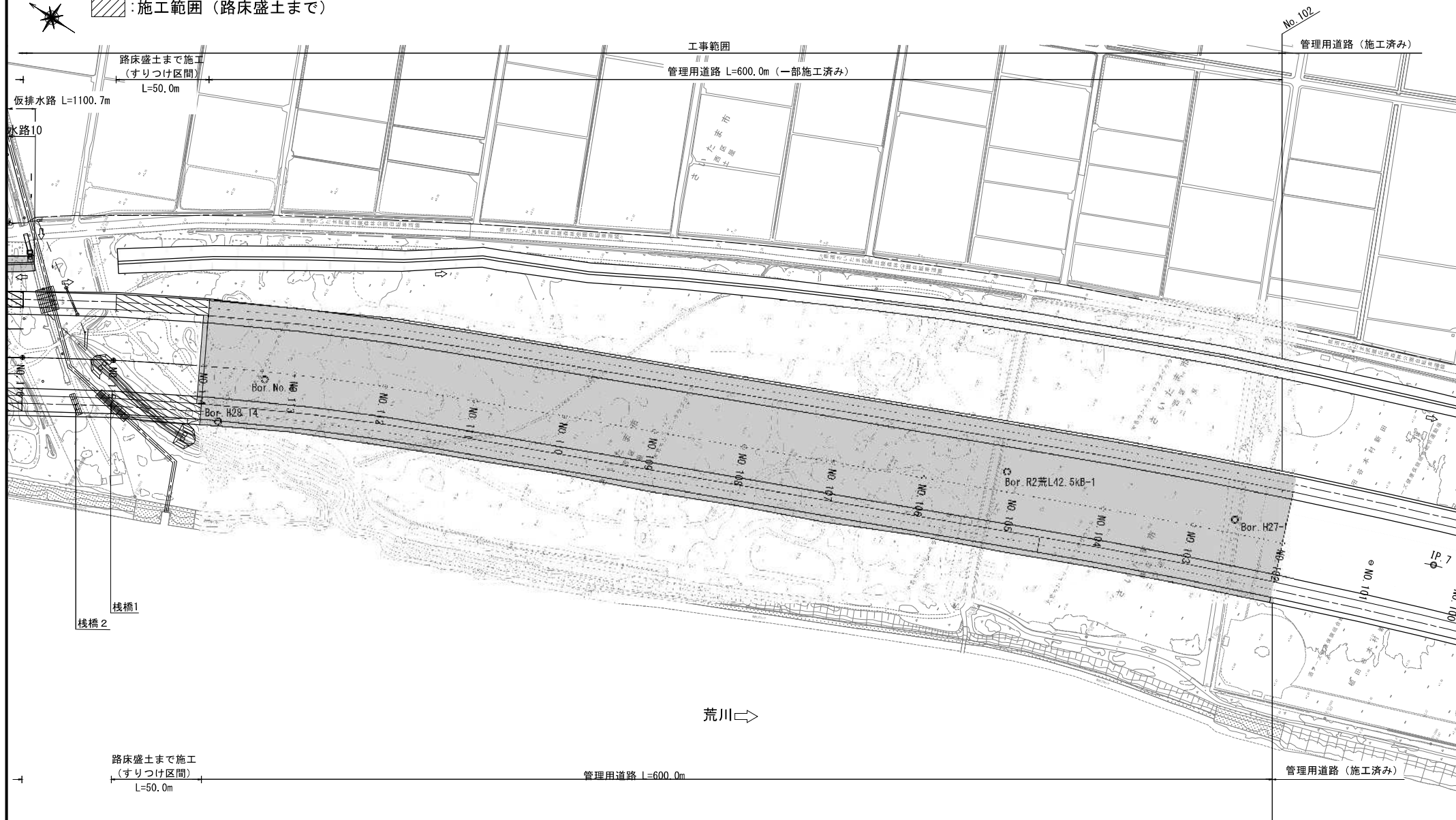


工事名	R 8 荒川第二・三調節池基礎整備工事		
図面名	全体平面図		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:6000	図面番号	2 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

 : 施工範囲 (路床盛土まで)

S=1 : 1000



工事名	R8 荒川第二・三調節池壁盤整備工事		
図面名	平面図(1)		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:1000	図面番号	3 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

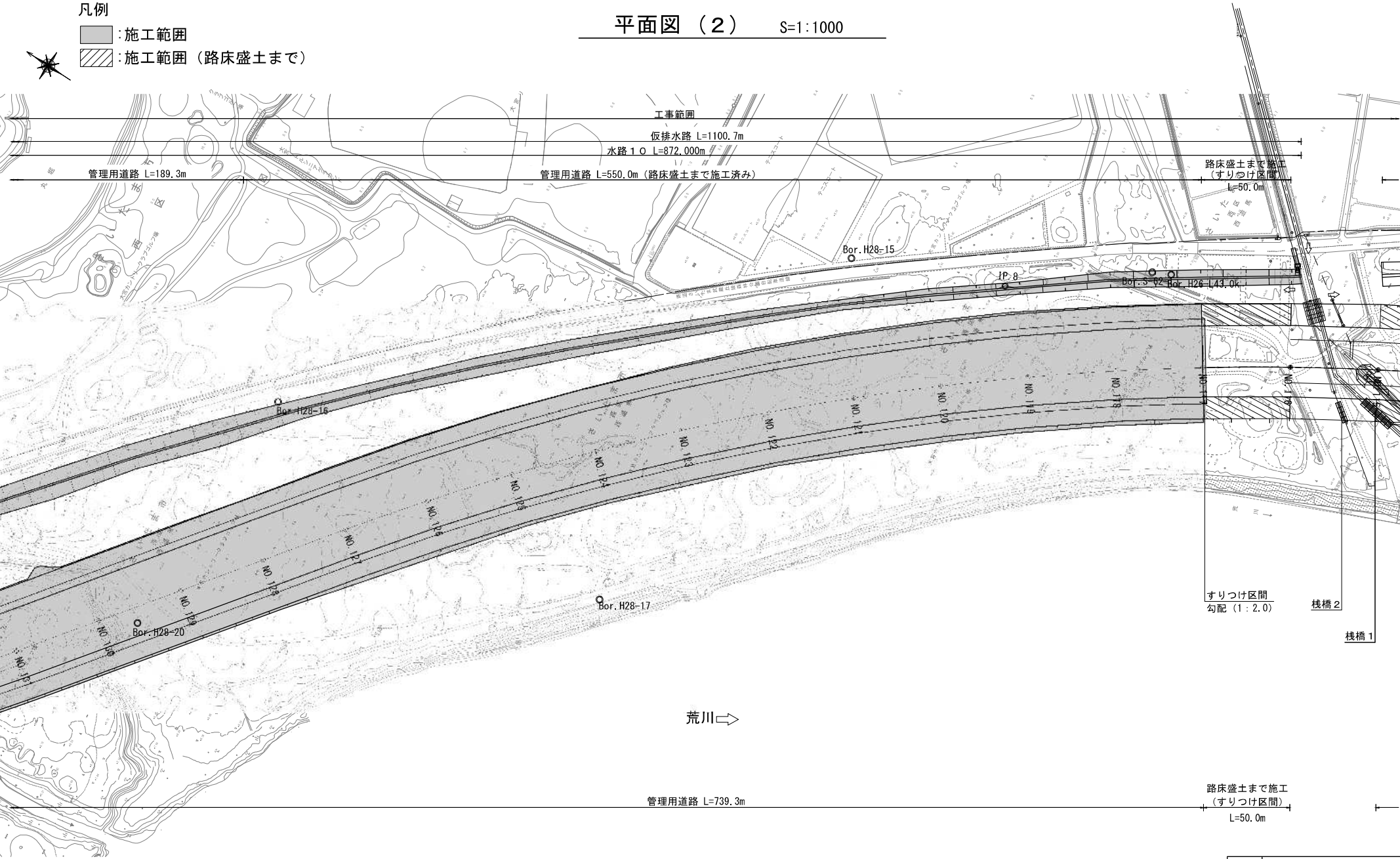
凡例

■ : 施工範囲

▨ : 施工範囲 (路床盛土まで)

平面図 (2)

S=1:1000



路床盛土まで施工
(すりつけ区間)
L=50.0m

工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	平面図 (2)		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:1000	図面番号	4 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

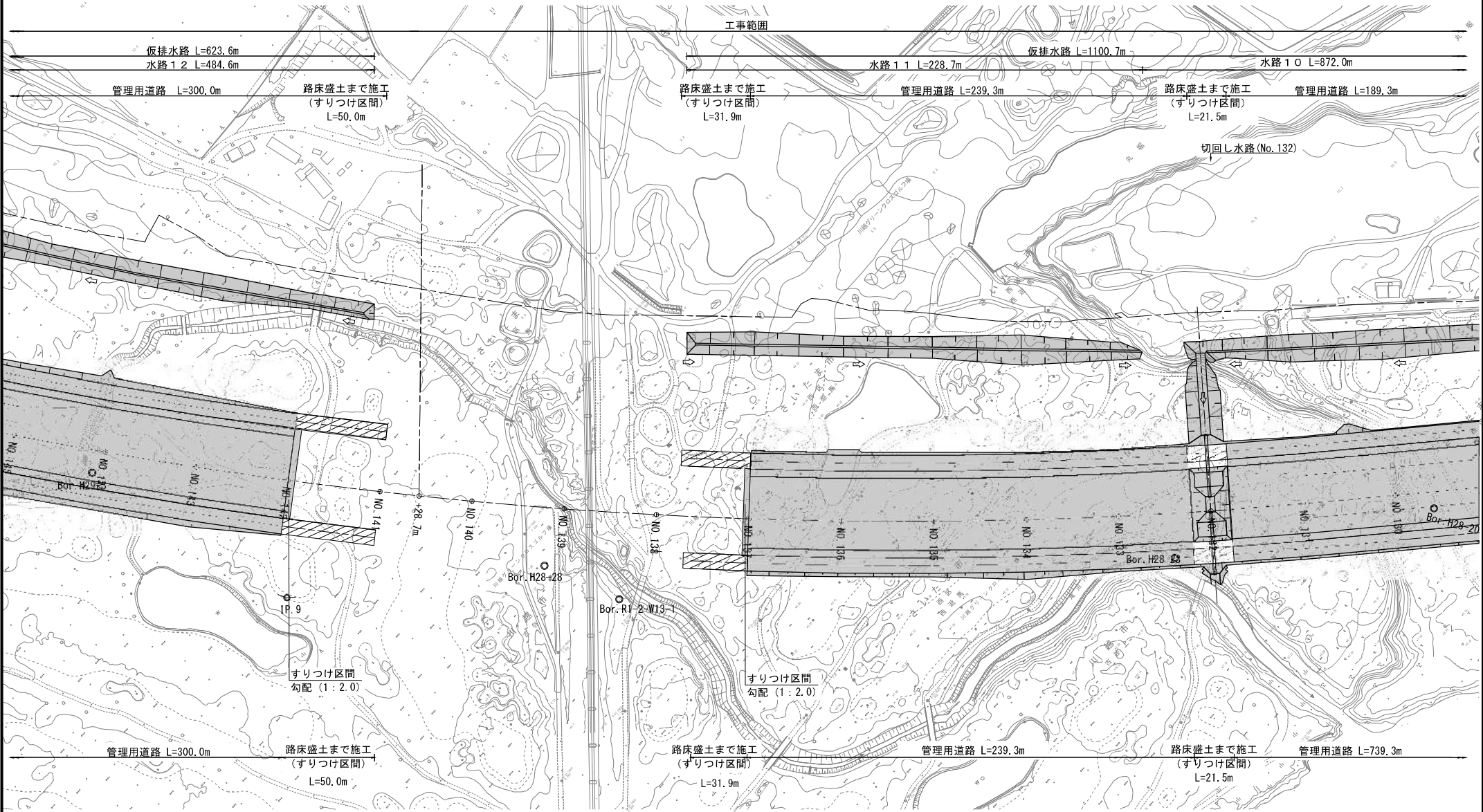
本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

凡例

- : 施工範囲
▨ : 施工範囲 (路床盛土まで)

平面図 (3)

S=1:1000

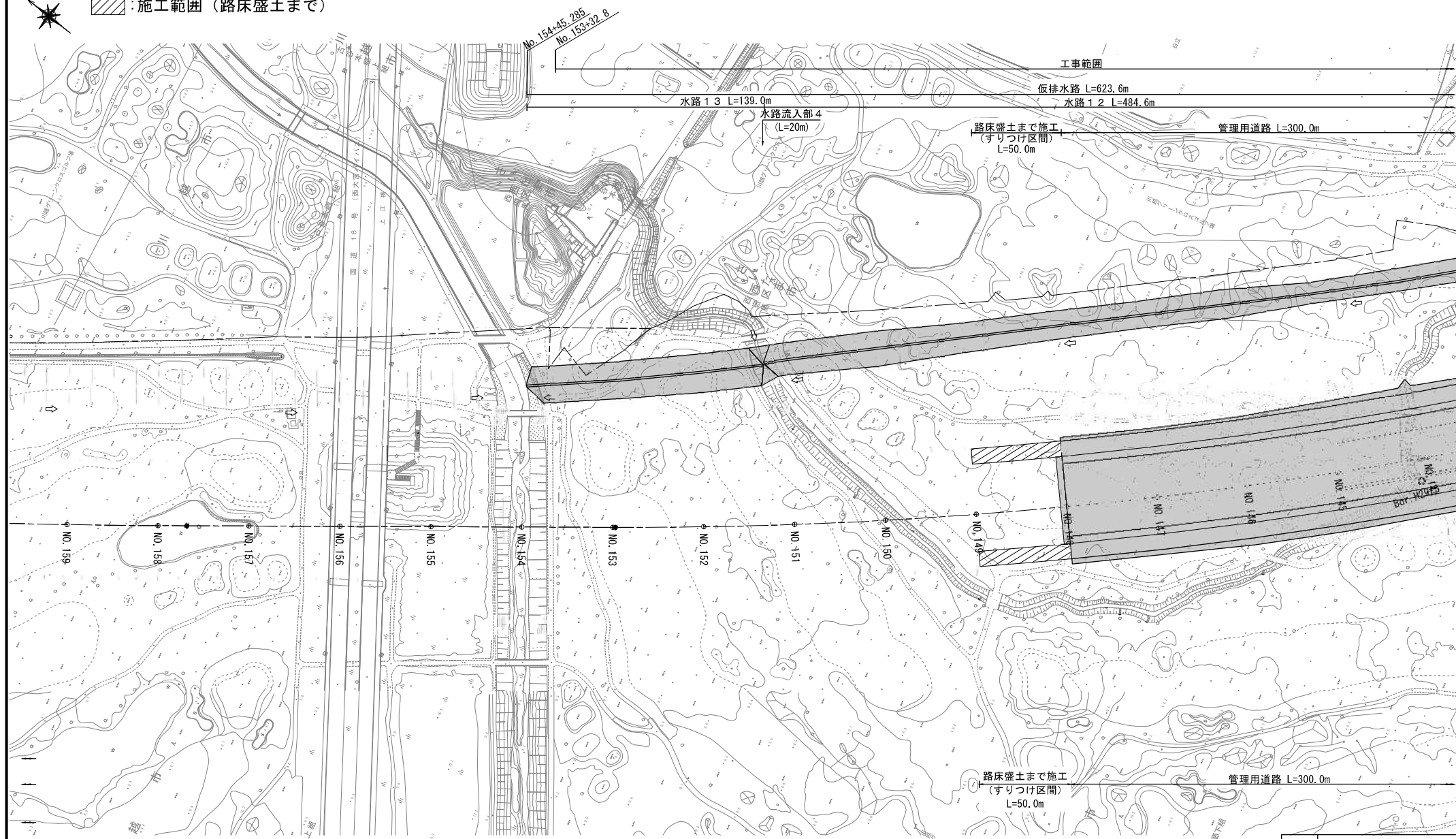


工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	平面図 (3)		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:1000	図面番号	5 / 50
会社名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

 : 施工範囲 (路床盛土まで)

S=1 : 1000



工事名	R8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	平面図(4)		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:1000	図面番号	6 / 50
会社名			
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

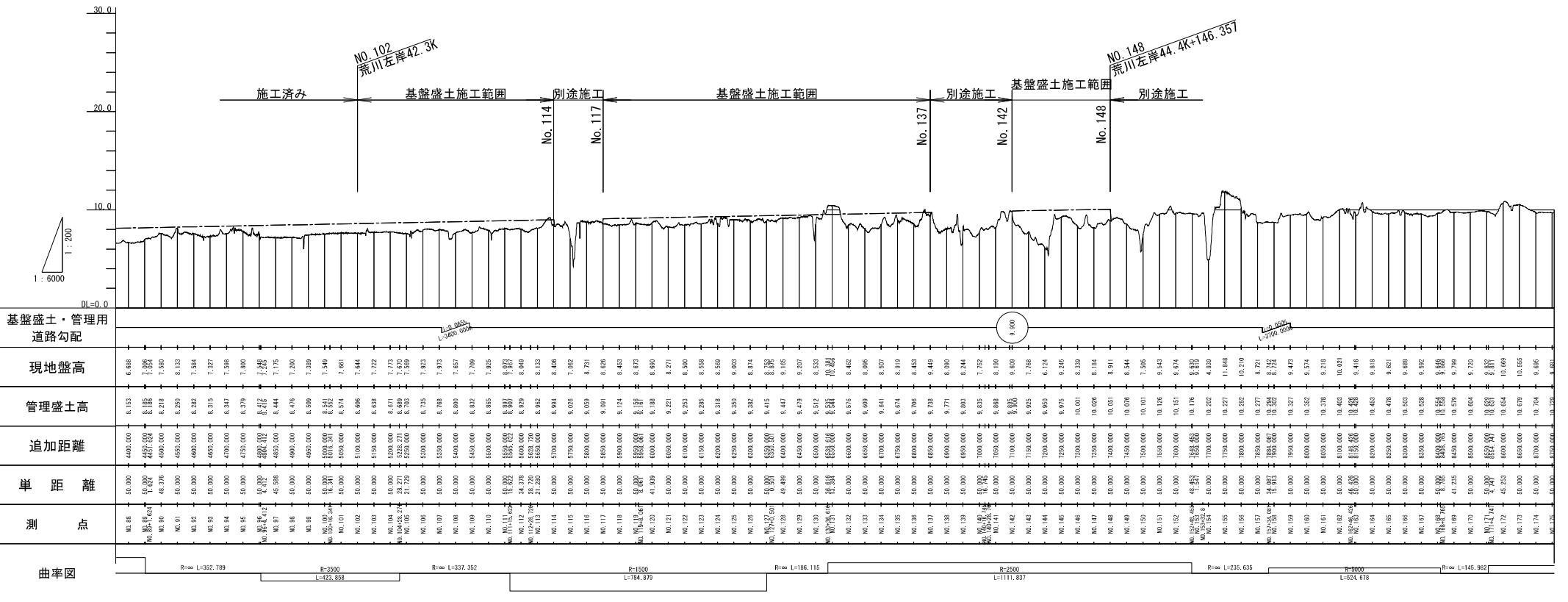
本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

縦断面図

SV=1:200
SH=1:6000

凡例

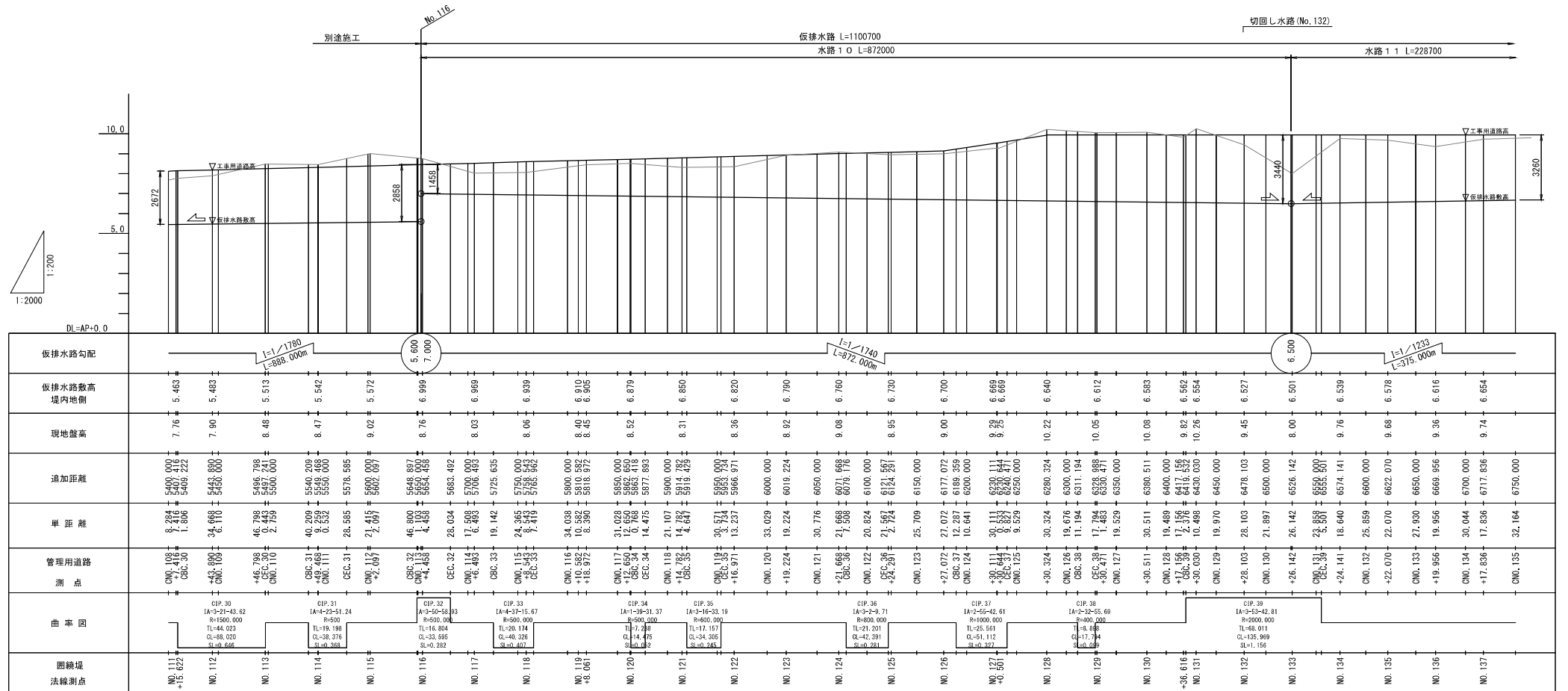
----- 基盤盛土高



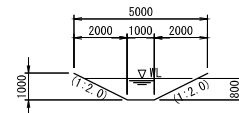
本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なりす

工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	縦断面図		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	SV=1:200 SH=1:6000	図面番号	7 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

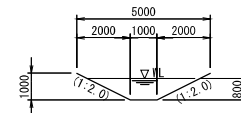
仮排水路縦断面図 (1) V=1:100
H=1:2000



水路10標準横断面図
S=1:100



水路11標準横断面図
S=1:100

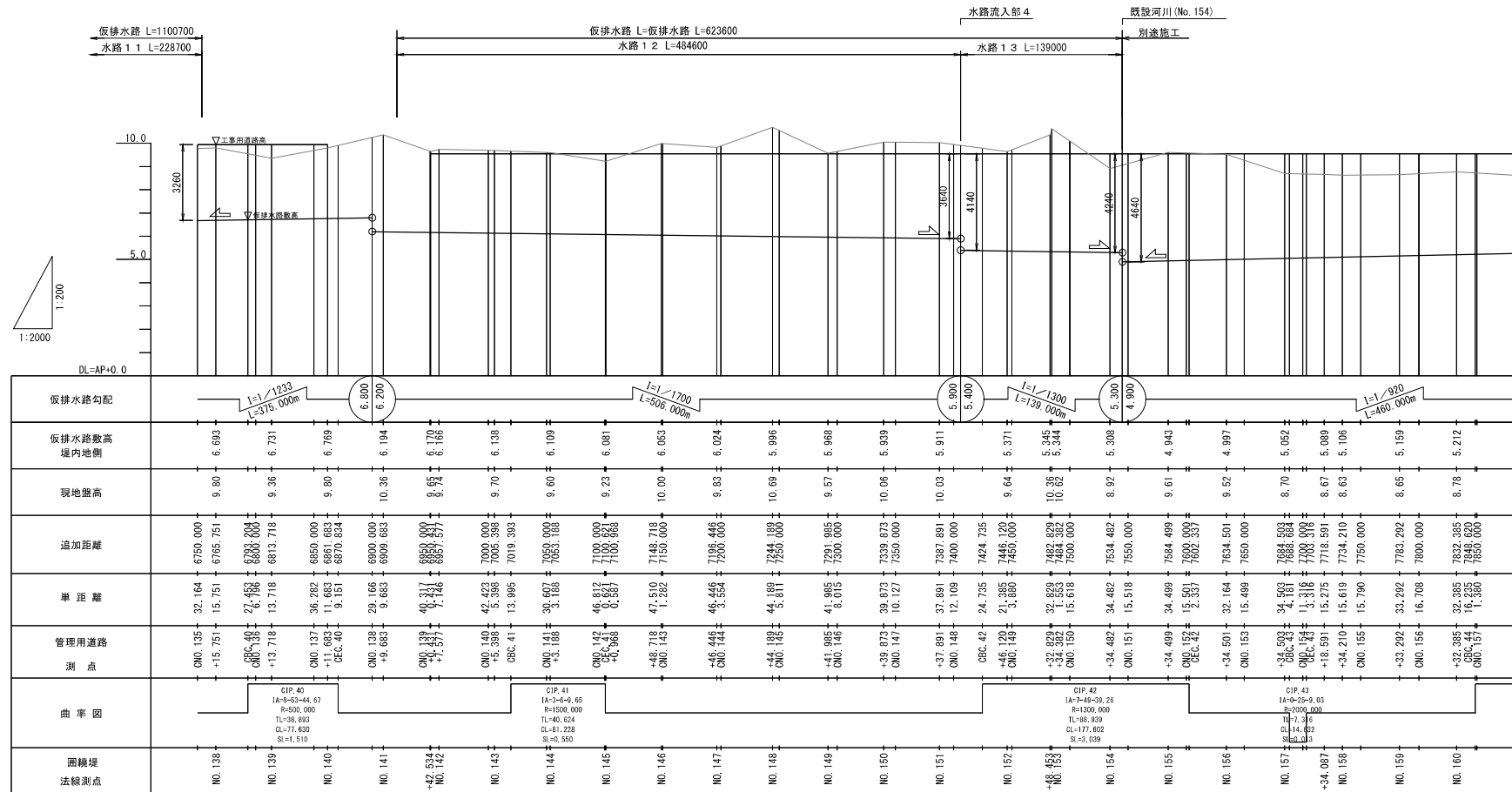


工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	仮排水路縦断面図 (1)		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	図示	図面番号	8 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

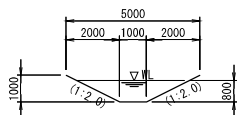
仮排水路縦断面図 (2)

V=1:100
H=1:2000



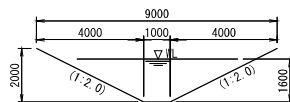
水路11標準横断面図

S=1:100



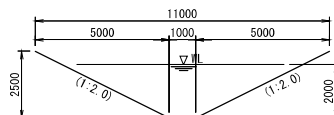
水路12標準横断面図

S=1:100



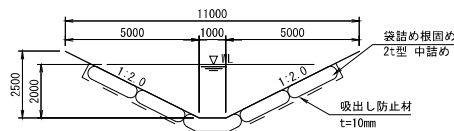
水路13標準横断面図

S=1:100



水路流入部 4 横断面図

S=1:100



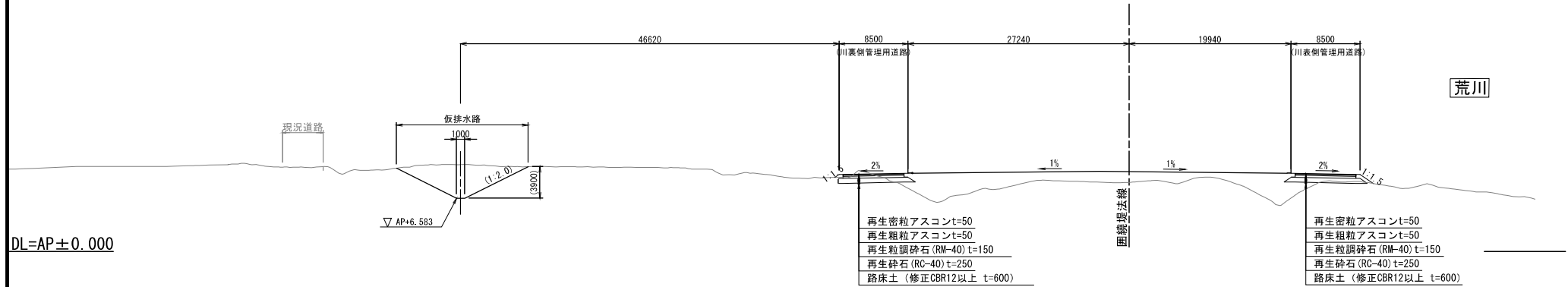
本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

工事名	R 8 荒川第二・三調節池基礎整備工事		
図面名	仮排水路縦断面図 (2)		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	図示	図面番号	9 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

標準横断図

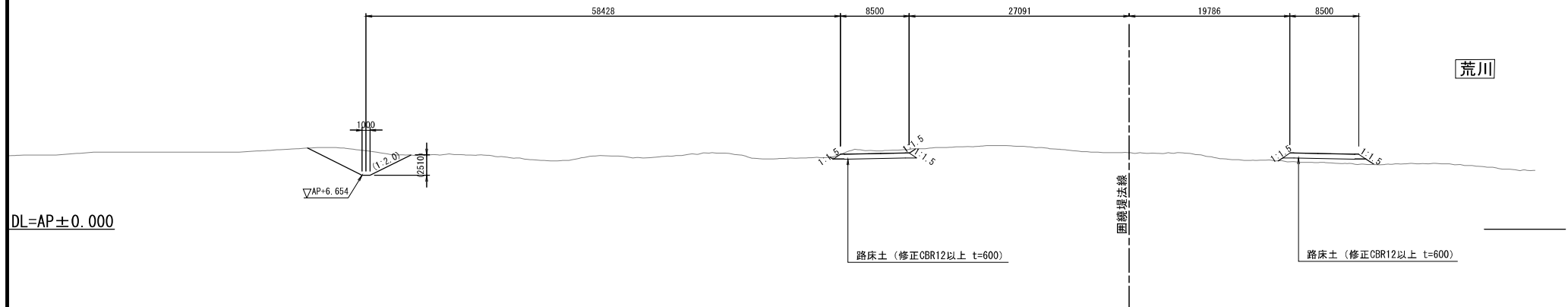
S=1:250

標準区間



DL=AP±0.000

すりつけ区間



DL=AP±0.000

工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	標準横断図		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:250	図面番号	10 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

横断図(1)

S=1:250

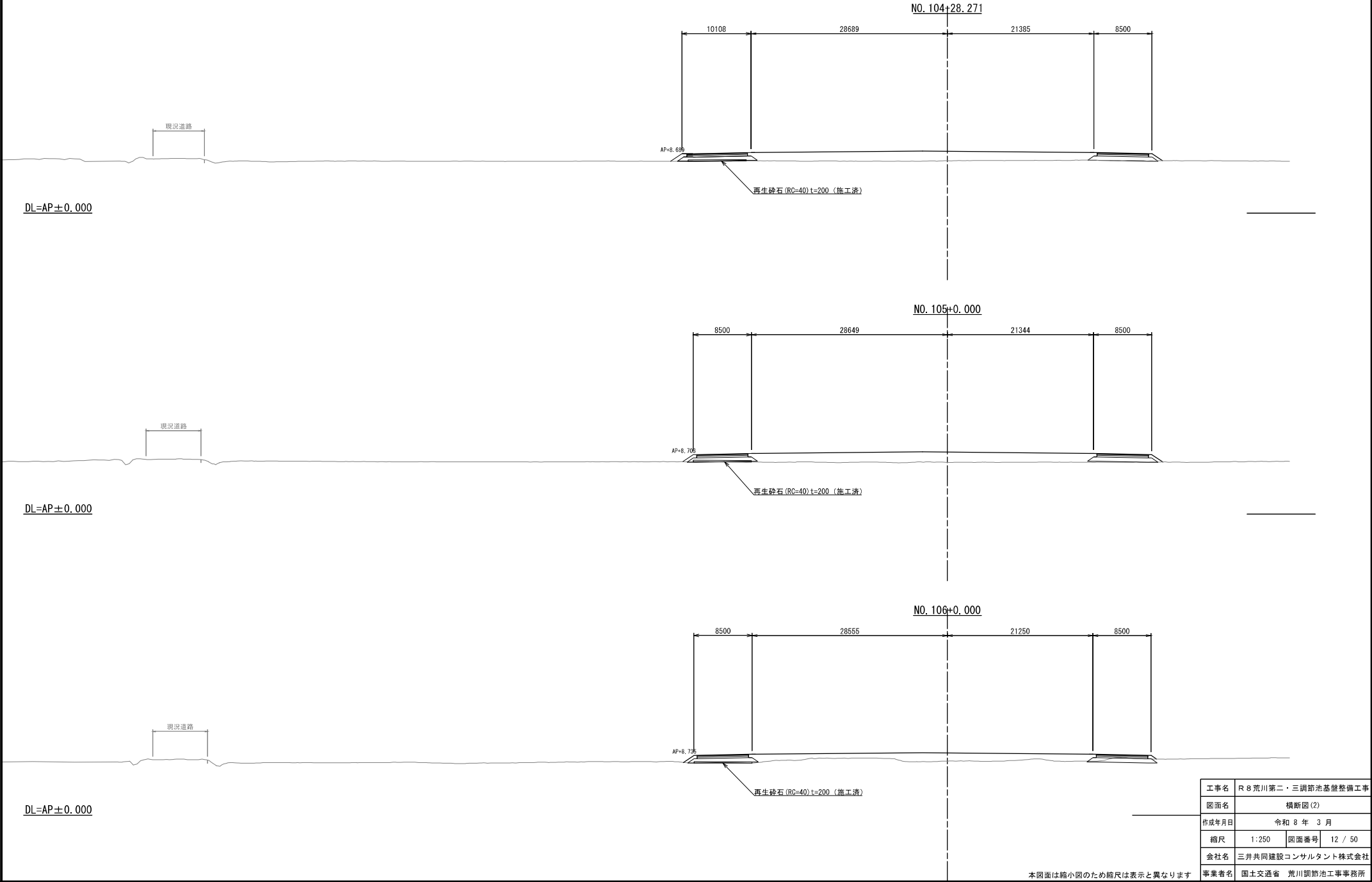


工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	横断図(1)		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:250	図面番号	11 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

横断図(2)

S=1:250



工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	横断図(2)		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:250	図面番号	12 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

横断図(3)

S=1:250

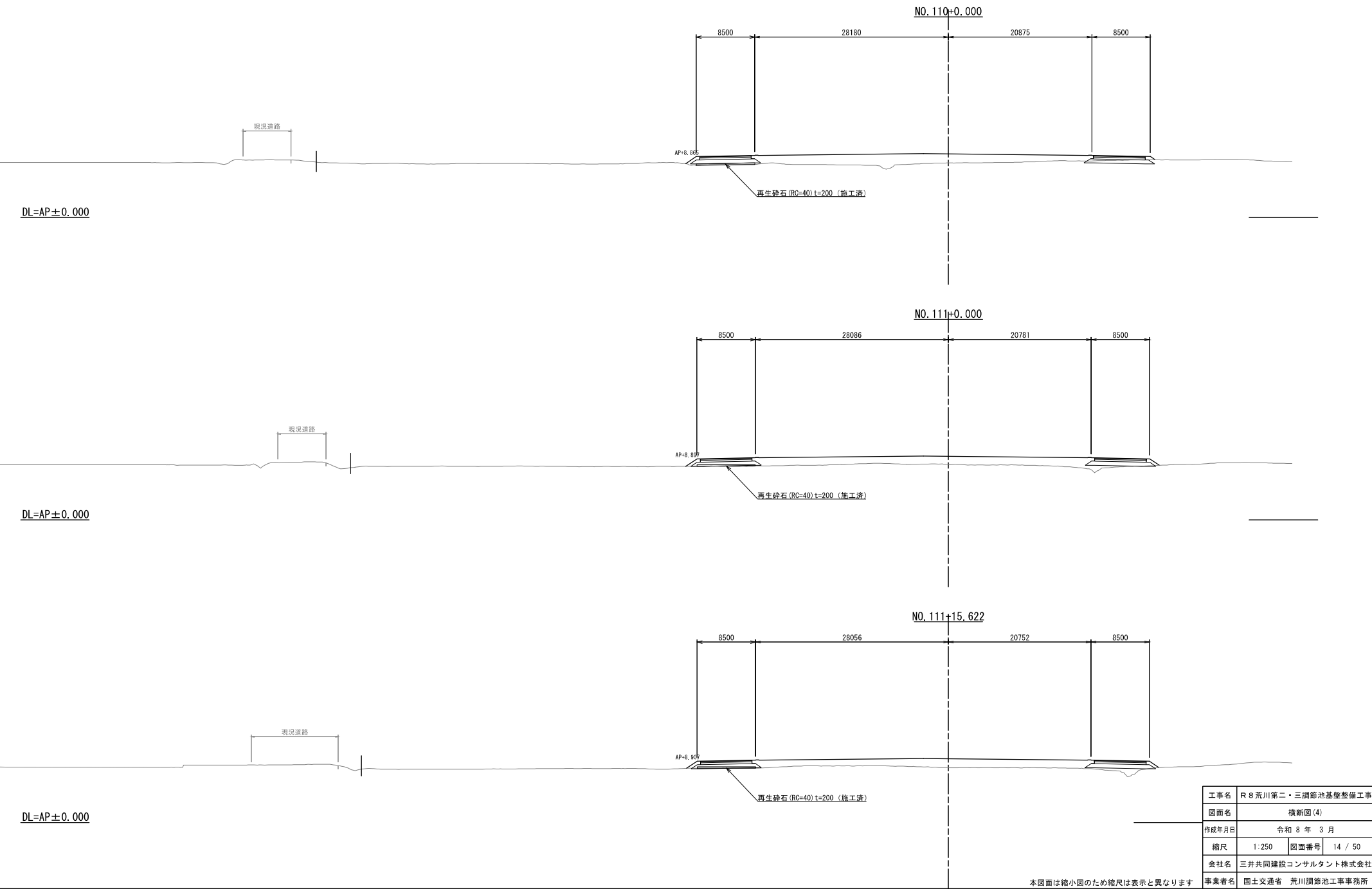


工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	横断図(3)		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:250	図面番号	13 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

横断図(4)

S=1:250



工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	横断図(4)		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:250	図面番号	14 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

横断図(5)

S=1:250



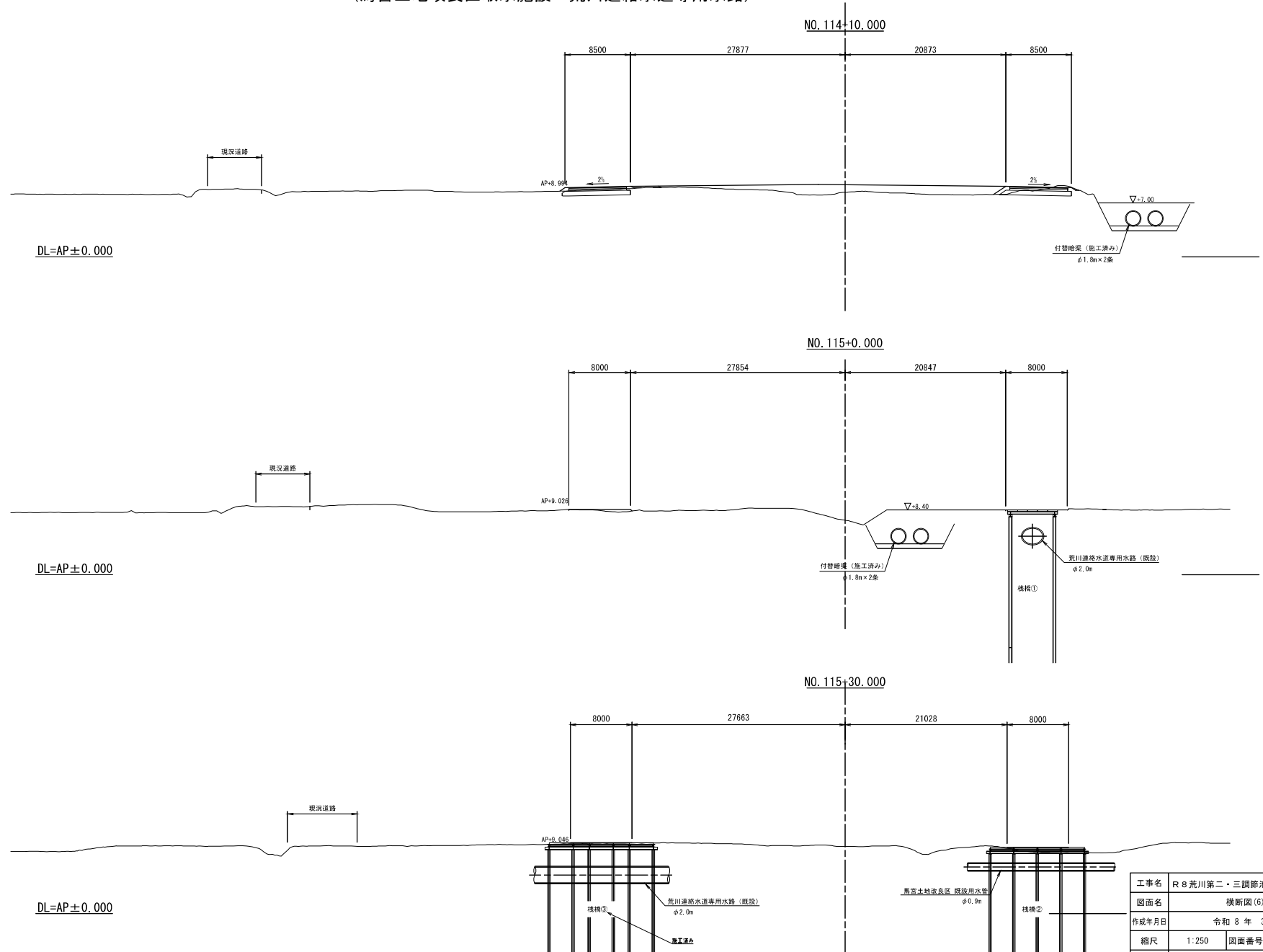
工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	横断図(5)		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:250	図面番号	15 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

横断図(6)

S=1:250

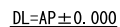
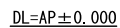
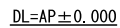
(馬宮土地改良区取水施設・荒川連絡水道専用水路)



本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	横断図(6)		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:250	図面番号	16 / 50
会社名			
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

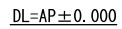
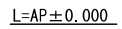
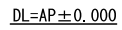
S=1 : 250



工事名	R8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	横断面(7)		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:250	図面番号	17 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

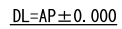
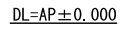
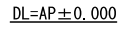
S=1 : 250



工事名	R8 荒川第二・三調節池基礎整備工事		
図面名	横断図(8)		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:250	図面番号	18 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

S=1 : 250

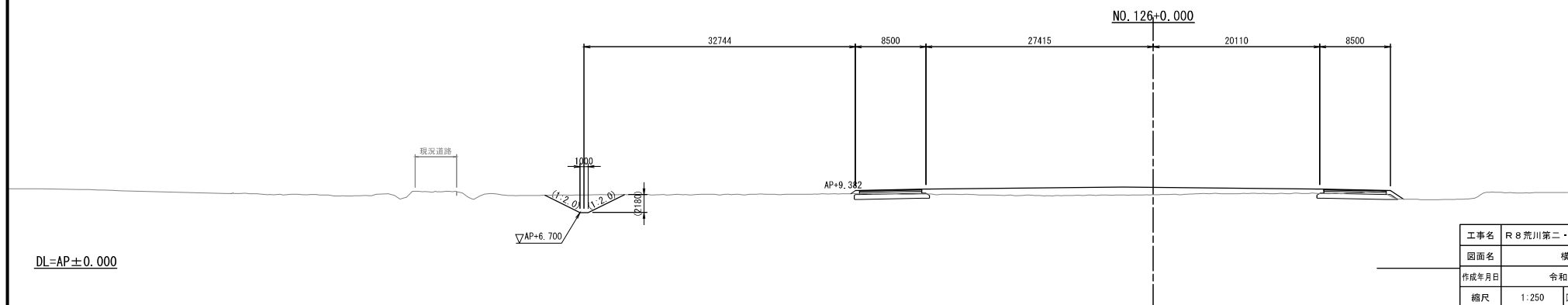
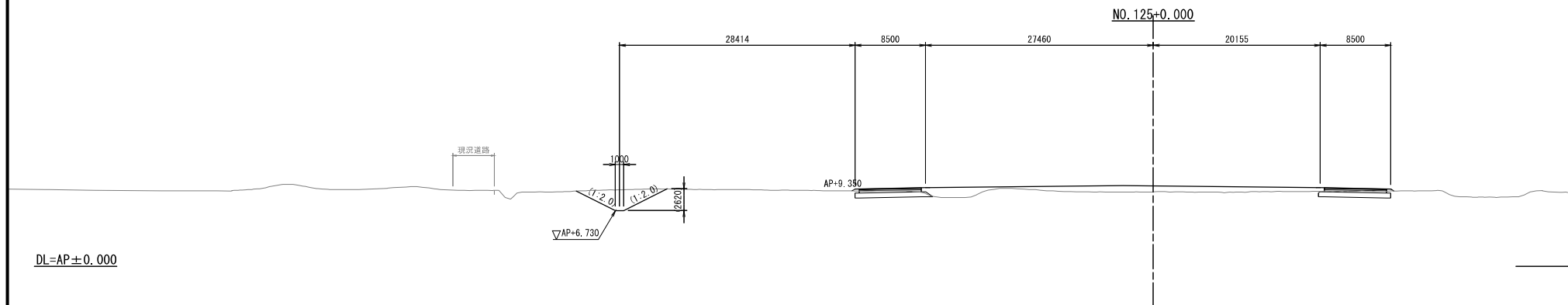
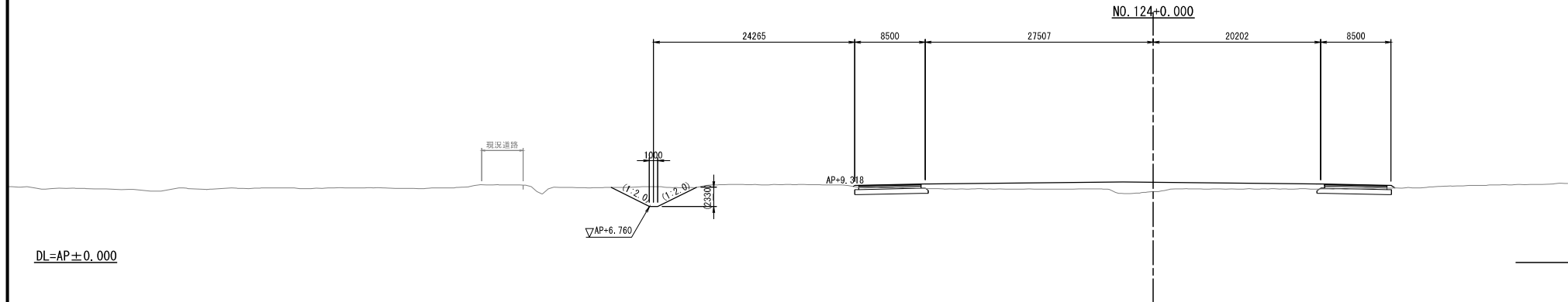


工事名	R 8 荒川第二・三調節池基礎整備工事		
図面名	横断図 (9)		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:250	図面番号	19 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

横断図(10)

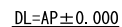
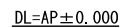
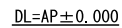
S=1:250



工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	横断図(10)		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:250	図面番号	20 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

S=1 : 250

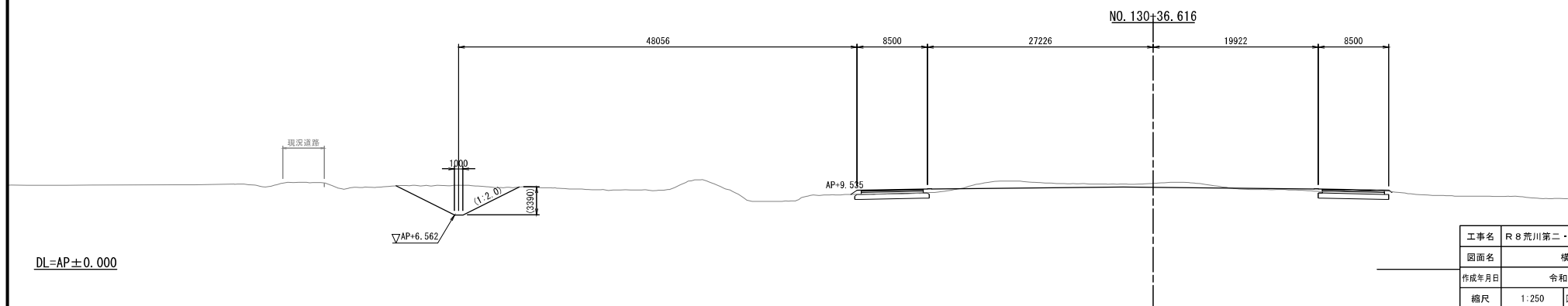
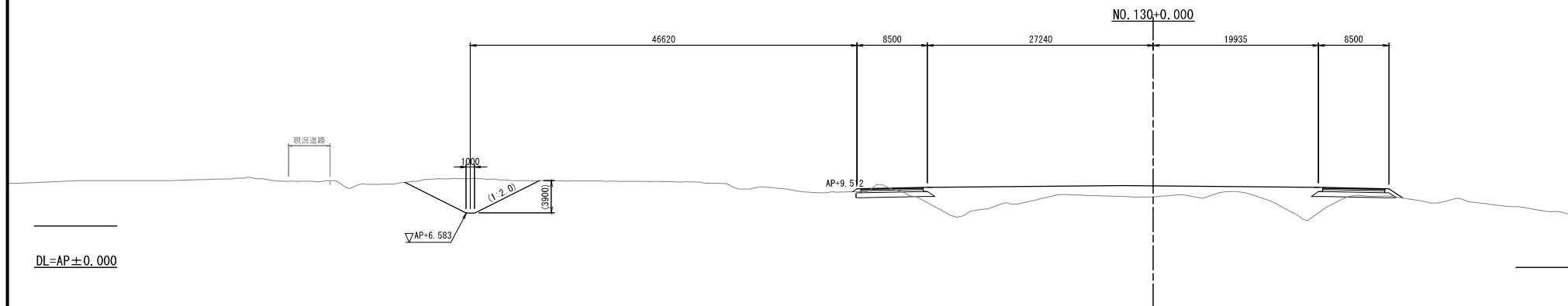
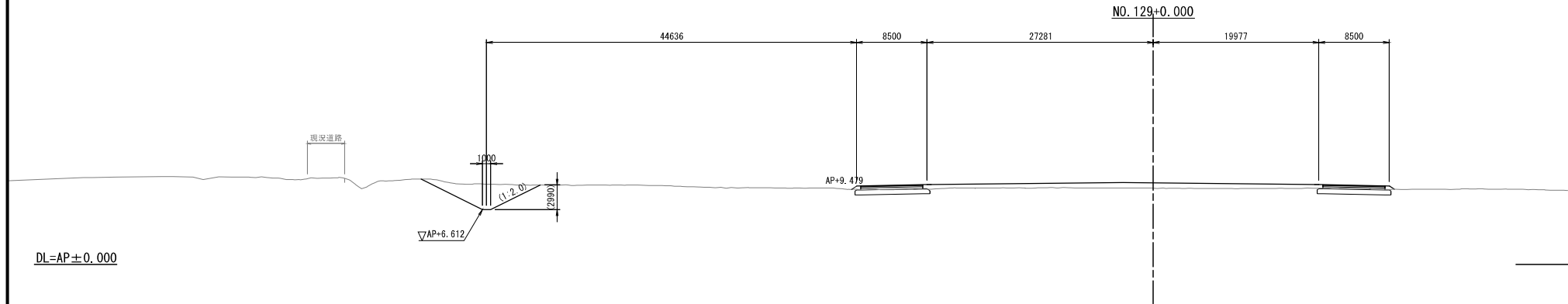


工事名	R8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	横断図(11)		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:250	図面番号	21 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

横断図(12)

S=1:250

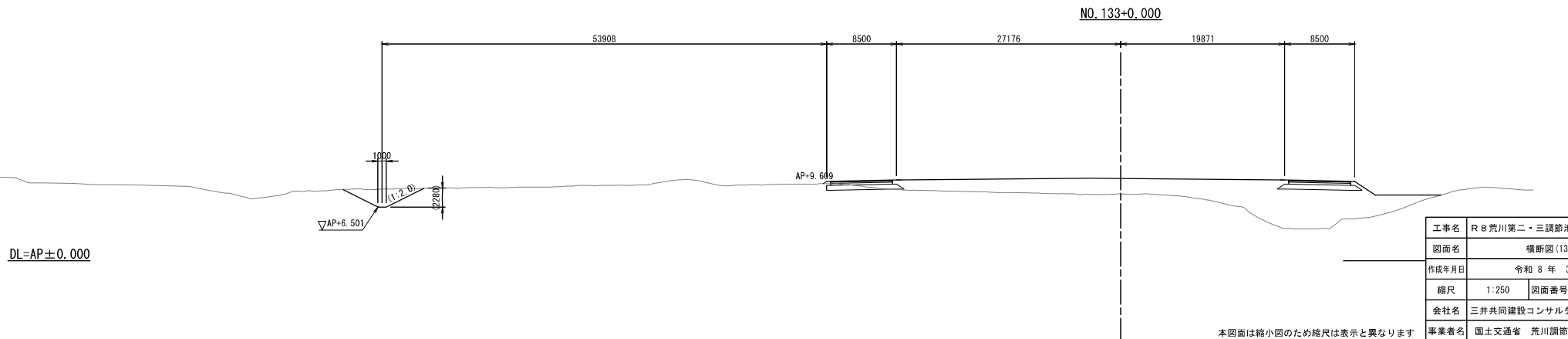
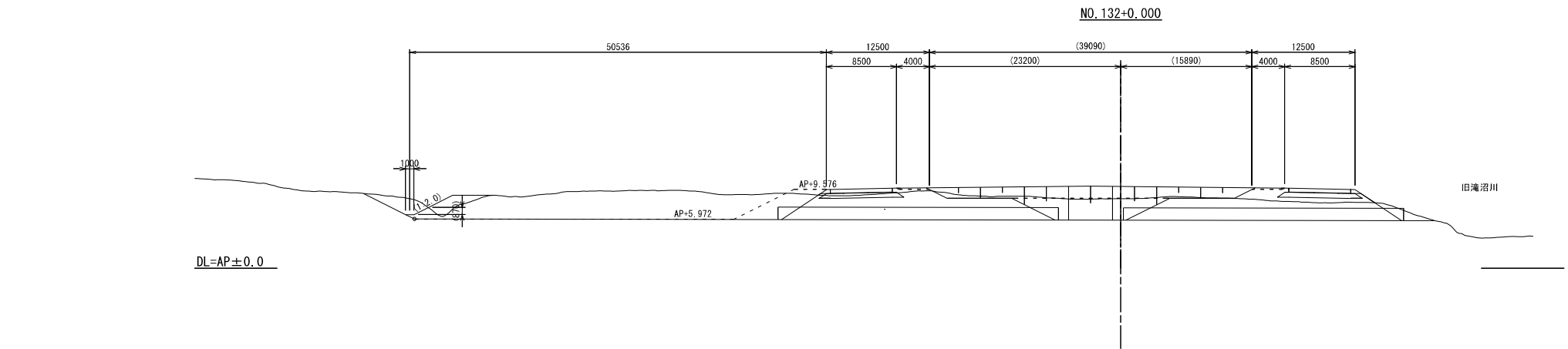
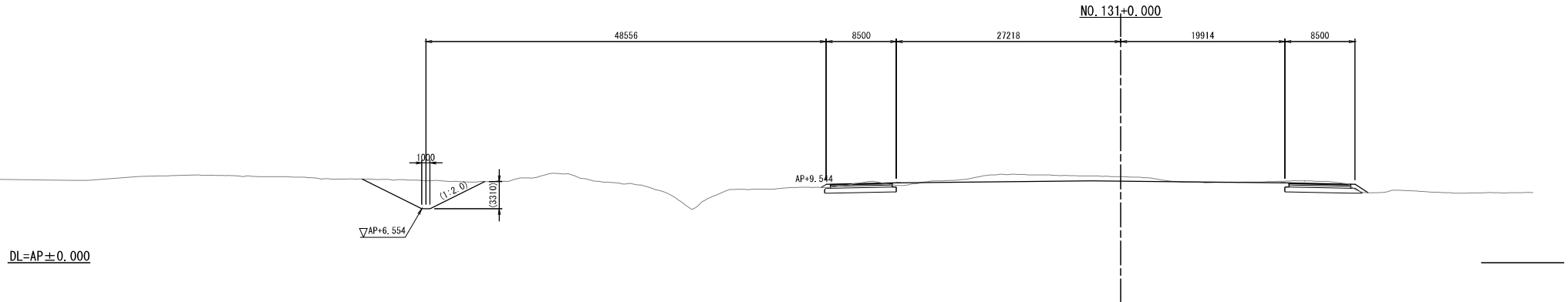


工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	横断図(12)		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:250	図面番号	22 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

横断面図(13)

S=1:250



工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	横断面図(13)		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:250	図面番号	23 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

S=1 : 250

56316

8500

27154

19850

8500

$$\underline{DL=AP \pm 0.000}$$
$$\underline{DL=AP \pm 0.000}$$
$$\underline{DL=AP \pm 0.000}$$
N0. 135+0.000

57983

8500

27133

19829

8500

NO. 136+0.000

58685

8500

27112

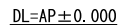
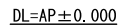
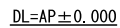
19807

8500

工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	横断図 (14)		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:250	図面番号	24 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

S=1 : 250



本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

横断図(16)

S=1:250

NO. 140+0.000

DL=AP±0.000

紀伊
臨川
橋

No. 140+28.7m

NO. 141+0.000

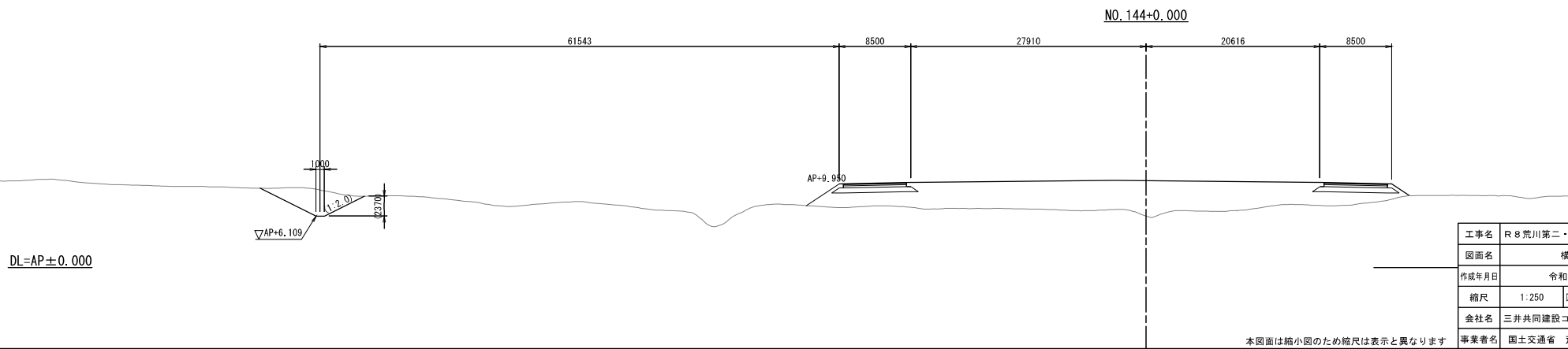
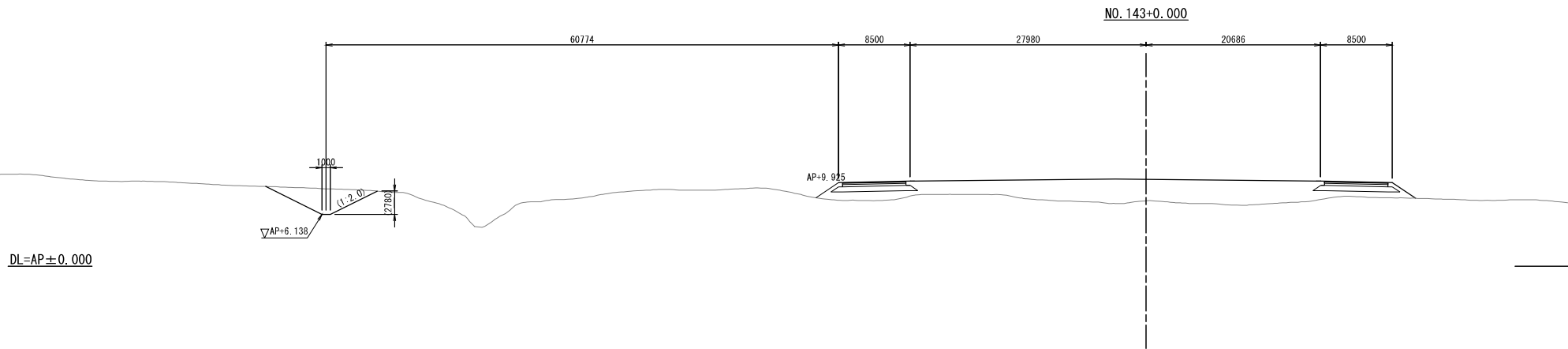
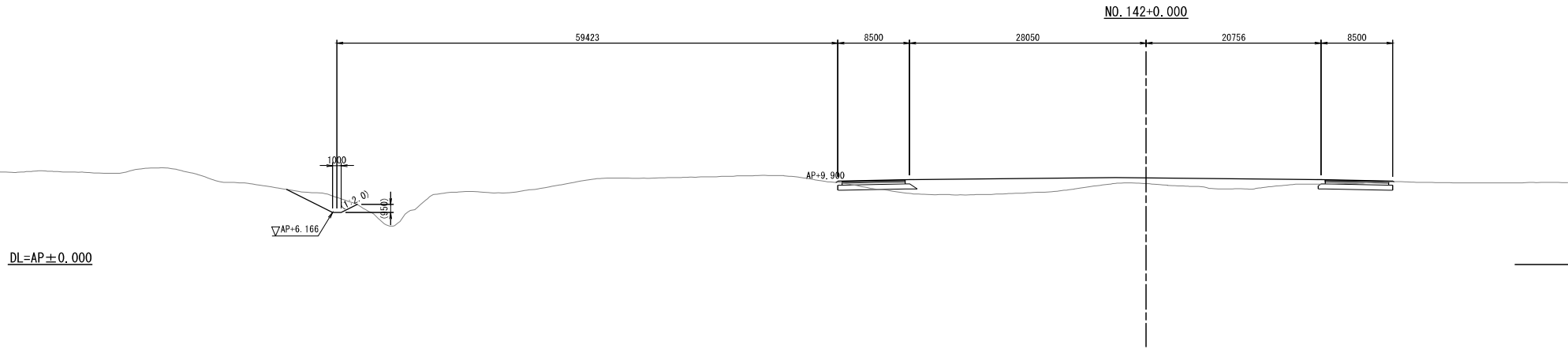
DL=AP±0.000

工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	横断図(16)		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:250	図面番号	26 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

横断図(17)

S=1:250

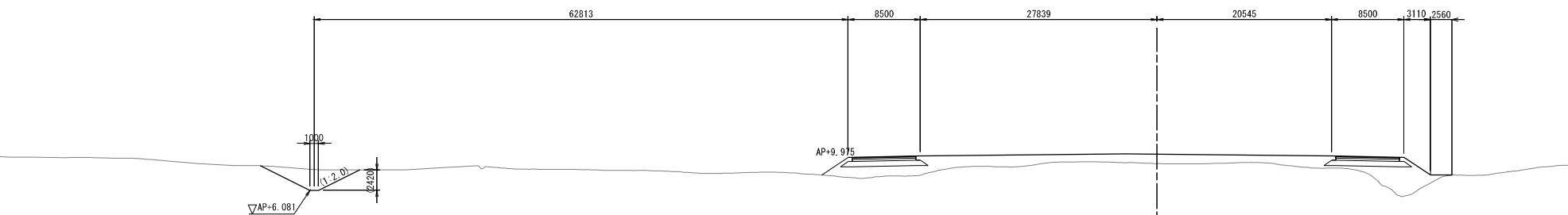
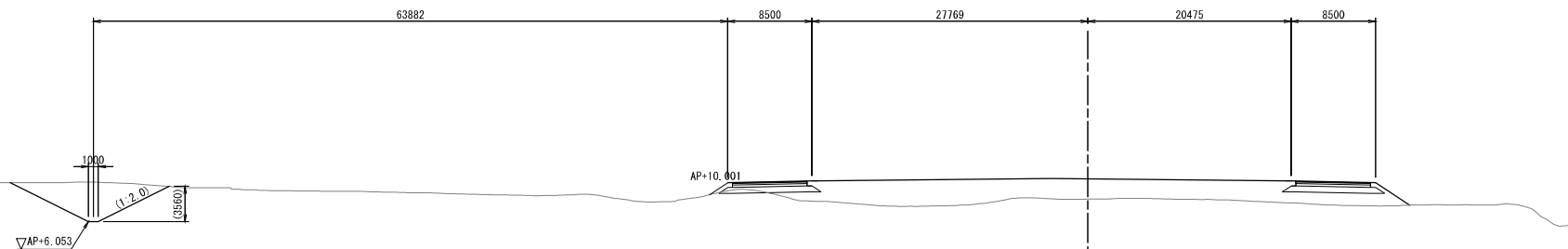


工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	横断図(17)		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:250	図面番号	27 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

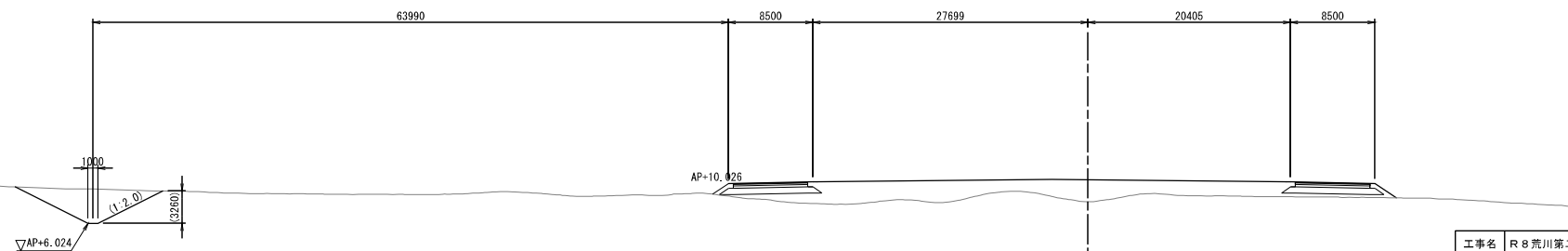
本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

S=1 : 250

NO. 145+0.000


$$\underline{DL=AP \pm 0.000}$$
N0. 146+0.000
$$\underline{DL=AP \pm 0.000}$$

NO. 147+0.000

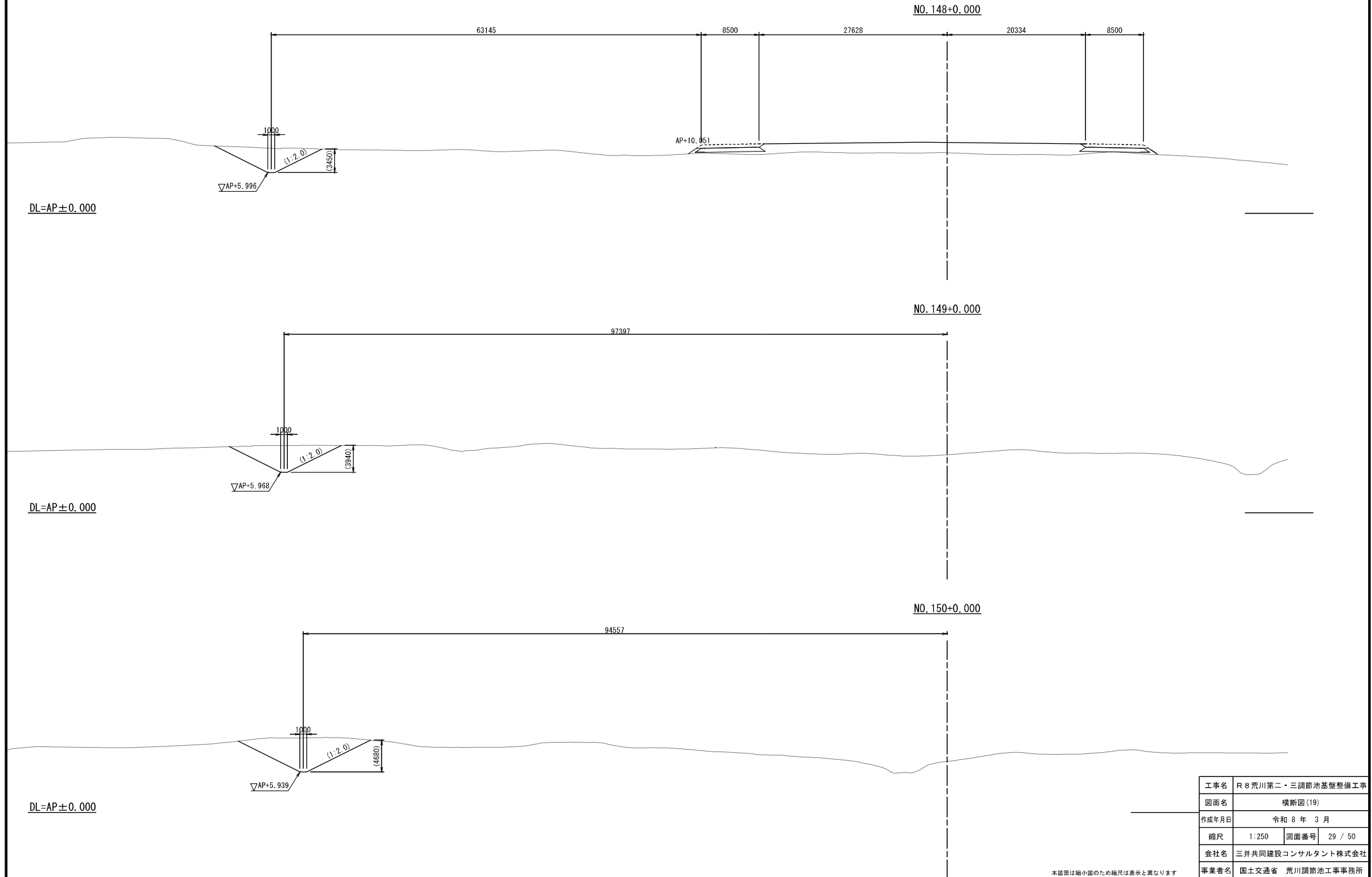

$$\underline{DL=AP \pm 0.000}$$

工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	横断図 (18)		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:250	図面番号	28 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

横断図(19)

S=1:250

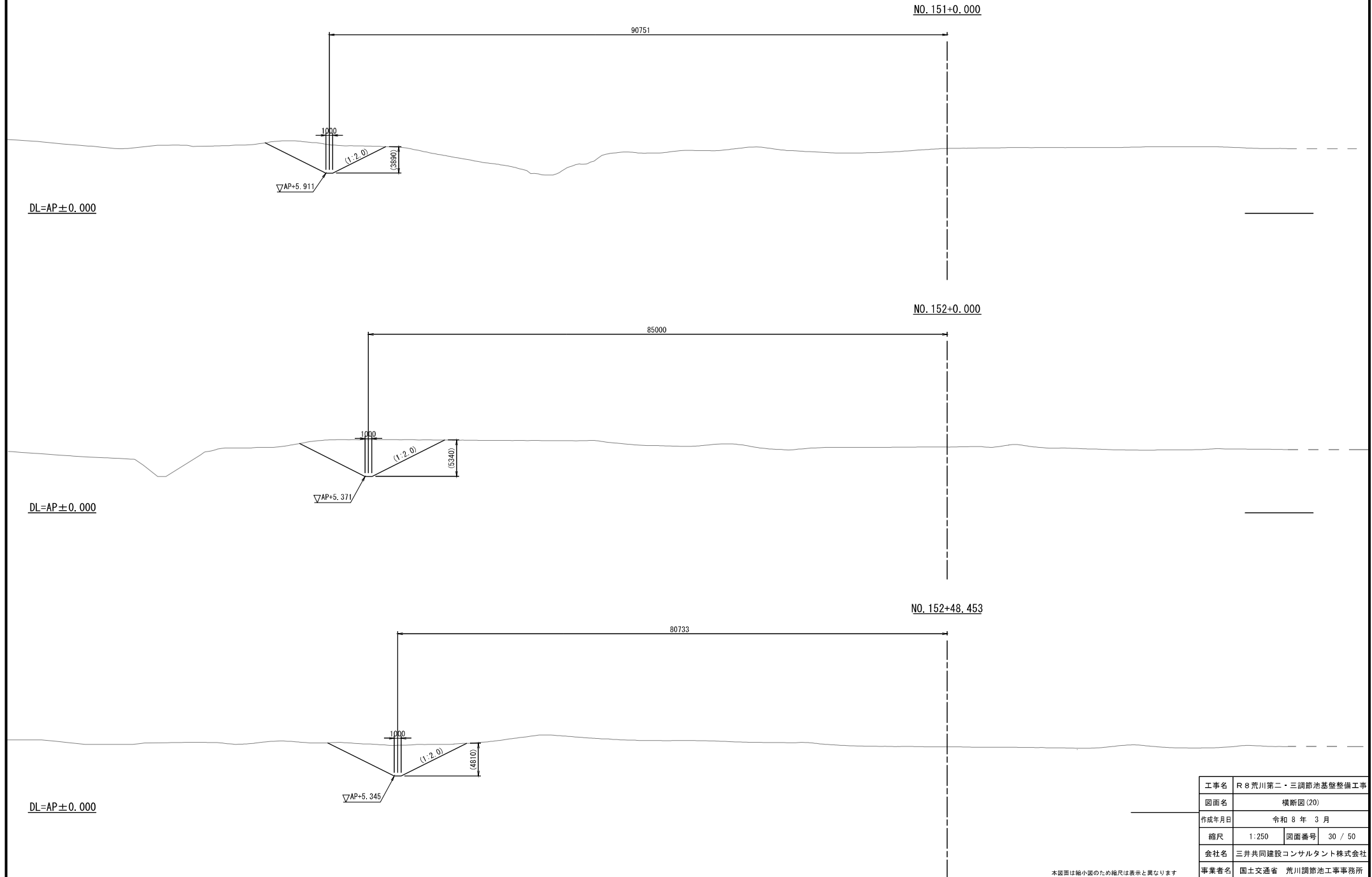


工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	横断図(19)		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:250	図面番号	29 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

横断図 (20)

S=1:250

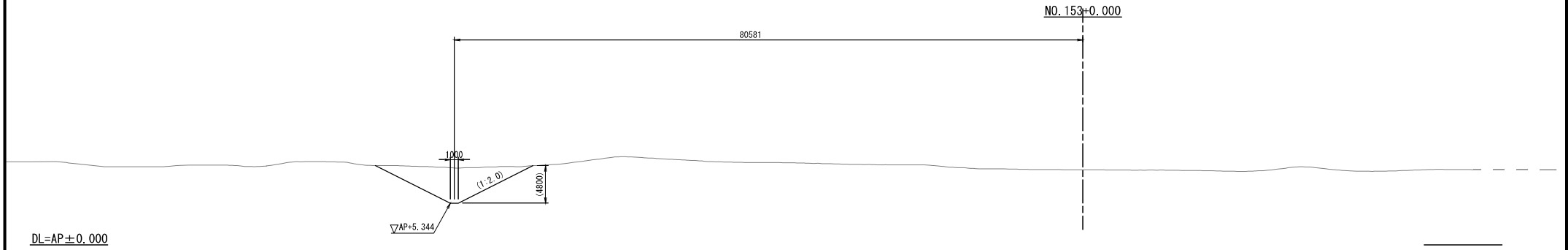


本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	横断図 (20)		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:250	図面番号	30 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

横断図(21)

S=1:250



工事名	R 8 荒川第二・三調節池基礎整備工事		
図面名	横断図(21)		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:250	図面番号	31 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

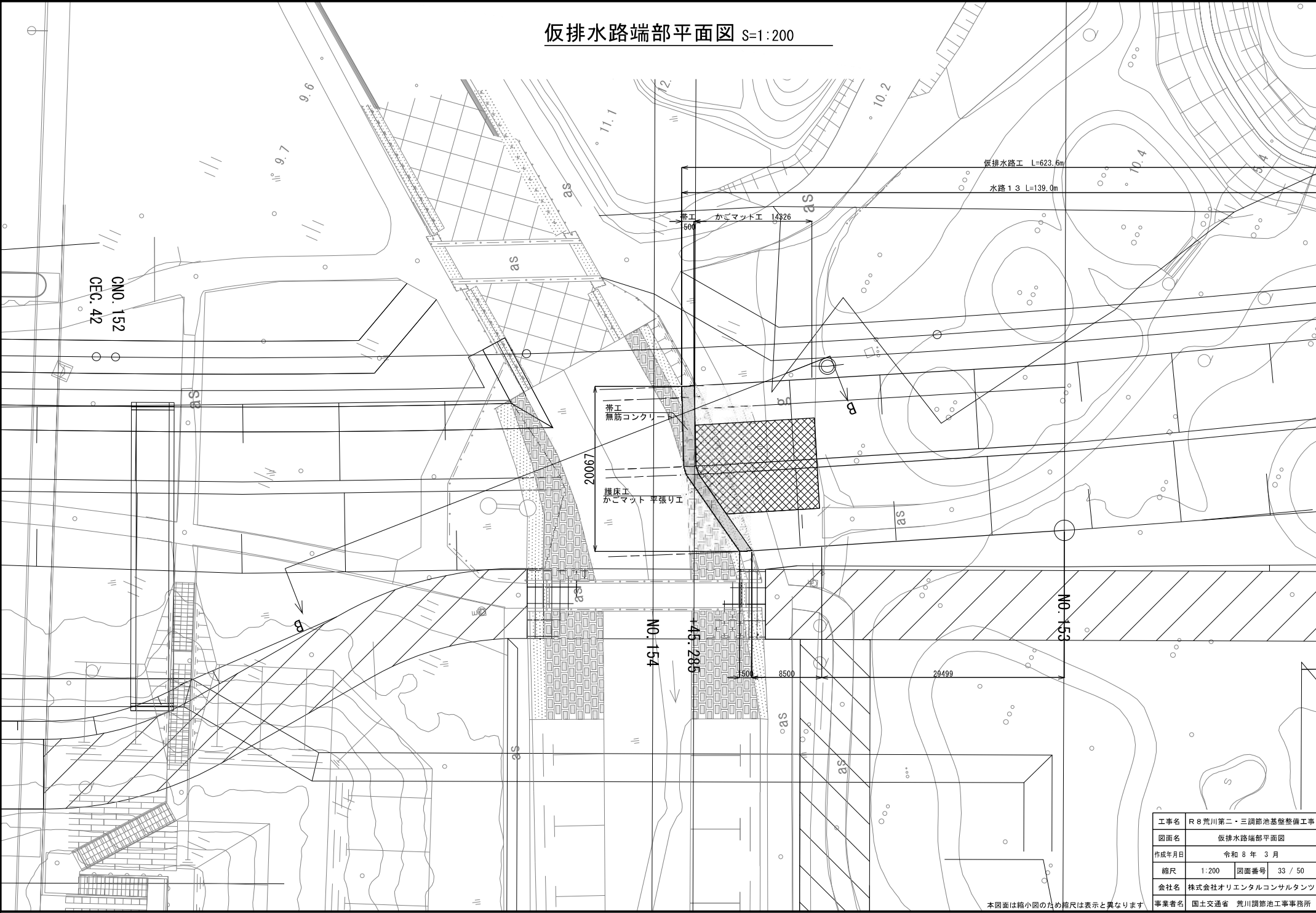
S=1 : 100

Figure 1: Cross-section diagram of a road structure. The diagram shows a road cross-section with a 2.0% slope. The total width is 10300mm. The road surface width is 8500mm. The shoulder width is 500mm on each side. The road surface is composed of three layers: a top layer of 50mm of recycled coarse aggregate (再生粗粒アスコント=50), a middle layer of 50mm of recycled coarse aggregate (再生粗粒アスコント=50), and a bottom layer of 250mm of recycled coarse aggregate (再生粗粒アスコント=250). The base is composed of 250mm of recycled coarse aggregate (再生粗粒アスコント=250). The subgrade is composed of 250mm of recycled coarse aggregate (再生粗粒アスコント=250). The road surface is labeled 'V管理盛土高' (V management embankment height). The slope is labeled '1:1.5' on both sides.

Figure 1: Cross-section diagram of the roadbed. The diagram shows a roadbed cross-section with a top width of 8500mm and a bottom width of 10300mm. The roadbed is composed of a 500mm wide top layer and a 500mm wide bottom layer, with a central section of 5m (5*1500=7500mm). The roadbed is sloped at 1:1.5 on both sides. The roadbed is labeled "路基土 (修正CBR12以上 t=600)".

工事名	R 8 荒川第二・三調節池基礎整備工事		
図面名	道路構造図		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:100	図面番号	32 / 50
会社名			
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

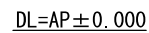
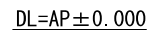
仮排水路端部平面図 S=1:200



工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	仮排水路端部平面図		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:200	図面番号	33 / 50
会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

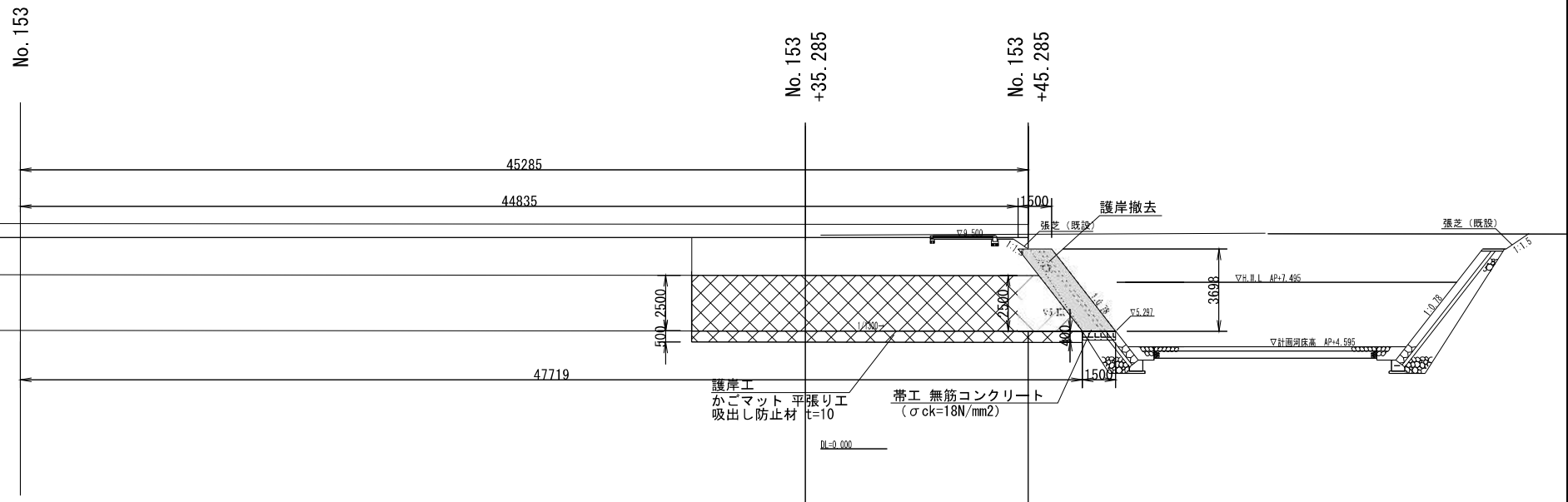
S=1 : 250



工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	仮排水路端部横断図		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:250	図面番号	34 / 50
会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

仮排水路端部縦断面図 S=1:100



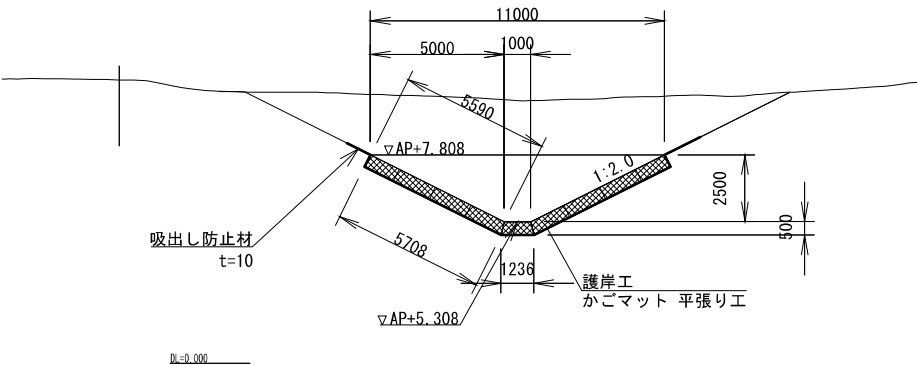
工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	仮排水路端部縦断図		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:100	図面番号	35 / 50
会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

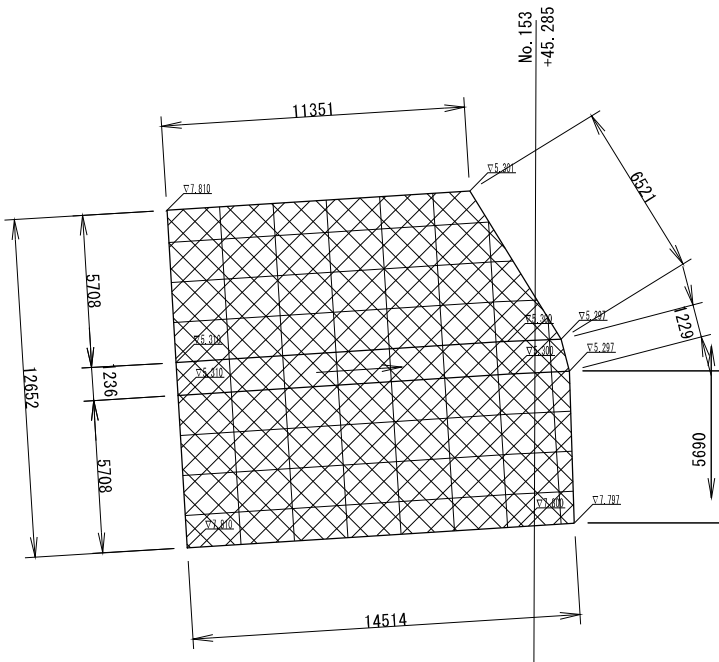
仮排水路端部詳細図 S=1:100

かごマット横断面図

No. 153+35.285



かごマット展開図



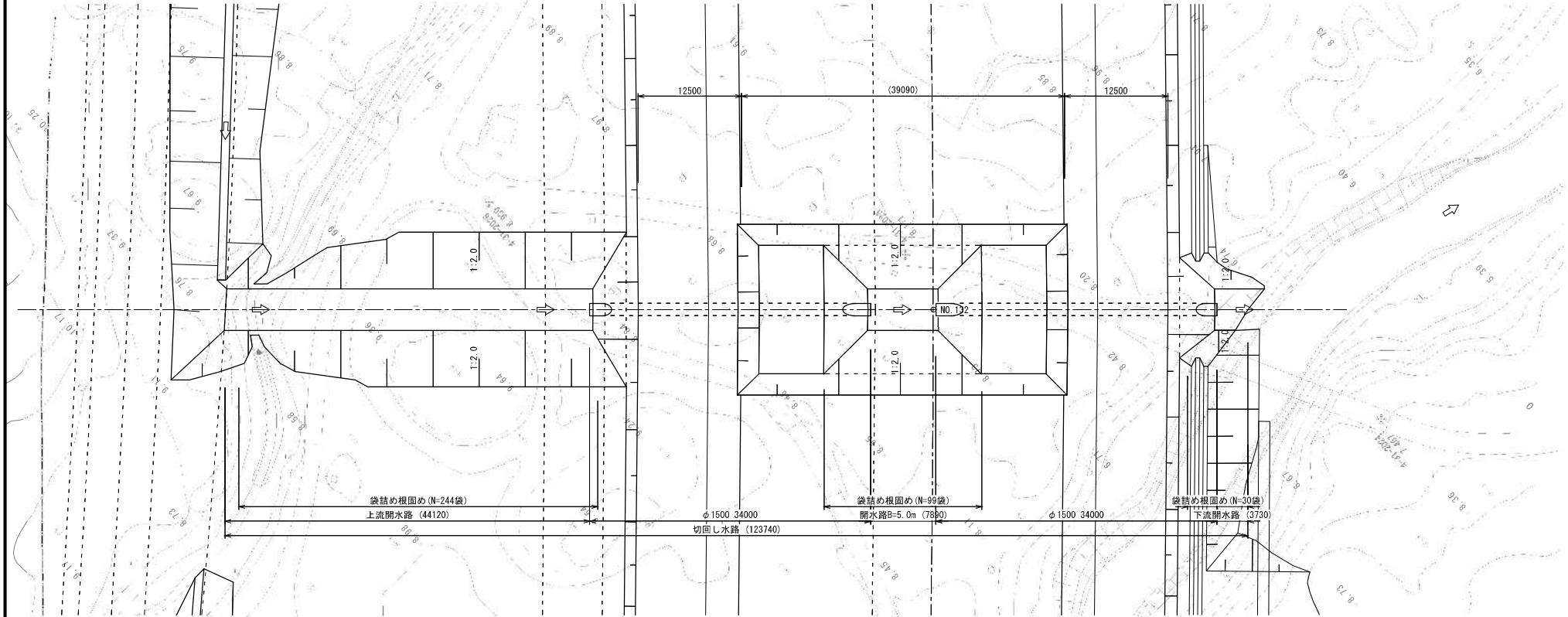
工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	仮排水路端部詳細図		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:100	図面番号	36 / 50
会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

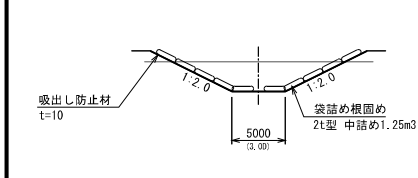
切回し水路詳細図

S=1:250

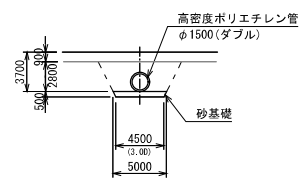
平面図



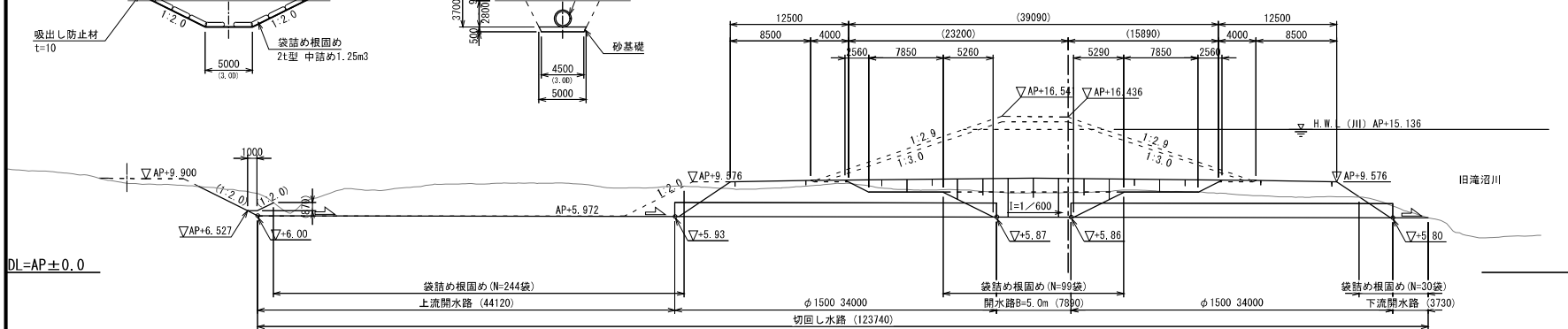
開水路標準横断面図



暗渠部標準横断面図



縦断面図
(NO. 132)



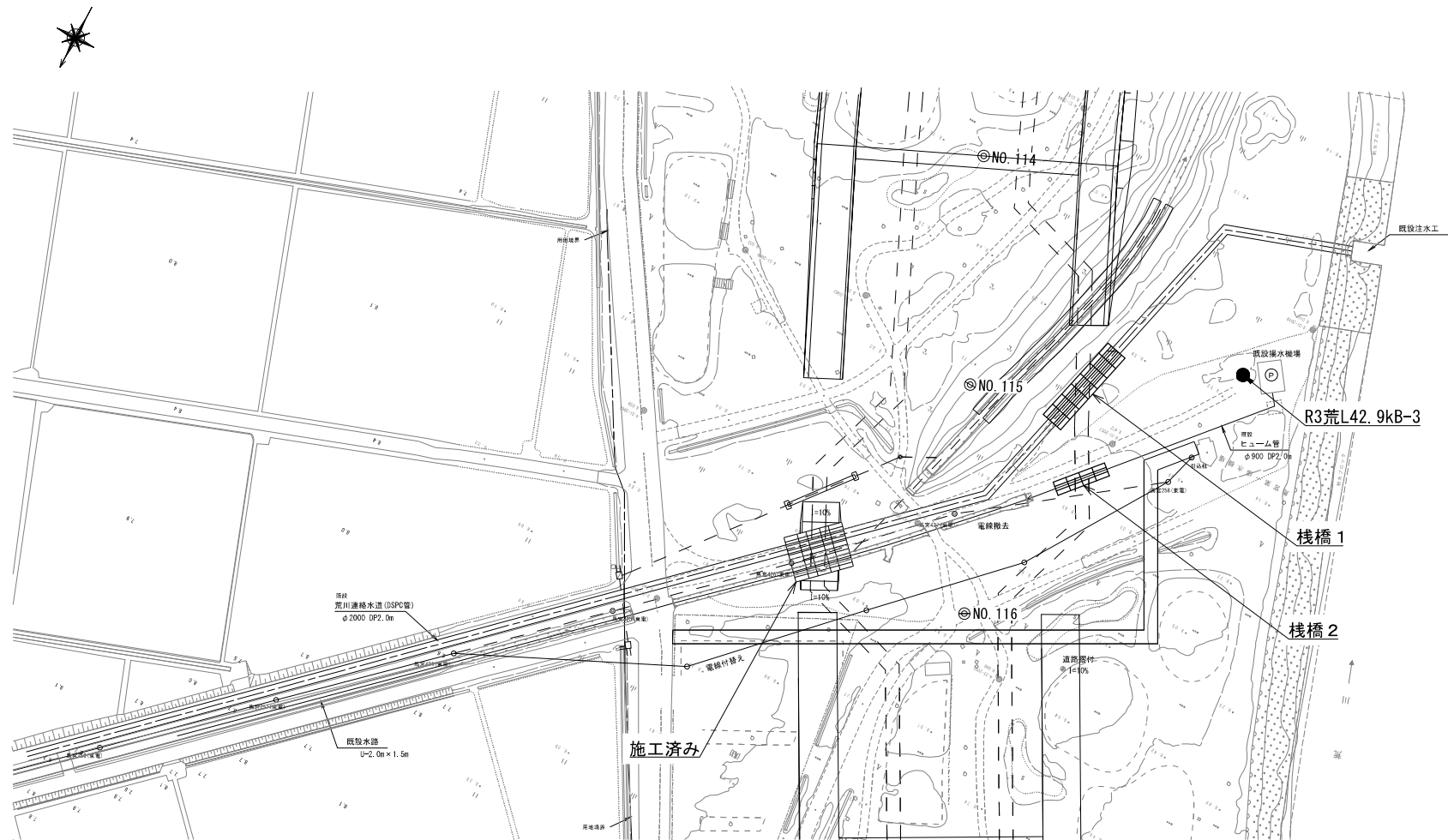
DL=AP±0.0

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	切回し水路詳細図		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:250	図面番号	37 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

栈橋平面図 S=1:500

(馬宮土地改良区取水施設・荒川連絡水道専用水路)



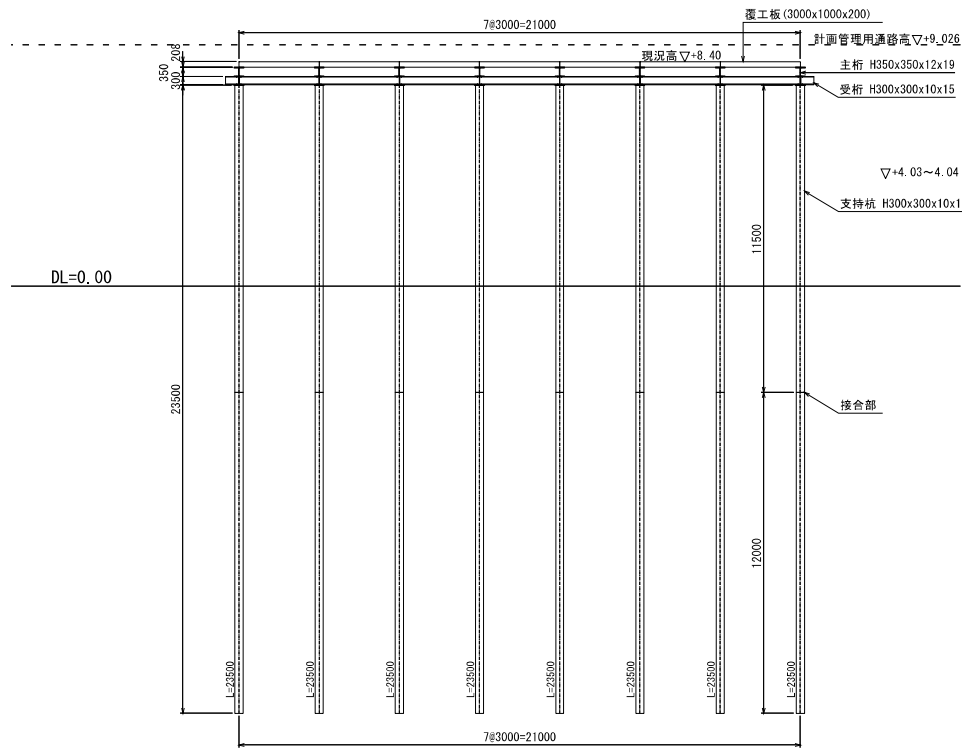
工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	栈橋平面図		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:500	図面番号	38 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

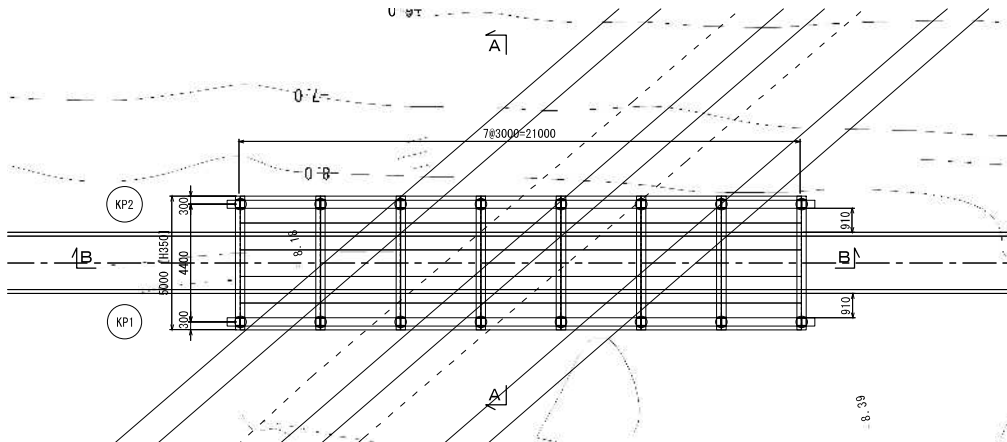
栈橋 1 一般図

(馬宮土地改良区取水施設・荒川連絡水道専用水路)

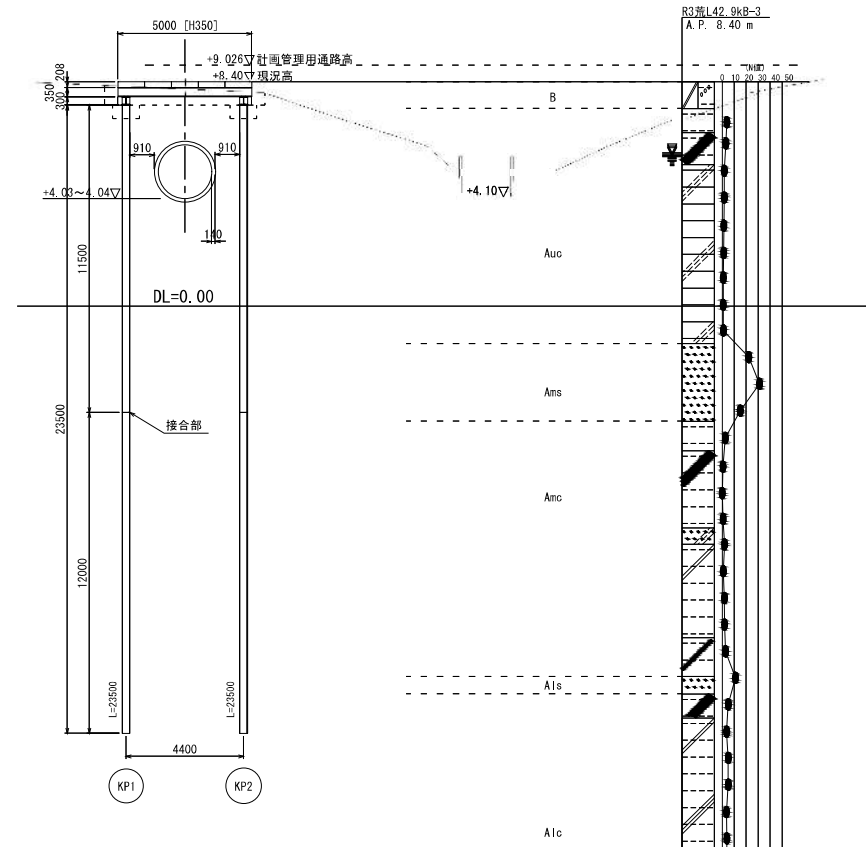
B-B 断面図 S=1:100



平面図 S=1:100



A-A 断面図 S=1:100



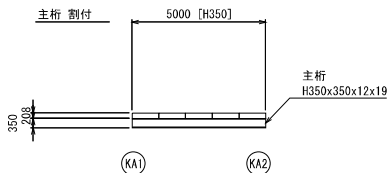
工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	栈橋 1 一般図		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:100	図面番号	39 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なりす

栈橋 1 詳細図 (1)

主桁配置図

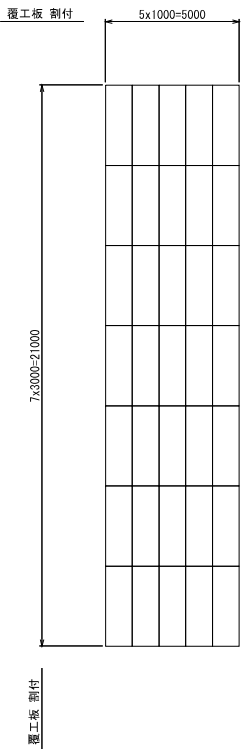
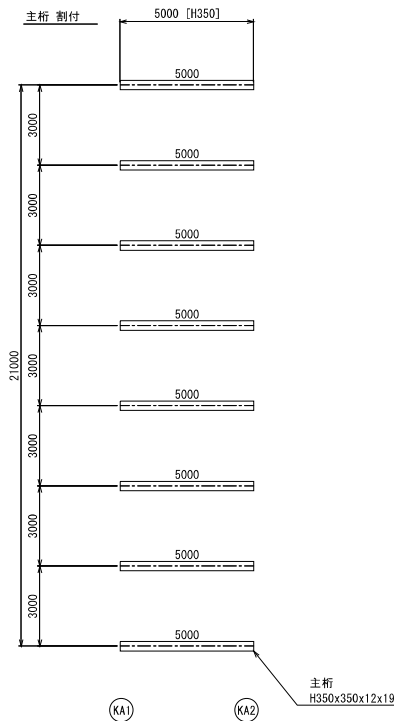
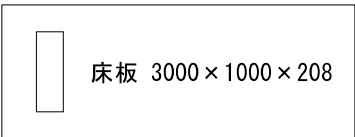
S=1:100



覆工板配置図

S=1:100

凡例



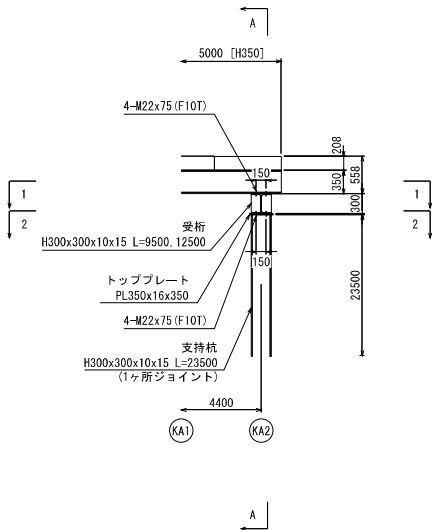
本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	栈橋 1 詳細図 (1)		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	図 示	図面番号	40 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

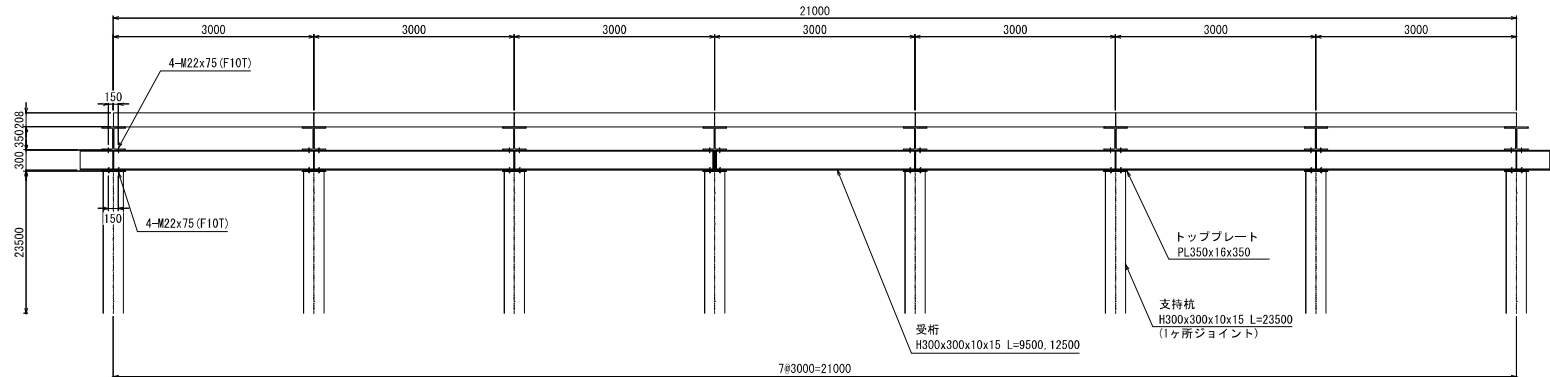
栈橋 1 詳細図 (3)

下部工

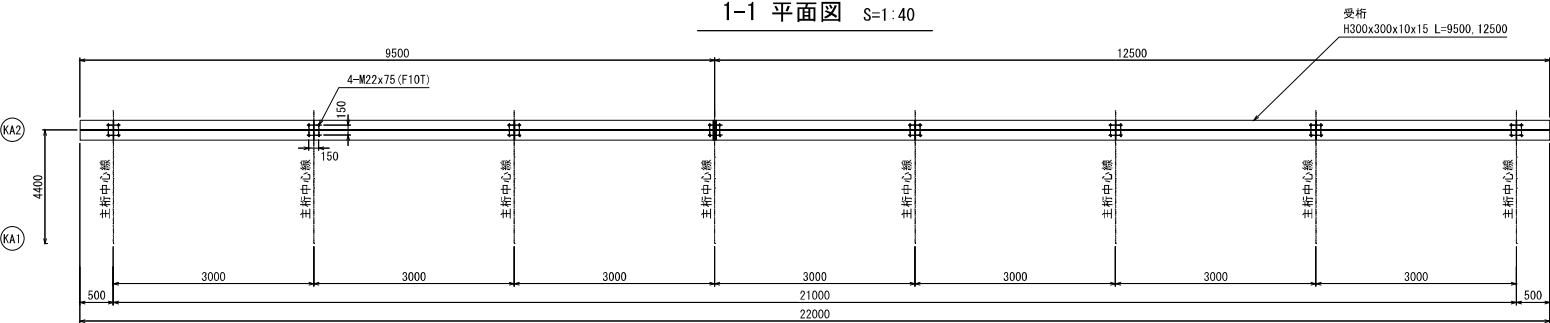
側面図 S=1:40



A-A 断面図 S=1:40



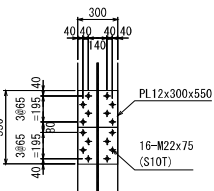
1-1 平面図 S=1:40



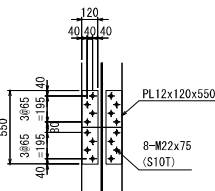
支持杭接合部詳細図 S=1:20

(H300x300x10x15)

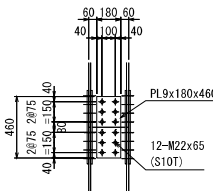
(フランジ外面)



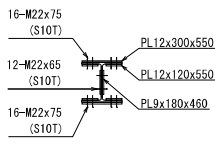
(フランジ内面)



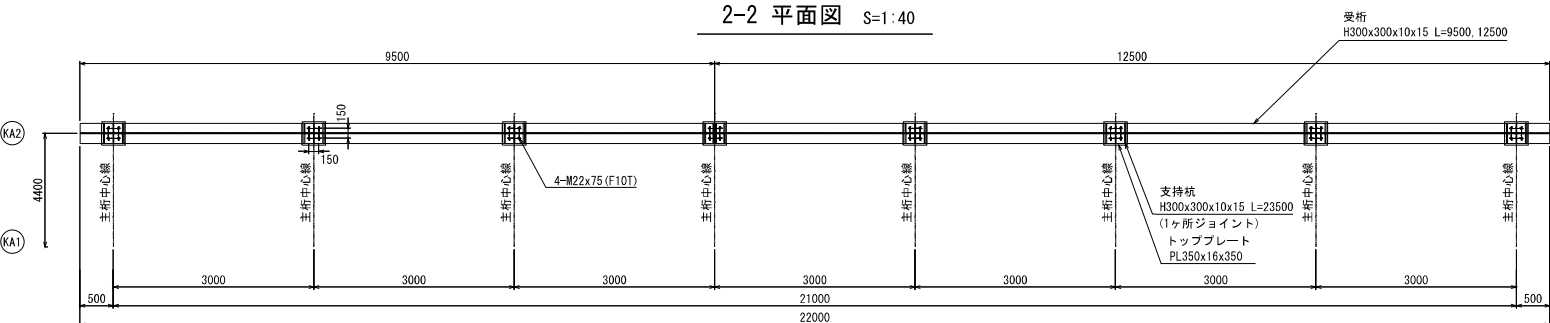
(ウェブ面)



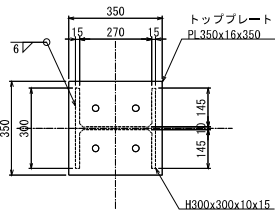
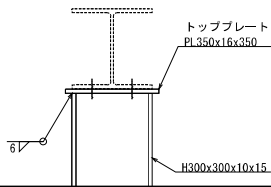
(平面図)



2-2 平面図 S=1:40



トッププレート溶接図 S=1:10



隅肉溶接 (脚長6mm)
L1=300mm×2箇所
L2=270mm×2箇所
L3=145mm×4箇所
L4=15mm×4箇所

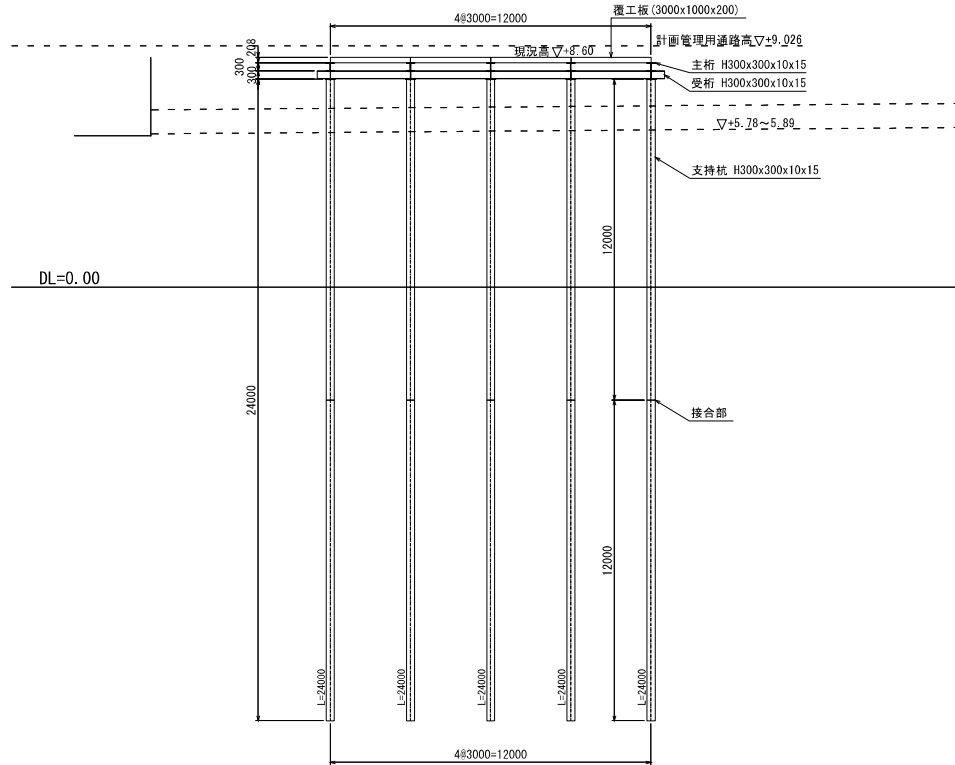
本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事
図面名	栈橋 1 詳細図 (3)
作成年月日	令和 8 年 3 月
縮尺	図 示 図面番号 42 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所

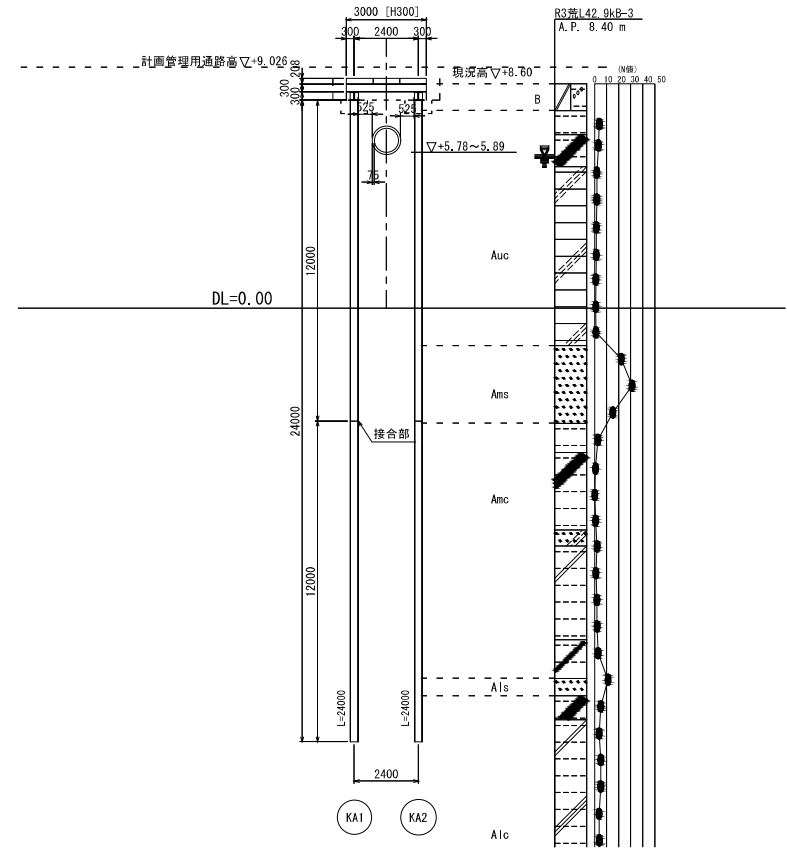
栈橋 2 一般図

(馬宮土地改良区取水施設・荒川連絡水道専用水路)

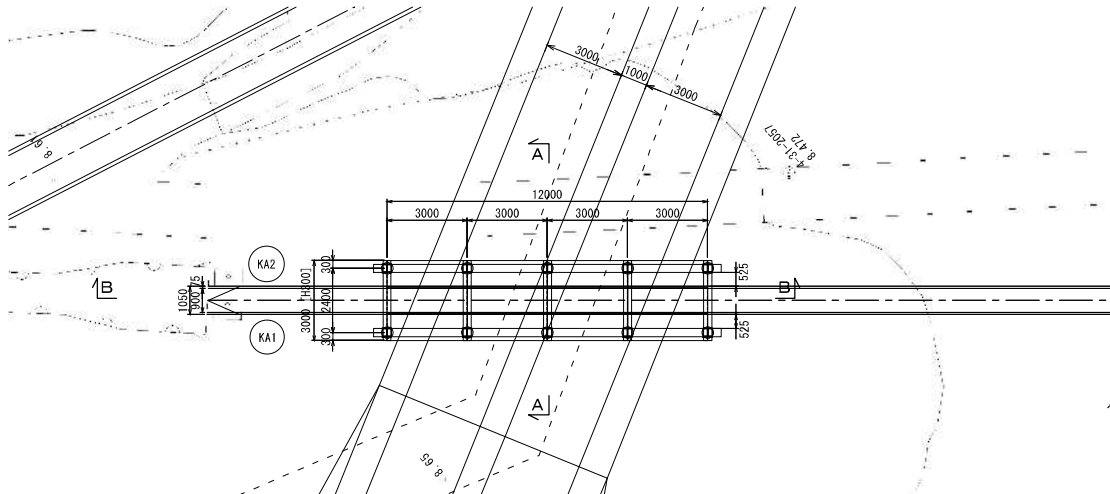
B-B 断面図 S=1:100



A-A 断面図 S=1:100



平面図 S=1:100



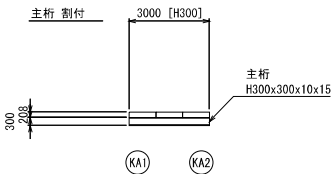
工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	栈橋 2 一般図		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:100	図面番号	43 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

栈橋 2 詳細図（1）

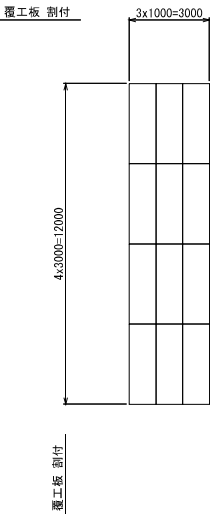
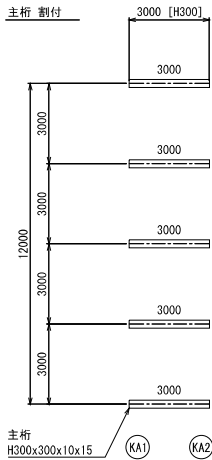
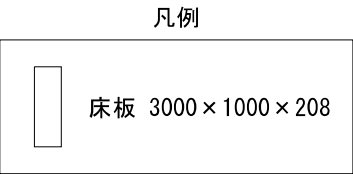
主桁配置図

S=1:100



覆工板配置図

S=1:100

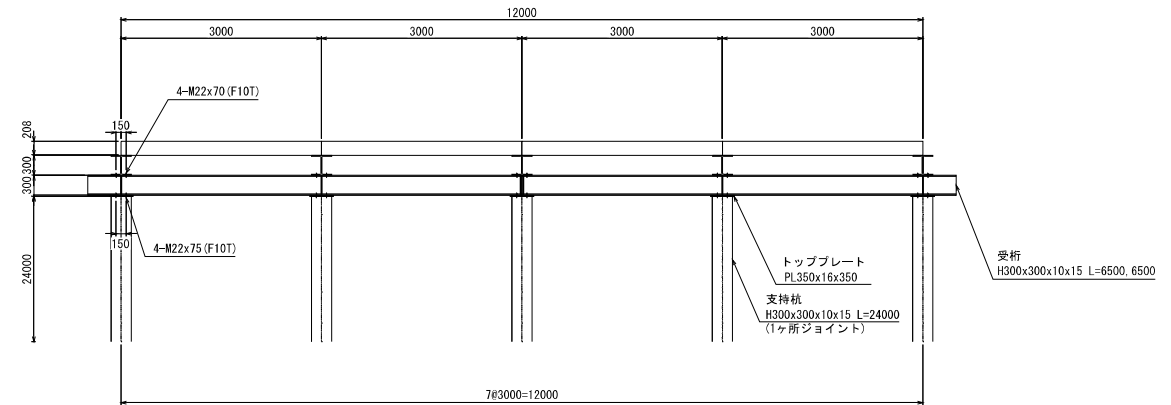


工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	栈橋 2 詳細図（1）		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	図 示	図面番号	44 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

下部工

A-A 断面図 S=1:40

[illegible]

Technical drawing of a bridge deck cross-section. The total width is 13000 mm. The deck is 2400 mm high. The reinforcement consists of 4-N22x75 (F10T) bars at the bottom. The top plate is PL350x16x350. The support is H300x300x10x15 L=24000 (1ヶ所ジョイント). The bottom reinforcement is H300x300x10x15 L=6500, 6500. The drawing shows a cross-section with a central support and two side supports. The dimensions are as follows: total width 13000 mm, deck width 12000 mm, and side flange width 500 mm. The deck height is 2400 mm. The reinforcement is 4-N22x75 (F10T) bars. The top plate is PL350x16x350. The support is H300x300x10x15 L=24000 (1ヶ所ジョイント). The bottom reinforcement is H300x300x10x15 L=6500, 6500. The drawing shows a cross-section with a central support and two side supports. The dimensions are as follows: total width 13000 mm, deck width 12000 mm, and side flange width 500 mm. The deck height is 2400 mm. The reinforcement is 4-N22x75 (F10T) bars. The top plate is PL350x16x350. The support is H300x300x10x15 L=24000 (1ヶ所ジョイント). The bottom reinforcement is H300x300x10x15 L=6500, 6500.

隅肉溶接（脚長6mm）
 L1=300mm×2箇所
 L2=270mm×2箇所
 L3=145mm×4箇所
 L4= 15mm×4箇所

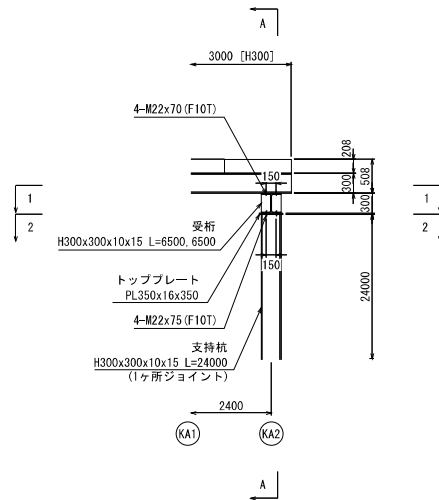
本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

工事名	R8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	仕様 2 詳細図 (2)		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	図 示	図面番号	45 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

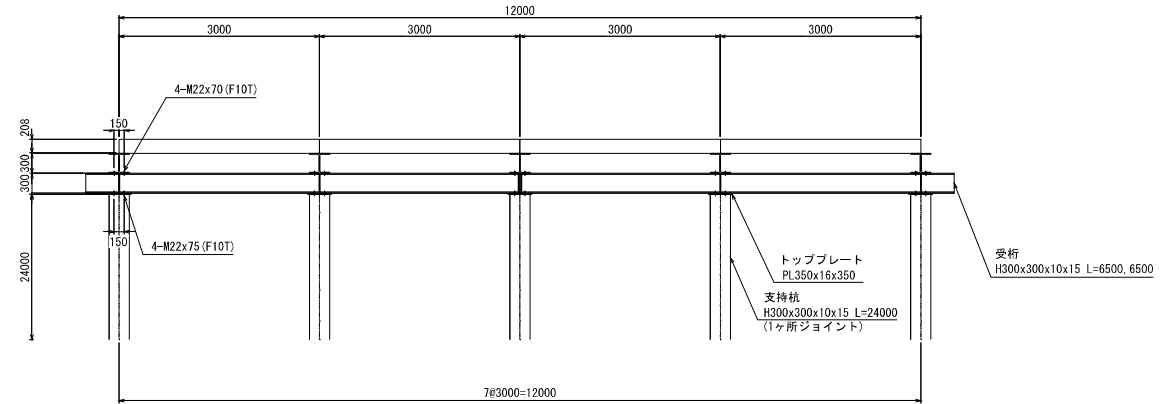
栈橋 2 詳細図 (3)

下部工

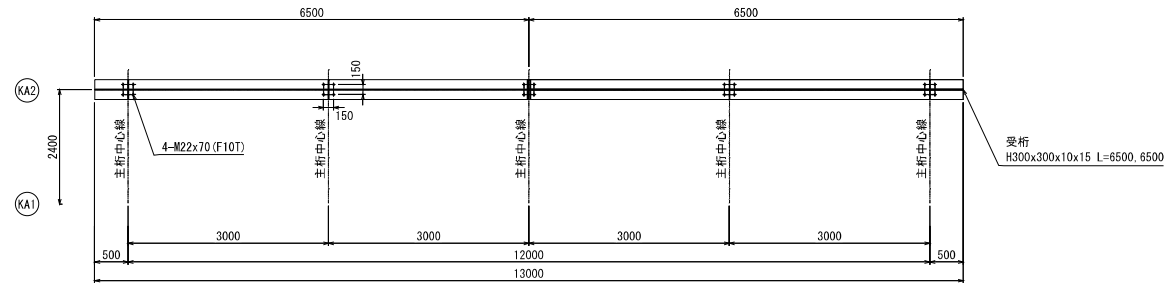
側面図 S=1:40



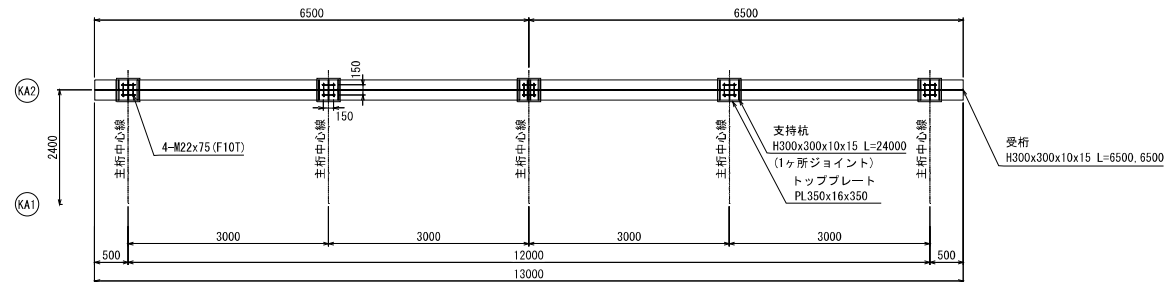
A-A 断面図 S=1:40



1-1 平面図 S=1:40



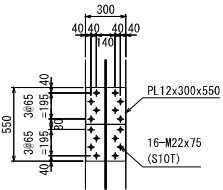
2-2 平面図 S=1:40



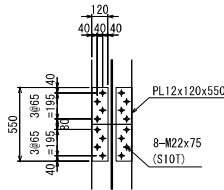
支持杭接合部詳細図 S=1:20

(H300x300x10x15)

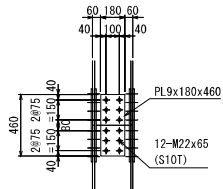
(フランジ外面)



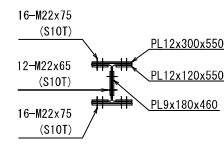
(フランジ内面)



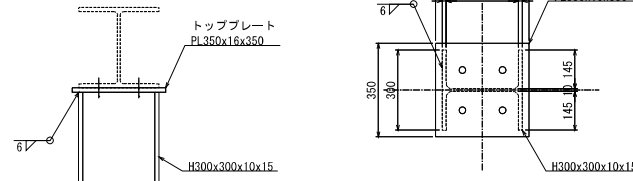
(ウェブ面)



(平面図)



トッププレート溶接図 S=1:10



隅肉溶接 (脚長6mm)
L1=300mm×2箇所
L2=270mm×2箇所
L3=145mm×4箇所
L4=15mm×4箇所

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

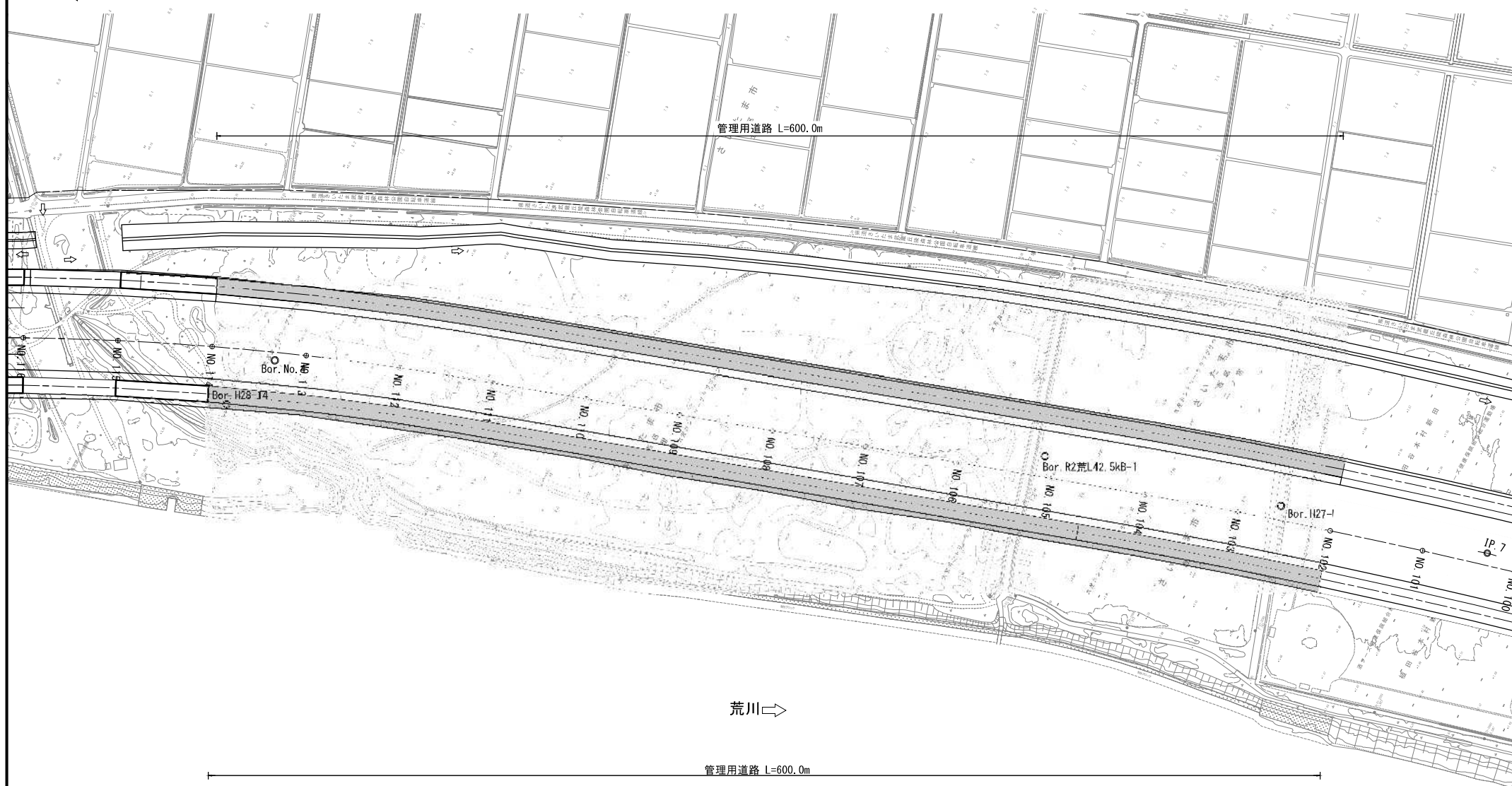
工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	栈橋 2 詳細図 (3)		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	図 示	図面番号	46 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

指定部分範囲図（1）

S=1:1000

平面図

凡 例
指定部分範囲



荒川⇒

管理用道路 L=600.0m

工事名	R 8 荒川第二・三調節池基礎整備工事		
図面名	指定部分範囲図（1）		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:1000	図面番号	47 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

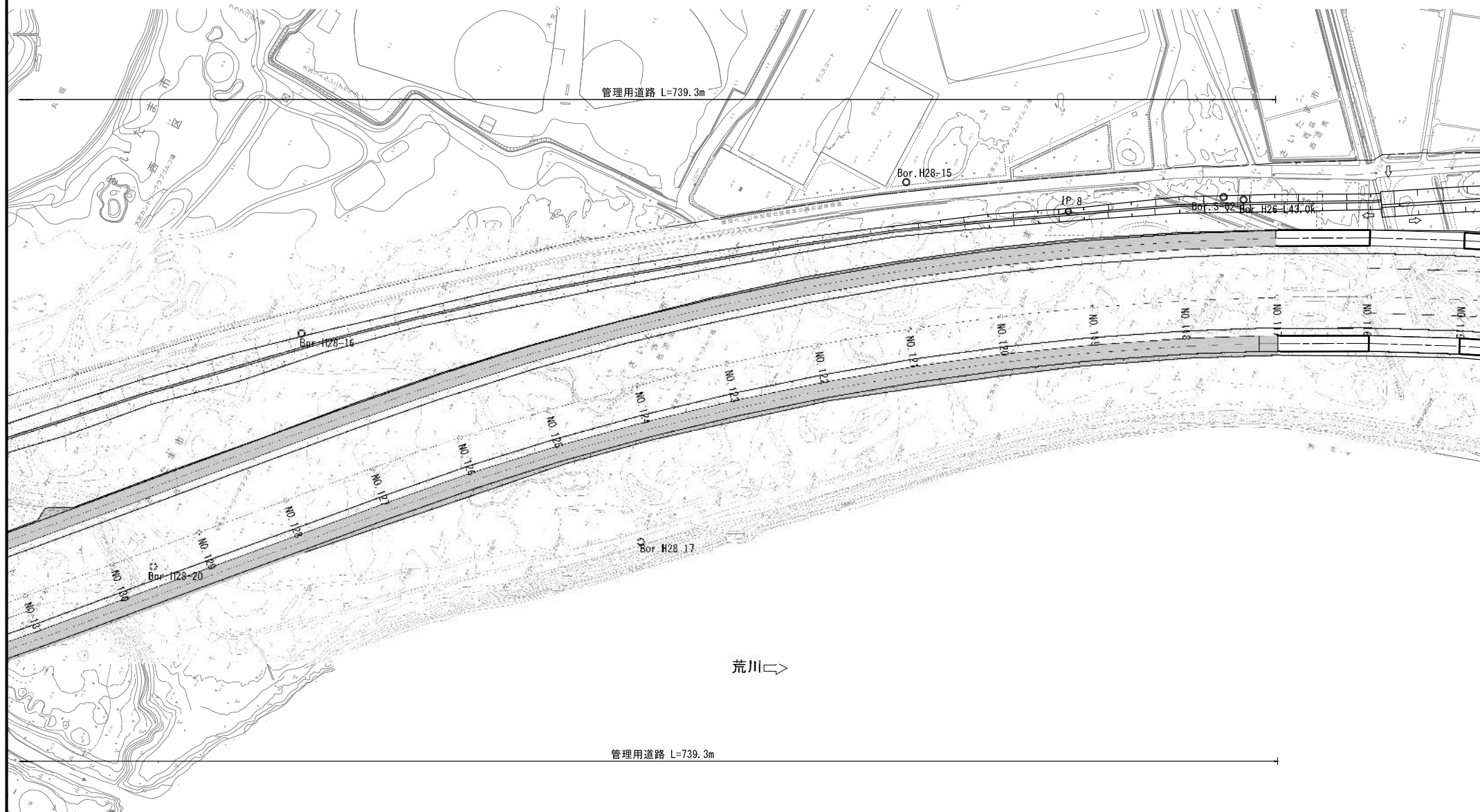
本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

指定部分範囲図（2）

S=1:1000

平面図

凡 例
指定部分範囲



工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	指定部分範囲図（2）		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:1000	図面番号	48 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

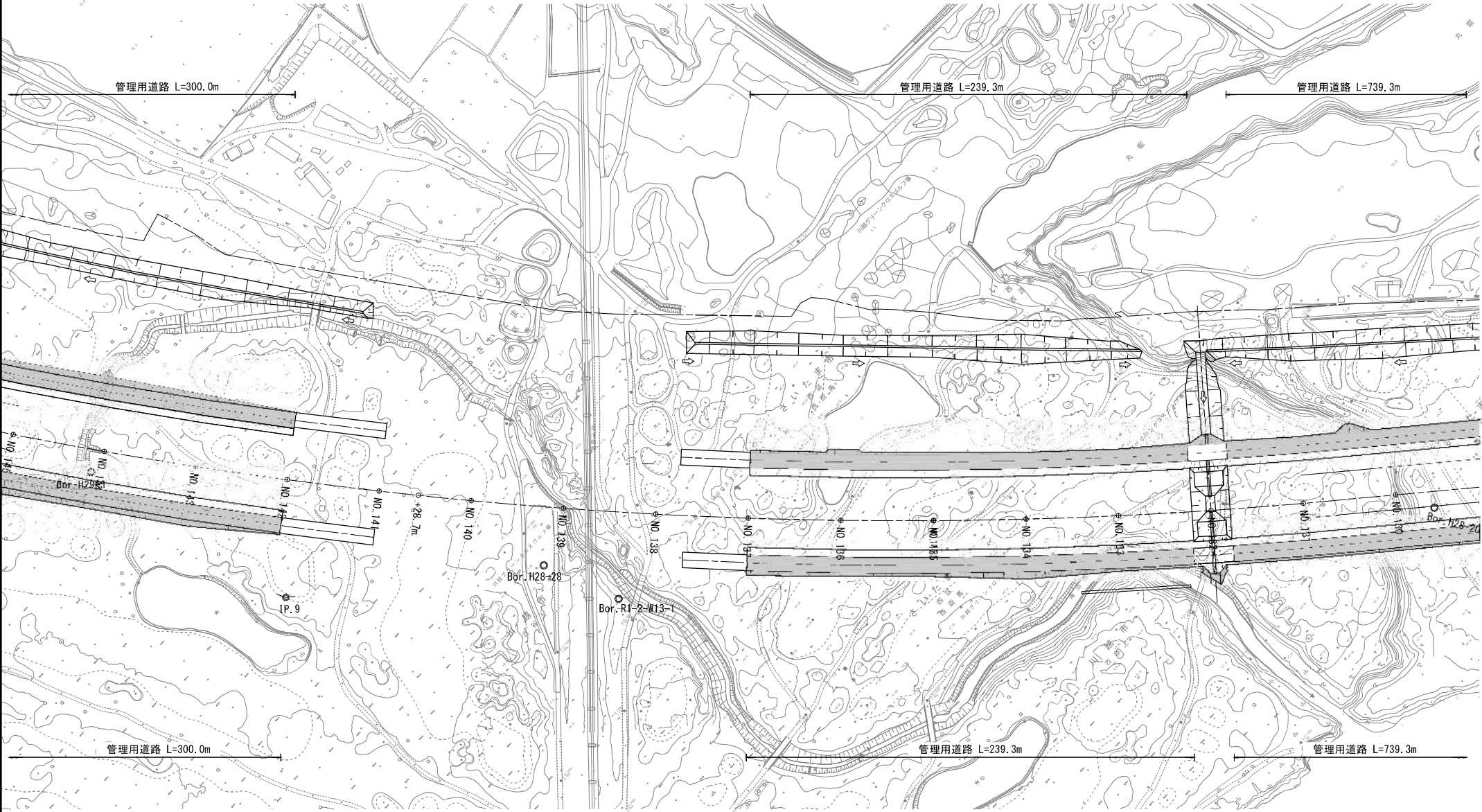
本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

指定部分範囲図 (3)

S=1:1000

平面図

凡 例
指定部分範囲



工事名	R 8 荒川第二・三調節池基礎整備工事
図面名	指定部分範囲図 (3)
作成年月日	令和 8 年 3 月
縮尺	1:1000 図面番号 49 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所

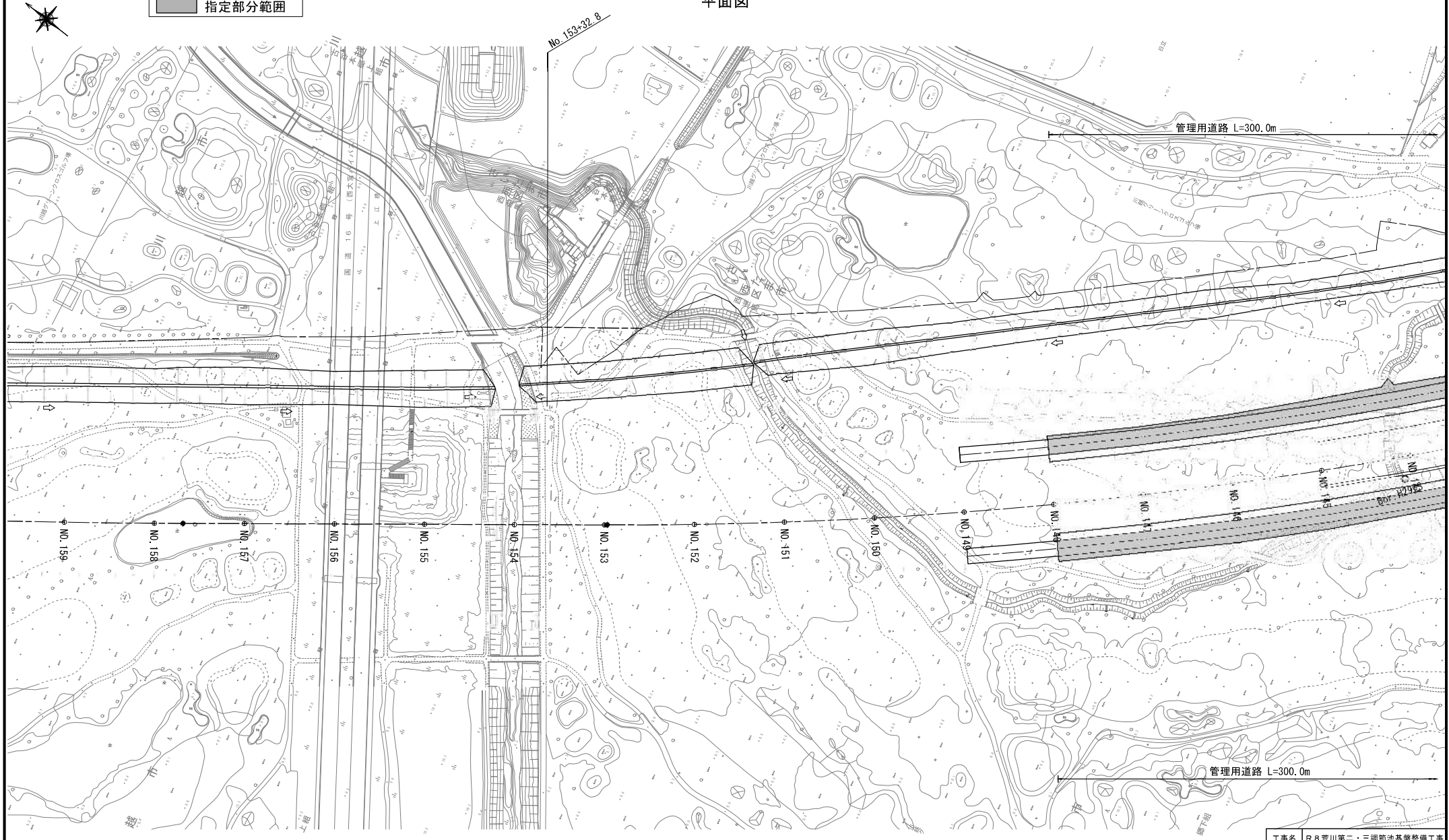
本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

指定部分範囲図（4）

S=1:1000

平面図

凡 例
指定部分範囲

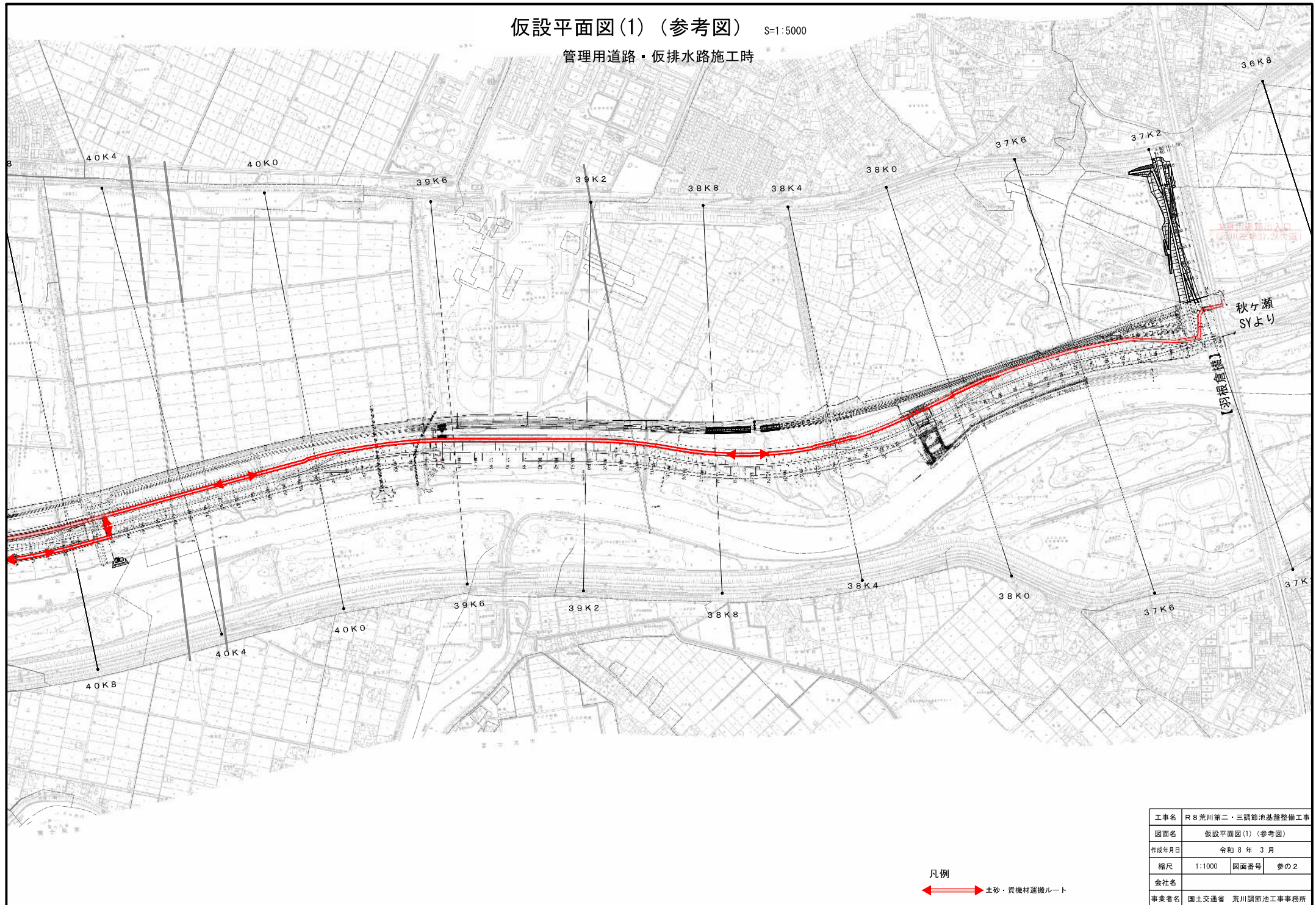


工事名	R 8 荒川第二・三調節池基礎整備工事		
図面名	指定部分範囲図（4）		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:1000	図面番号	50 / 50
会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

仮設平面図(1) (参考図) S=1:5000

管理用道路・仮排水路施工時



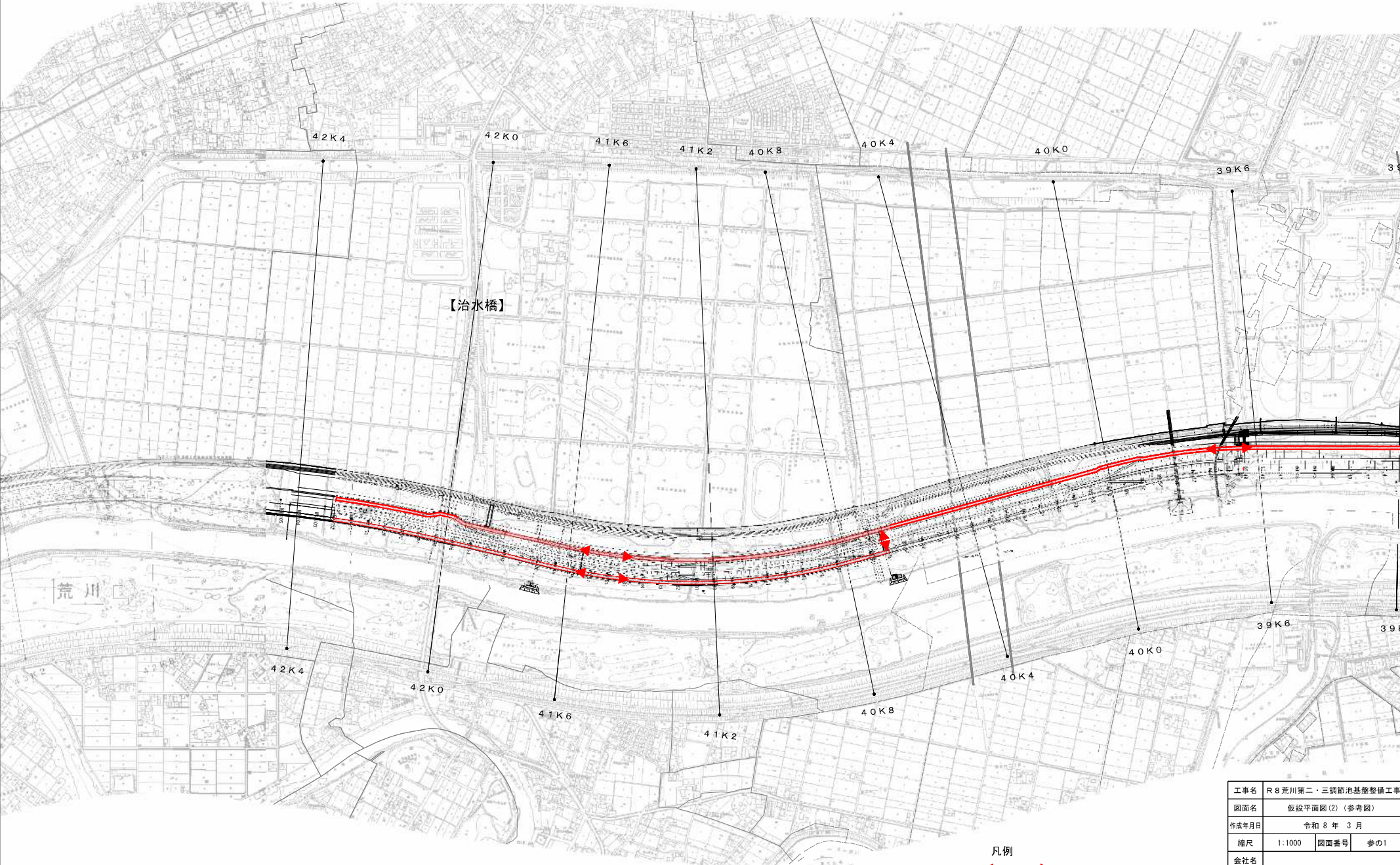
凡例

←→ 土砂・資機材運搬ルート

工事名	R8荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	仮設平面図(1) (参考図)		
作成年月日	令和8年3月		
縮尺	1:1000	図面番号	参の2
会社名			
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

仮設平面図(2) (参考図) S=1:5000

管理用道路・仮排水路施工時



凡例

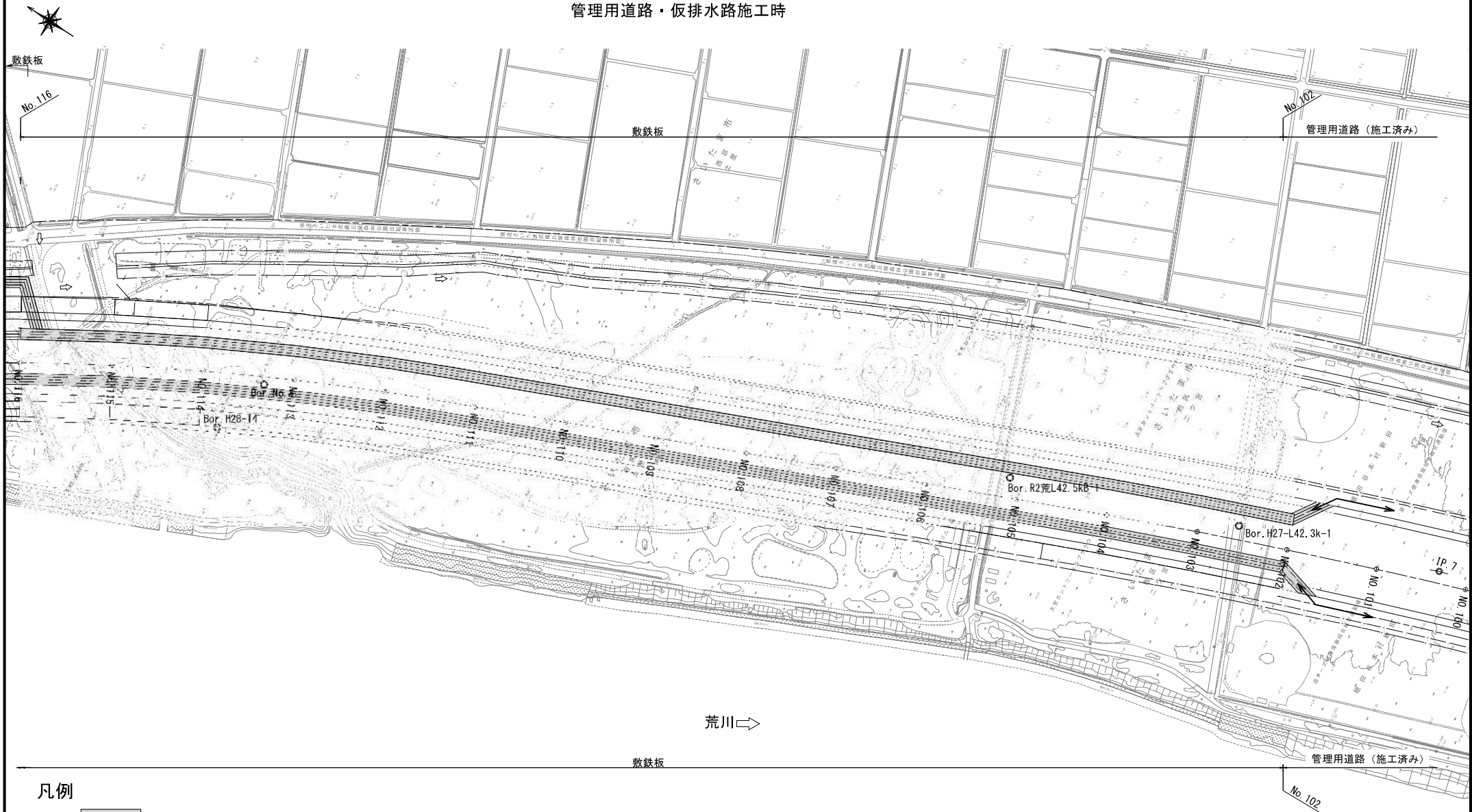
←→ 土砂・資機材運搬ルート

工事名	R8荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	仮設平面図(2) (参考図)		
作成年月日	令和8年3月		
縮尺	1:1000	図面番号	参の1
会社名			
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

仮設平面図(3) (参考図)

S=1:1000

管理用道路・仮排水路施工時



凡例



敷鉄板 (4列)

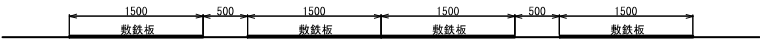


土砂・資機材運搬ルート

敷鉄板断面図

S=1:300

(敷鉄板 (4列))



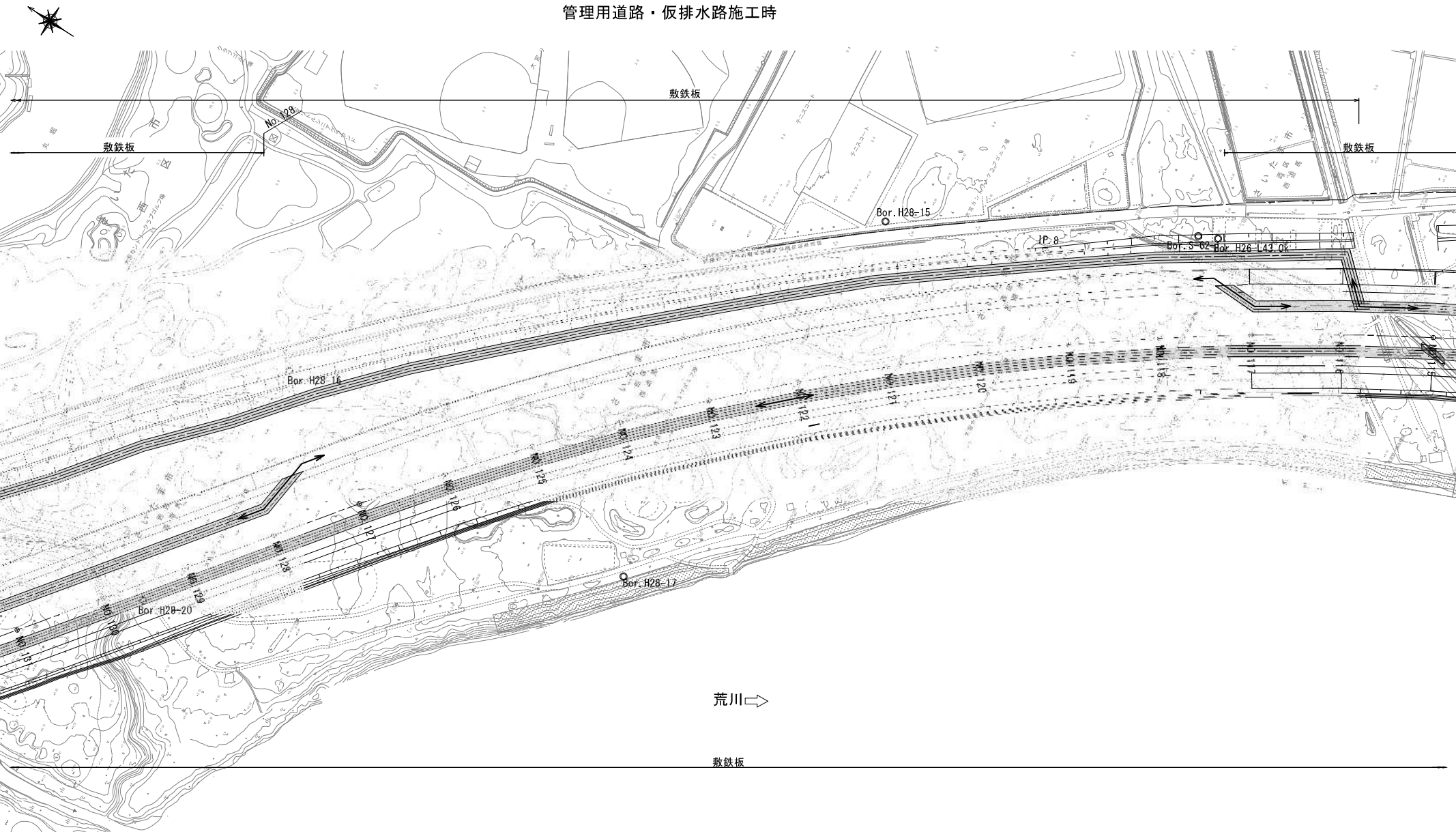
本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	仮設平面図(3) (参考図)		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:1000	図面番号	参の3
会社名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

仮設平面図(4) (参考図)

S=1:1000

管理用道路・仮排水路施工時



凡例



敷鉄板 (4列)



土砂・資機材運搬ルート

敷鉄板断面図

S=1:300

(敷鉄板 (4列))



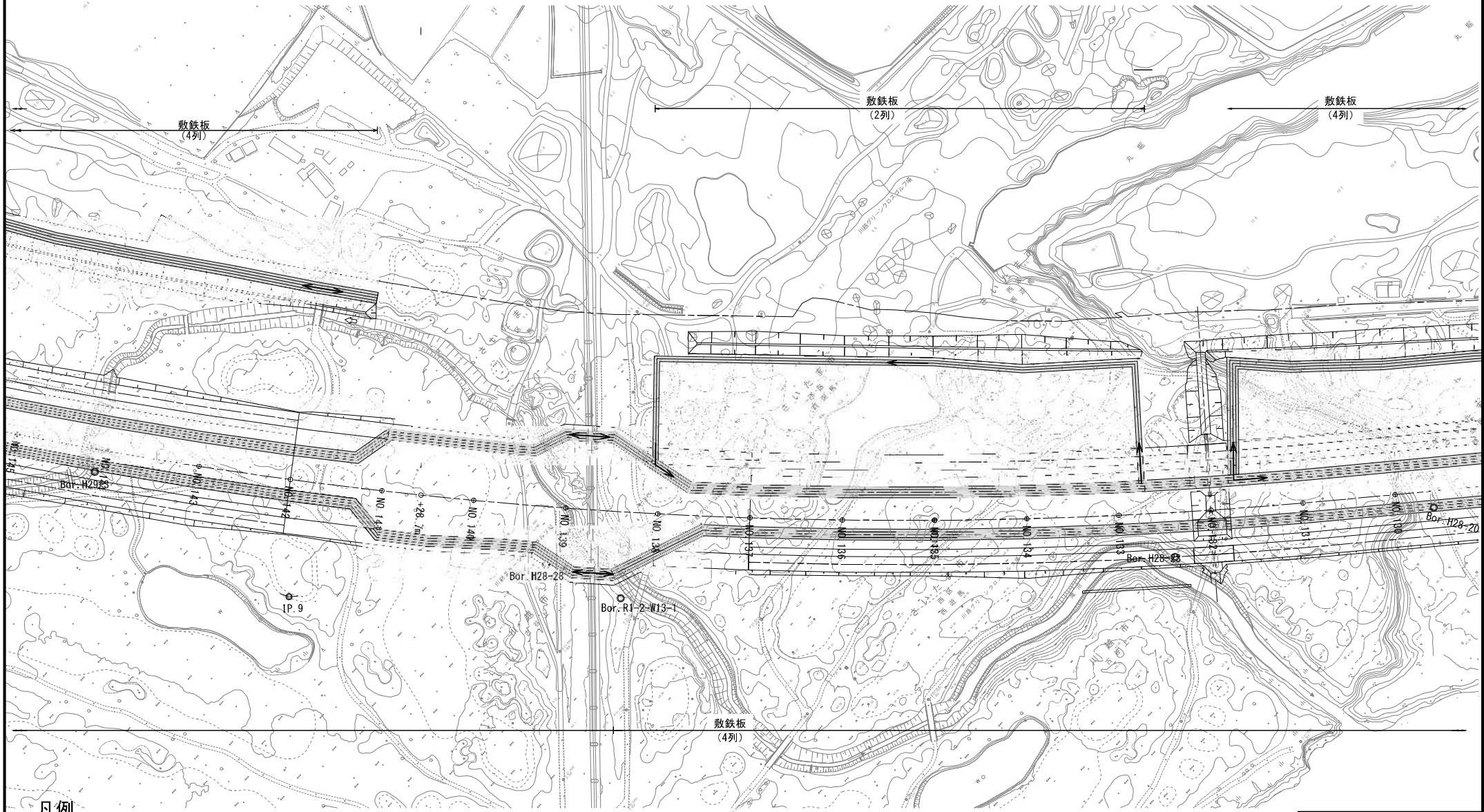
本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	仮設平面図(4) (参考図)		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:1000	図面番号	参の4
会社名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

仮設平面図(5) (参考図)

S=1:1000

管理用道路・仮排水路施工時



凡例



敷鉄板

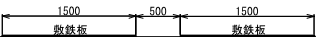


土砂・資機材運搬ルート

敷鉄板断面図

S=1:300

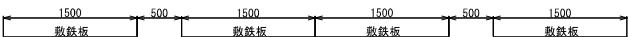
(敷鉄板 (2列))



敷鉄板断面図

S=1:300

(敷鉄板 (4列))



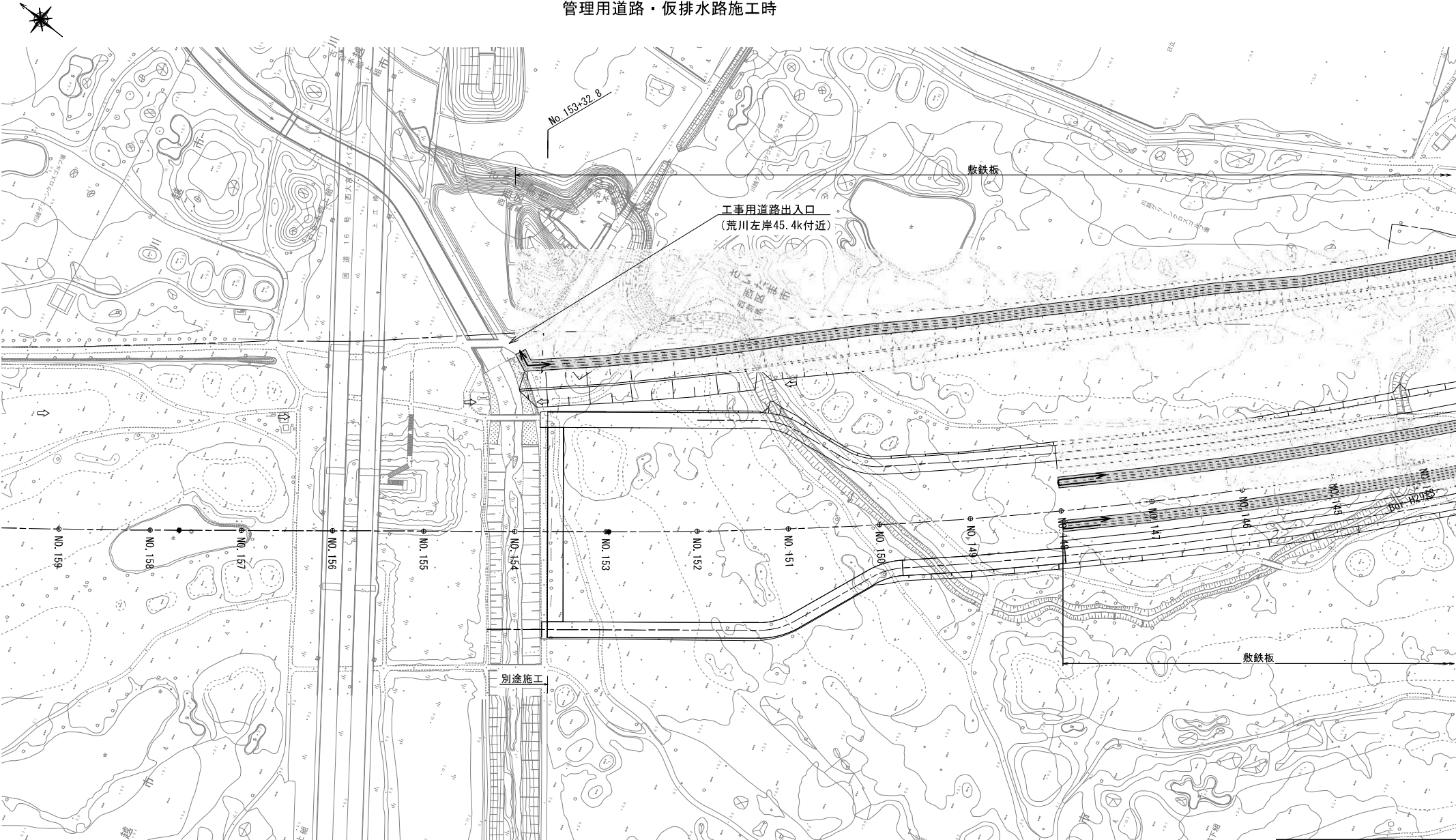
本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	仮設平面図(5) (参考図)		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:1000	図面番号	参の5
会社名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

仮設平面図(6) (参考図)

S=1:1000

管理用道路・仮排水路施工時



凡例



敷鉄板 (4列)



土砂・資機材運搬ルート

敷鉄板断面図

S=1:300

(敷鉄板 4列)



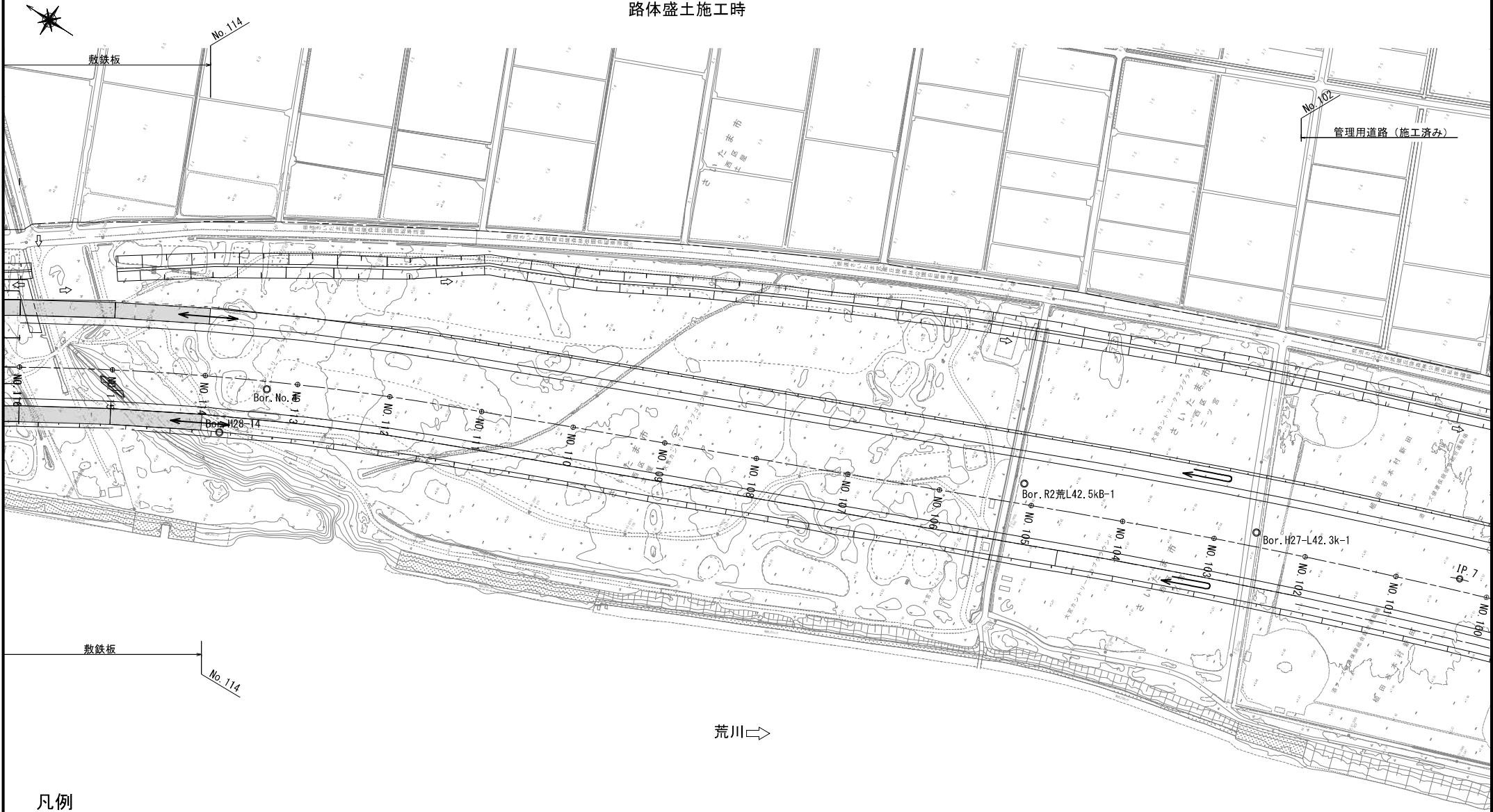
本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

工事名	R8荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	仮設平面図(6) (参考図)		
作成年月日	令和8年3月		
縮尺	1:1000	図面番号	参の6
会社名			
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

仮設平面図(7) (参考図)

S=1:1000

路体盛土施工時



凡例



敷鉄板 (4列)

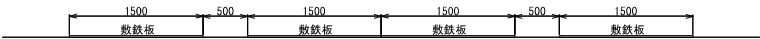


土砂・資機材運搬ルート

敷鉄板断面図

S=1:300

(敷鉄板 (4列))



管理用道路 (施工済み)

No. 102

工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	仮設平面図(7) (参考図)		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:1000	図面番号	参の7
会社名			
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

S=1 : 1000

路体盛土施工時



敷鉄板（4列）

土砂・資機材運搬ルート

敷鉄板断面図 S=1:300

S=1 : 300

(敷鉄板 (4列))



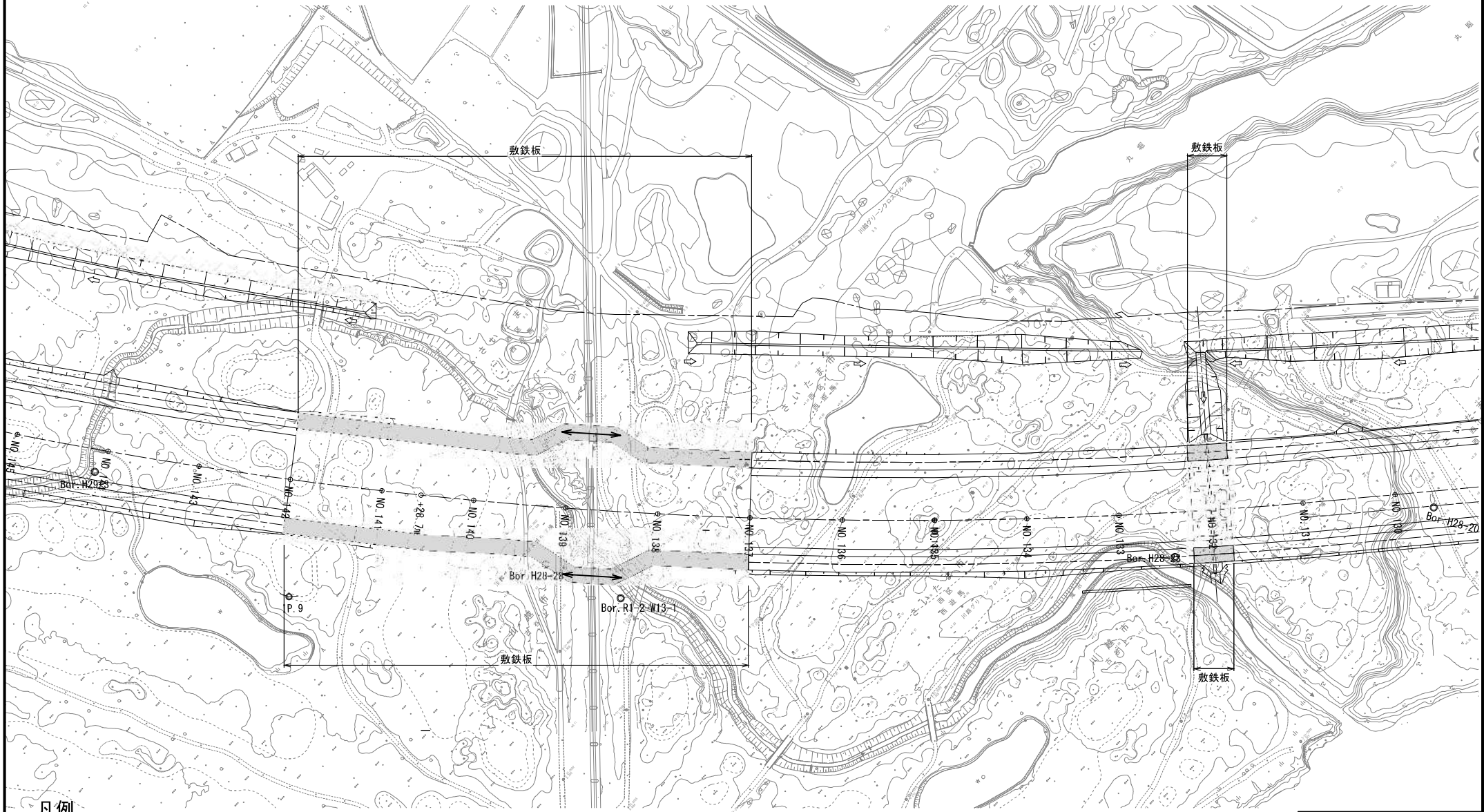
工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	仮設平面図(8) (参考図)		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:1000	図面番号	参の8
会社名			
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

仮設平面図(9) (参考図)

S=1:1000

路体盛土施工時



凡例



敷鉄板 (4列)



土砂・資機材運搬ルート

敷鉄板断面図

S=1:300

(敷鉄板 (4列))



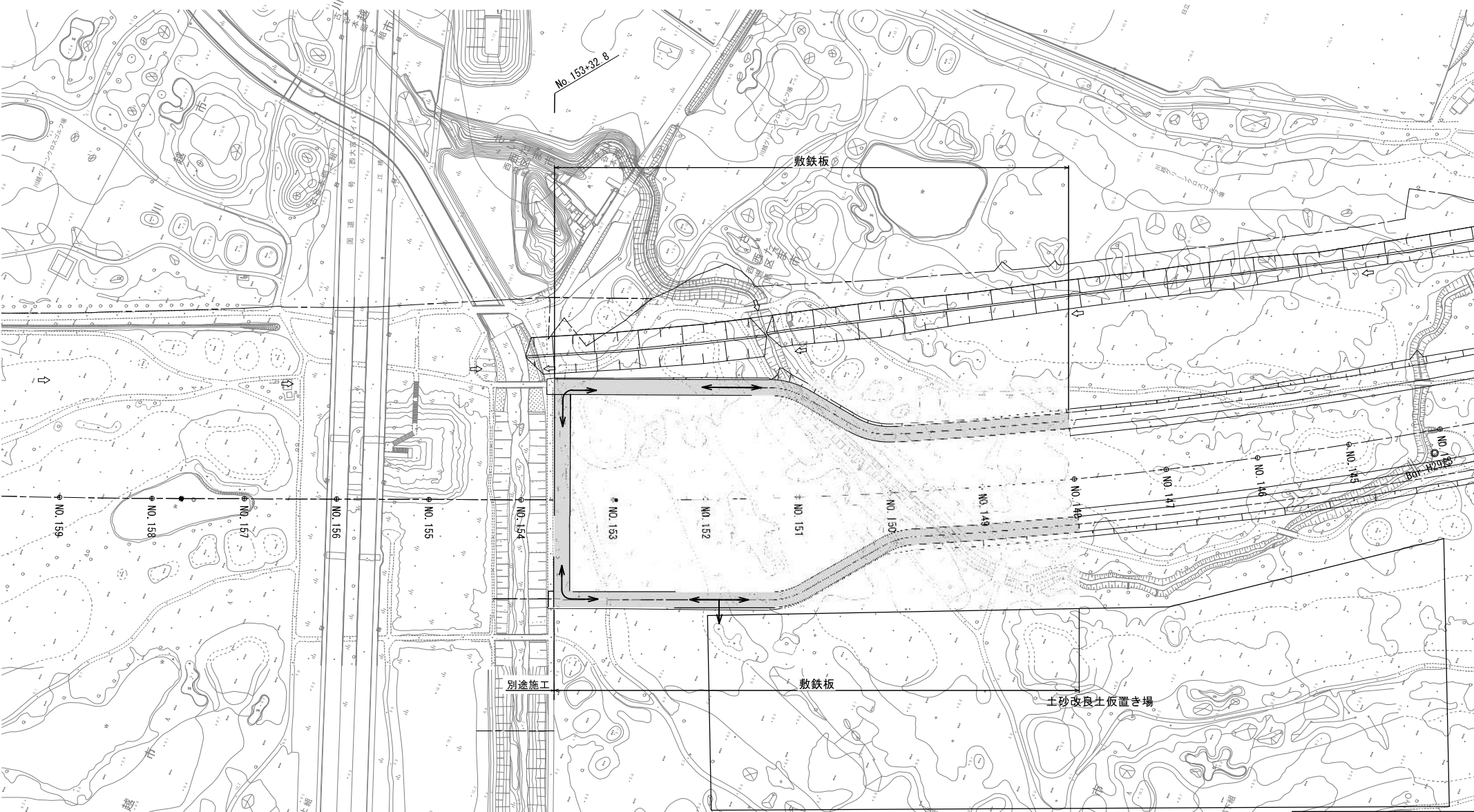
本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

工事名	R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	仮設平面図(9) (参考図)		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	1:1000	図面番号	参の9
会社名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

仮設平面図(10) (参考図)

S=1:1000

路体盛土施工時



凡例



敷鉄板 (4列)



土砂・資機材運搬ルート

敷鉄板断面図

S=1:300

(敷鉄板 (4列))



本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

工事名	R8 荒川第二・三調節池基盤整備工事		
図面名	仮設平面図(10) (参考図)		
作成年月日	令和8年3月		
縮尺	1:1000	図面番号	参の10
会社名			
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		